

145
530

京都市社会事業要覽

京都市社会課編

昭和十三年版



0039213002

0039213-002

14. 5-530

京都市社会事業要覽

京都市社会課・編

京都市社会課

昭和11, 13, 14年版

昭11至15

AGI

京都市社会事業要覽

京都市社会課編

昭和十二年版

14
530



0039213001

0039213-001

14. 5-530

京都市社会事業要覽

京都市社会課・編

京都市社会課

昭和11, 13, 14年版

昭11至15

AGI

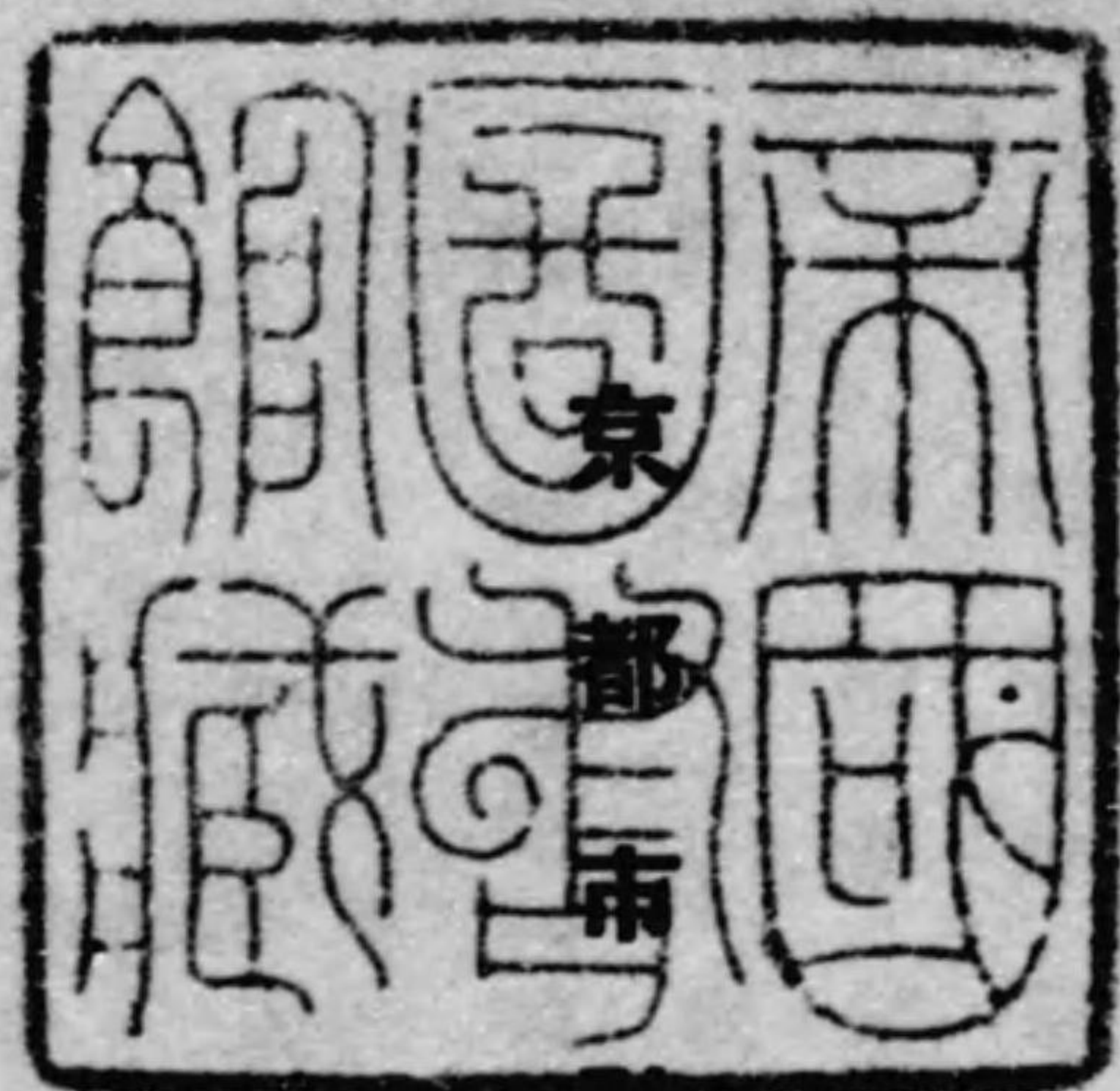
14.5

530

京都市社會事業要覽

昭和十一年版

京都市社會課



京都市社会事業要覧

昭和十一年版

京都市社会課



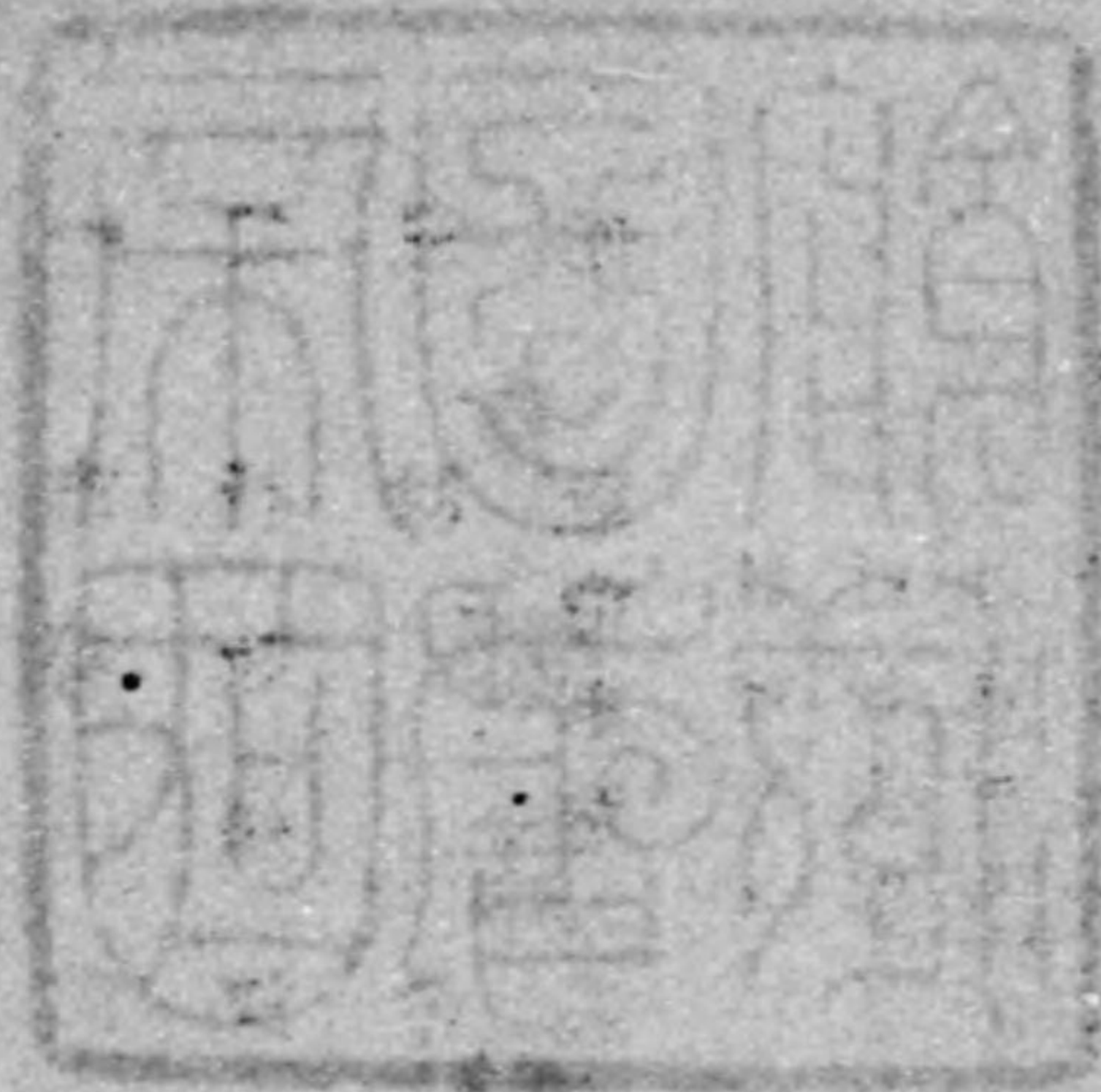
14.5-570

京都市社會事業要覽

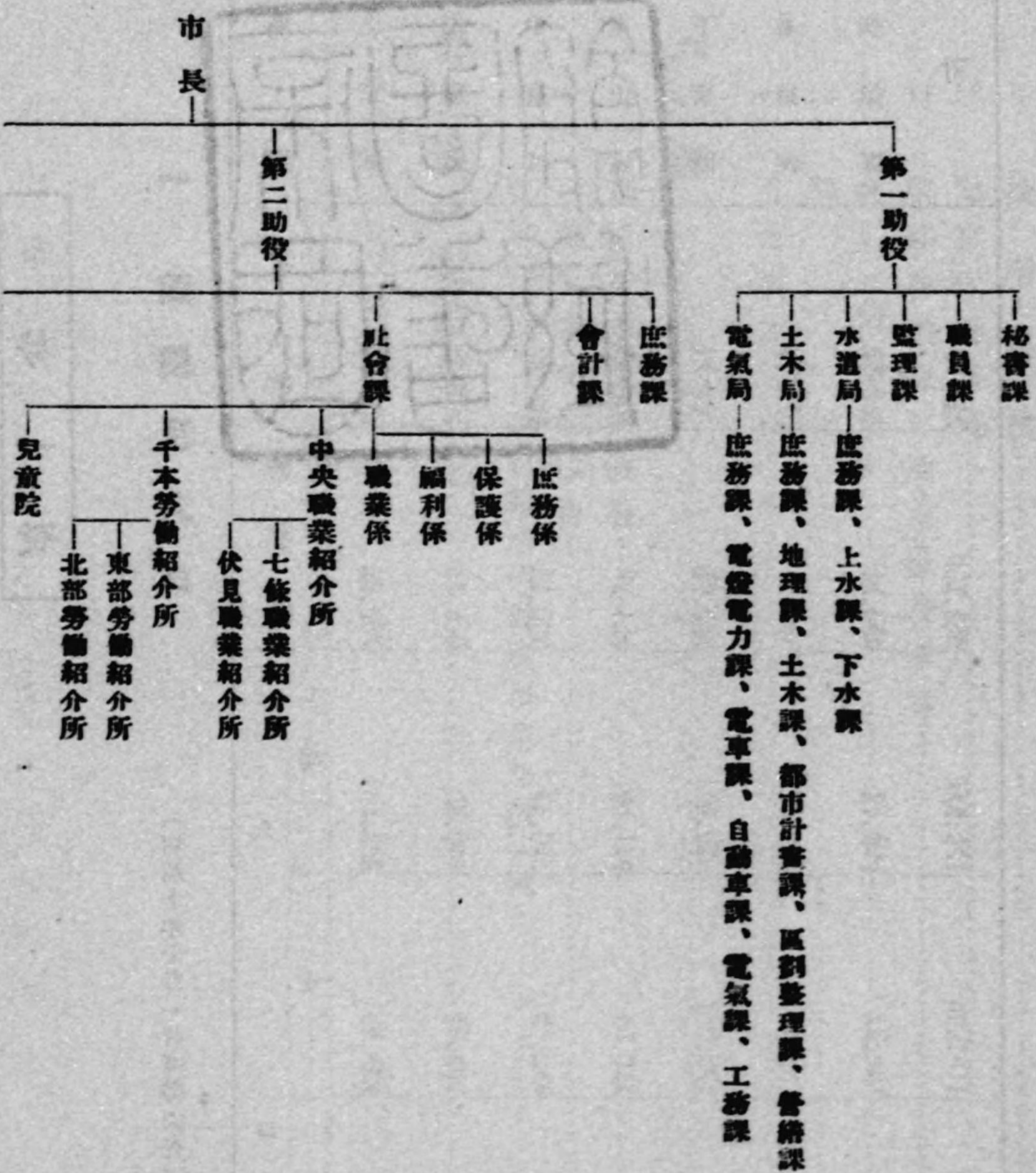
(昭和十一年)

目次

一	市勢一般	一頁
二	行政組織	二頁
三	財政	三頁
四	社會事業一般	五頁
	1 社會事業一覽	五頁
	2 社會課關係歲入出豫算一覽	八頁
	3 社會事業關係基本財産、積立金現在高	一一頁
	4 社會課所管社會事業施設一覽	一一頁
	5 社會事業従事員一覽	一四頁
五	事業の概要	一八頁
	I 窮貧救助事業	一八頁
	2 住宅供給事業	二二頁
	3 宿泊保護事業	二四頁
	4 公設浴場	二五頁
	5 公設食堂	二六頁
6	公益質屋	二七頁



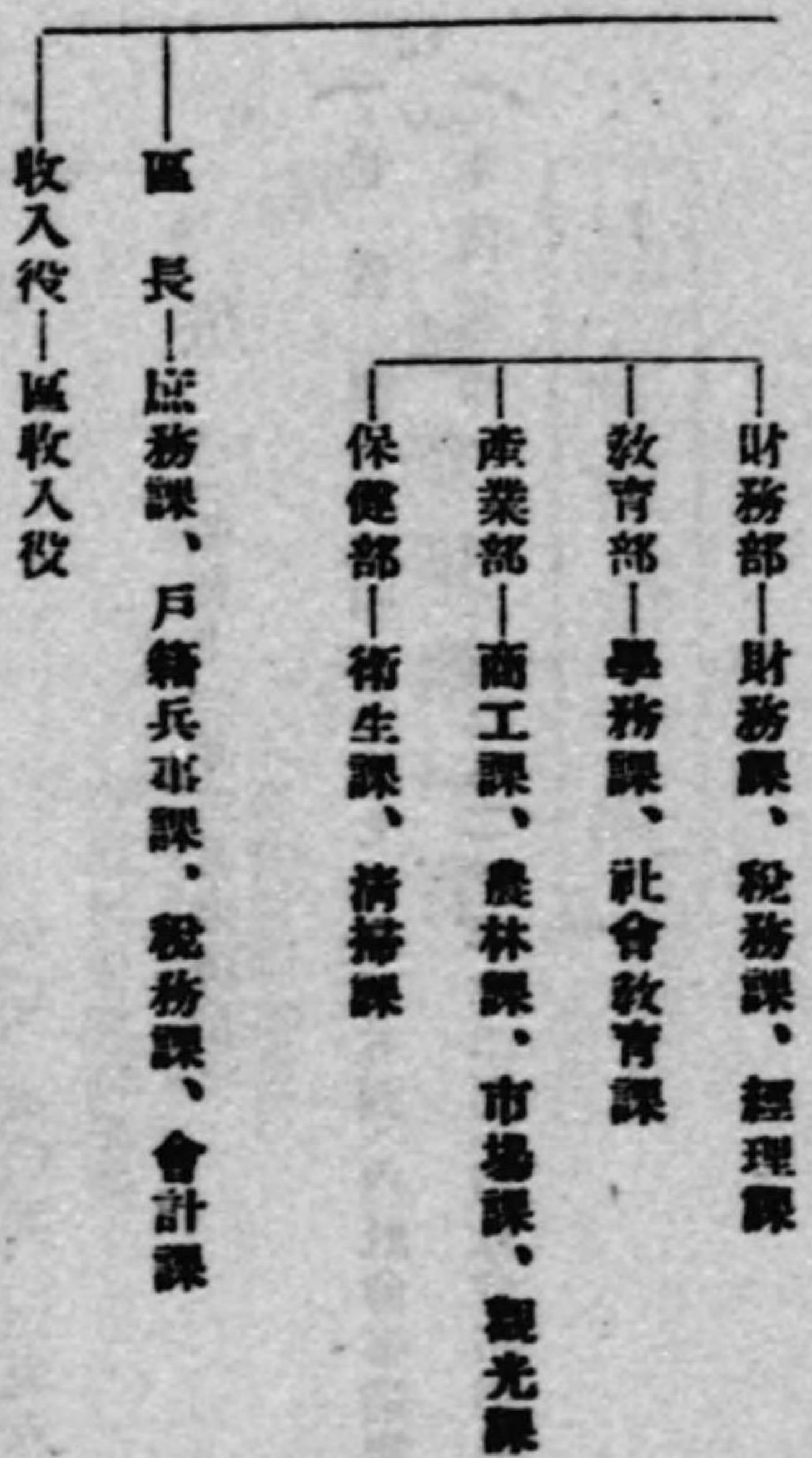
二 行政組織



三 財政

(1) 豫算總額 (各年度共當初豫算)

區別	昭和十一年度	昭和十年度	増減
市豫算	六〇,三三三,三九九	六三,二九五,四八八	△二,七九二,〇八八
學區豫算 (教育費)	三,七四七,七〇四	三,八七五,七七一	△三,〇〇二,〇六七
計	六四,〇八〇,一〇三	六七,一三一,二六六	△三,〇三〇,〇〇三



(2) 京都市歲入出豫算 (昭和十一年度當初豫算)

歲入	市勢一般
稅收	六,二六二,八五六圓
稅外收入其他	四四,〇二七,〇四六圓
市債	一〇,二一三,四九七圓
計	六〇,五〇三,三九九圓

公設食堂	公益質屋	一般職業紹介	日備労働紹介	授産事業	貸興住宅	供給住宅	宿泊保護	公設浴場
中央簡易食堂	京都市公益質屋 (公益質屋) (冠稱未定)	中央職業紹介所	伏見職業紹介所	千本労働紹介所	新町頭市營住宅	紫竹住宅	無料宿泊所	美正公設浴場
大正七年五月	昭和四年三月	大正十四年三月	大正十五年六月	昭和七年四月	大正九年十月	昭和三年十月	昭和八年二月	大正十五年八月
木造平家建	土蔵(二階)及 木造二階建	鐵筋コンクリ 一部木造	木造二階建	木造二階建	木造二階建 一〇一戸	木造二階建 一三二戸	木造二階建	鐵筋コンクリ 一部二階建
二六・五〇	一〇・〇〇	二〇・六六	二四・〇〇	二二・〇〇	四三・九〇	一三三・六八	一四・〇〇	三三・〇〇
一七・三三	一三・〇〇	二二・〇〇	一〇〇・〇〇	二二・〇〇	二二八・三三	一三〇・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇
※八・三三	一三・〇〇	二二・〇〇	三三・〇〇	二二・〇〇	※三三・〇〇	※四六・〇〇	一八・〇〇	改築費九、〇〇〇
昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定

公設食堂	公益質屋	一般職業紹介	日備労働紹介	授産事業	貸興住宅	供給住宅	宿泊保護	公設浴場
中央簡易食堂	京都市公益質屋 (公益質屋) (冠稱未定)	中央職業紹介所	伏見職業紹介所	千本労働紹介所	新町頭市營住宅	紫竹住宅	無料宿泊所	美正公設浴場
大正七年五月	昭和四年三月	大正十四年三月	大正十五年六月	昭和七年四月	大正九年十月	昭和三年十月	昭和八年二月	大正十五年八月
木造平家建	土蔵(二階)及 木造二階建	鐵筋コンクリ 一部木造	木造二階建	木造二階建	木造二階建 一〇一戸	木造二階建 一三二戸	木造二階建	鐵筋コンクリ 一部二階建
二六・五〇	一〇・〇〇	二〇・六六	二四・〇〇	二二・〇〇	四三・九〇	一三三・六八	一四・〇〇	三三・〇〇
一七・三三	一三・〇〇	二二・〇〇	一〇〇・〇〇	二二・〇〇	二二八・三三	一三〇・〇〇	一八・〇〇	一八・〇〇
※八・三三	一三・〇〇	二二・〇〇	三三・〇〇	二二・〇〇	※三三・〇〇	※四六・〇〇	一八・〇〇	改築費九、〇〇〇
昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定	昭和中年度中ニ建築決定

相法 談律	業	事	保	障	兒童院			
中央無料法律相談所 七無料法律相談所	改進隣保館	崇仁隣保館	壬生隣保館	三條隣保館	錦林隣保館	養正隣保館	樂只隣保館	兒童院
大正九年四月 昭和四年五月	大正十五年八月	大正十年七月	大正十五年五月	大正十五年三月	大正十五年五月	大正十五年三月	大正十五年五月	昭和六年九月
	木造二階建	木造二階建 (三棟)	木造二階建	鐵筋コンクリ ト造三階建	木造二階建	木造二階建	木造二階建	本館鐵筋コン クリト造三 階建、木造平 房二階建
	四八・五	一、三三・九	三三〇・〇〇	三三・九〇	一八・〇〇	二〇〇・〇〇	二七・九六	一、〇五・〇〇
	二六・〇	四〇・三	一九・九〇	三三・〇〇	二六・一八	一三三・〇〇	一三三・〇〇	三九・〇〇 昭八年増築費 二六・〇〇 昭十年増築費 一三・八〇
	建設費 増築費 改築費	増築費 改築費	改築費	改築費	改築費	改築費	改築費	昭八年増築費 昭十年増築費 昭十年増築費
	中央職業紹介所内ニテ行フ 七條職業紹介所内ニテ行フ	本館ハ地元改善團體タル 共立自治會ノ經營セシテ 昭和七年四月本市ニ移管 セリ而シテ昭和九年風害 ヲ被リシ爲擴張改築ス	昭和九年ノ風害ヲ被リシ 爲擴張改築ス	昭和九年ノ風害ヲ被リシ 爲擴張改築ス	昭和九年ノ風害ヲ被リシ 爲擴張改築ス	昭和九年ノ風害ヲ被リシ 爲擴張改築ス	昭和九年ノ風害ヲ被リシ 爲擴張改築ス	昭和八年度ニ於テ静養室 (十床)増築、昭和十年度 ニ於テ待合室新設、静養 室ノ増築ヲナシ目下建築 中ナリ

五 社會事業従事員一覽 (昭和十一年度)

勤務場所	職員種別及定数	職員数
社會課(本廳)	課長(主事) 主事 一 警員(兼) 一 書記 一 三 雇員 三 嘱託(年手當) 三 嘱託(月手當) 一〇 助手 四 給仕 二 臨時調査員 三〇	六八 (内兼一)
中央職業紹介所	所長(麻長) 技師 一 書記 五 雇員 三 給仕 一 使丁 一	一二
七條職業紹介所	所長 書記 四 雇員 二 給仕 一 使丁 一	九
伏見職業紹介所	所長 雇員 一 使丁 一	三
千本労働紹介所	所長(麻長) 書記 三 雇員 四 助手 三 給仕 一 使丁 一 嘱託(兼) 二	一五 (内兼一)
東部労働紹介所	所長(兼) 書記 二 雇員 二 助手 一 使丁 一	七 (内兼二)
北部労働紹介所	所長(兼) 書記 二 雇員 二 助手 一 使丁 一	七 (内兼一)
兒童院	院長(麻長) 主事 一 警員 二 技師(兼) 一 書記 二 調劑員 二 雇員 二 嘱託 五 助産婦長 一 助産婦 四 看護婦 八 訪問婦 四 運轉手 一 機關手 一 炊事夫 二 守衛 一 給仕 一 使丁 二 火夫 一 洗濯人 一 雑仕婦 九 顧問 四 無給嘱託 二	五八 (内兼一)

中央授産場	書記一 雇(三内技術手二) 助手一 使丁二	七
授産場三條分場	雇一(技術手)	一
授産場美正分場	雇一(技術手)	一
無料宿泊所	書記二 雇一 使丁二 囑託(無給)一	六
京都市公益質屋	書記一 雇一 使丁一	三
公益質屋 (冠稱未定)	書記一 雇一 使丁一	三
樂只隣保館	保婦長一 保婦副長一 保婦三 囑託一 使丁一	七
美正隣保館	保婦長一 保婦副長二 保婦三 見習保婦一 囑託二 使丁一	一〇
錦林隣保館	保婦長一 保婦二 見習保婦一 囑託二 使丁一	七

三條隣保館	保婦長一 保婦副長一 保婦三 囑託一 使丁一	七
壬生隣保館	保婦長一 保婦三 囑託一 使丁一	五
崇仁隣保館	保婦長一 保婦副長二 保婦九 囑託二 保婦見習一 使丁二 雑仕婦一	一八
改造隣保館	書記一 保婦長一 保婦副長一 保婦四 囑託一 使丁一	九
醍醐和光寮	書記一 囑託書二 看護人二 使丁一 炊事夫一 雑仕婦二	九
無料法律相談所 (中央・七條)	囑託辯護士一八	一八
全体	課長一 麻長三 主事二 職員二 技師一 書記三八 測刑員二 助産婦長一 保婦長七 保婦副長七 雇二七 保婦二七 囑託三〇 助手以下備人七四 顧問四 無給囑託二二 臨時調査員三〇	二八六

〔備考〕右表以外各隣保館ニハ地元ノ有力者ヲ相談役トシ又ハ無給ヲ以テ隣保事業ニ協力、参加サレル意志者ヲ協同來仕員トシテ夫々若干名ヲ囑託ス

事業概要

一 窮貧救助

1 救護法による救護

本市に於ける救護法關係の事務は凡て直接社會課に於て執行、而して其の補助機關として約一、〇〇〇名の救護委員あり。尙救護委員には實費辨償として年額五圓を支給す。

救護状況 (自昭和八年度至昭和十年度)

世帯数	昭八年度		昭九年度		昭十年度		計
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額	
生活扶助	1,763	5,599	2,012	6,318	1,996	6,813	5,728
居室扶助	1,010	3,994	1,189	4,007	1,110	4,007	3,865
居室補助	338	1,338	262	1,007	262	1,007	1,207
居室生産	338	1,338	262	1,007	262	1,007	1,207
扶生業	338	1,338	262	1,007	262	1,007	1,207
居室計	2,380	9,338	2,713	10,021	2,734	10,021	9,279
計	4,143	16,967	4,725	20,346	4,732	20,838	16,214
埋葬移送	22	87	22	87	22	87	87
計	4,165	17,054	4,747	20,433	4,754	20,925	16,301

種別	昭八年度		昭九年度		昭十年度		計
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	
第一種	1,010	10,010	1,010	10,010	1,010	10,010	3,030
第二種	2,677	2,677	2,677	2,677	2,677	2,677	7,031
計	3,687	12,687	3,687	12,687	3,687	12,687	10,061

〔註〕 1 右表中昭和十年度金額ハ決算未済ナリ
 2 括弧内ノ数字ハ同一世帯又ハ同一人ニシテ、二人又ハ二種以上ノ救護ヲウクルモノノ数ナリ。

カ―ド世帯数並に人員 (昭和十年十二月末現在)

1 救護施設

救護法に依る救護の對象たるべき「精神耗弱の著しく勞務を行ふに故障ある者」にして收容救護を必要とする者相當多きに拘らず本市に於ては之等精神耗弱者を收容すべき適當なる施設無く、方面委員間に於ても之が建設を要望すること久しきものあり。仍て昭和十一年度に於て精神耗弱者收容救護施設の建設を計畫其の豫算を計上せり。

窮貧救助

名 稱 深淵和光堂

建設費	二二、一六〇圓	用地費	一、七五〇圓
定員	三〇名の豫定	管轄費	一九、一一〇圓
		初年度辨費	二、〇〇〇圓
		諸費	三〇〇圓

■ 慈善救済

明治三十年四月英照皇太后大喪使より下賜せられたる金壹萬圓とその他の寄附金を一括し慈善基金（昭和十一年三月末基金現在額約一〇〇、一〇六圓）を設け其の利子の一部にて

- (イ) 貧困者救済 救護法に依る救護或は方面委員会、市民共済會の救助に依り難き者に對する生計扶助
- (ロ) 罹災者救助 不時の天災火災、或は水害等の場合に於ける罹災者の救助を行ひつゝあり

■ 無料診療

救護法に依る救護に洩るゝカード階級の爲に京都市醫師會と診療費を左記の如く協定、市及醫師會に於て相互に之を半額宛負擔し以て無料診療を行ひつゝあり（市豫算年三、〇〇〇圓）

宅診料	無料
往診料	一回 五拾錢
藥治料	一回 貳拾錢
其他	醫師會所定最低額

診 療 状 况

昭和九年度	診療人員 七二六人	診療延日數 九、七一九日	市負擔診療費 二、九五三圓
昭和十年度	七〇三人	一〇、一二〇日	三、〇〇〇圓

V 市電燈料の免除

貧困の爲市の慈善救済金又は京都市市民共済會よりの救助金をうくる者に對しては特に屋内燈十二ワット一個に限りその使用料を免除す。

二 住宅に住宅資金供給事業

I 貸與住宅

世界大戰後、住宅拂底、家賃の昂騰は中産階級以下の住宅難を招來したる爲本市は之が應急緩和の一策として大正九年より大正十一年に至る間に市營住宅二六〇戸を建設、低廉にして而も清楚なる住宅を市民に提供し、其の住居の安定を計りたり。而して各住宅共従來居住者の移動によるものゝ外空家を生ぜず貸家収入の如き過年度収入を加算するとき家賃年額の約九九%を得る好成绩を示せり。

名 稱	所 在 地	戸 數	家 賃 (月額)
新町頭住宅	上京區紫野御所田町及宮西町	一〇一戸 甲 二七戸 乙 六六戸 丙 八戸	一七圓・五〇 一一圓・五〇 八圓・五〇 〇〇

田中住宅	左京區田中大久保町	二五戸 〔甲二二戸 乙三戸〕	一七〇〇〇
御前通住宅	上京區上ノ下立賣御前通西入上ル	八三戸 〔乙七五戸 丙八戸〕	一一〇〇〇
東福寺住宅	東山區本町十五丁目東入東福寺境内	四〇戸 〔甲二四戸 乙一六戸〕	一六〇〇〇
北白川住宅	左京區北白川仕伏町	一戸	三三〇〇

〔註〕 (1) 新町頭住宅は建設當初乙三八戸なりしが昭和六年三月十一戸焼失し現在の戸数となる
 (2) 北白川住宅は大正七年舊北白川村併合の際村役場廳舎を引継ぎ市營住宅とせしものなり

Ⅰ 住宅組合

住宅組合法の規定に據り大正十一年度より昭和四年度に至る間組合員の爲に住宅を建設せんとする住宅組合に對し、大藏省預金部より借受けたる低利資金を轉貸せり。昭和十年度末に於ける貸付状況は左の如し（昭和十一年三月末日現在）

貸付金總額 一、九一〇、〇〇〇圓
 元金未償還額 一、〇三五、五〇〇圓
 貸付利率 四分二厘（昭和七年十二月一日以來従前の四分八厘を引下ぐ）
 組合數 九二組合（當初九四組合なりしも内一は繰上償還により他の一は破産により解散せり）
 住宅現在戸數 七四七戸

Ⅱ 供給住宅

居住者をして借家賃に相當する低額の月賦拂込金を以て拂込完了の曉、土地付小住宅を所有せしめんとする計畫の下に昭和三年に之を建設せり。

所在 上京區紫竹芝本町二
 戸數 一三一戸
 建設費總額（土地共） 四四六、八〇〇圓
 一戸當 三、四一〇圓（敷地 三八坪七九）
 延建坪 二〇・五二

拂込方法

十六ヶ年間の月賦とす、但し第一回拂込は三八三圓、第二回以後毎月二三・九八圓なりしも昭和十年四月以降借入資金利率變更に依り毎月二一・九九圓とす

Ⅲ 風害住宅復舊貸付資金

昭和九年九月の風害により市民中自己所有にして自己の居住する住宅を破壊せられし者の内、自力復舊の資力無く而も之が復舊建設を要する者に對し其の復舊資金を貸付せり。

貸付總額豫定 一〇〇、〇〇〇圓（大藏省預金部借入）
 一人當最高貸付額 八〇〇圓（但し建設額の十分の八以内とす）
 貸付利率 年三分二厘
 償還方法 貸付の翌月より十ヶ年間月賦償還

宿泊所

三 宿泊保護事業

一 無料宿泊所

本所は昭和七年六月三井家より内務省に委託せられたる義金の一部の交付を受け失業労働者保護施設として建設せられしものにして原則として失業労働者にして自力更生の能力ある者を一泊主義により宿泊せしむると共に附帯施設として希望者には軽易労働に従事せしめ或は生業資金を貸付す。

イ 施設

所在 下京區上島羽鉾立町五（市電十條、奈良電十條）
 宿泊定員 二〇〇名（男一九〇名、女一〇名）
 宿泊室 階上大廣間 一一一室 階下 四八室 三〇室 八室

ロ 事業成績

年度別	取扱種別		
	宿泊延人員	軽易労働従事延人員	就職幹員
昭和十年度	三、七〇〇	一、七七八	二、〇〇六
昭和九年度	三、四二八	一、七六三	一、三三二
昭和八年度	三、〇三三	一、一五〇	一

一 簡易宿泊所

大正十三年來下京區新町七條下るに於て經營せる本所は昭和九年度末限り之を廢止し、昭和十年度に於ては本建物を改装の上用途を變更し、授産場として使用することゝなれり。

二 其他

七條職業紹介所に於ては遠隔地よりの求職者にして本市内に適當なる宿所を有せざる者の爲に宿泊保護を爲す。

四 公設浴場

地方改善事業の一として公設浴場を設け、之を其の所在地青年團、共同組合或は地元改善團體等に無償貸與し經營を委託す而して經營に依る利益金の一部は之を積立てしむると共に他は地元に於ける地方改善事業の財源に充當せしめつゝあり。

イ 施設

浴場名	所在地	經營者	入浴料	休日	開場時間
崇仁	下京區東七條上ノ町(市電河原町塩小路)	崇仁青年團	大人 二錢 小人 一錢	每月二十一日	自午後四時 至午後十二時
變正	左京區田中馬場町(市電報電前)	大正會	全右	全右	全右
錦林	左京區鹿ヶ谷高峯町(市電東天王町)	錦溪會	全右	全右	全右
竹田	伏見區竹田狩賀町(市電棒鼻)	共同組合	全右	一月二十五日	自午後三時 至午後十二時
深草	伏見區深草加賀屋敷町(市電棒鼻)	全會	全右	全右	全右
納所	伏見區納所地城堀十番地	自勵會	全右	全右	自午後四時 至午後十時

公設浴場

事業成績

年度別	入浴人数				計	金額				計
	大	小	大	小		大	小	大	小	
昭和十年度	二二,四〇人	一一,九〇〇人	三三,三〇〇人	三,三三〇円	一,二二〇〇円	二,一一〇〇円	三,五八〇円	七,八〇〇円	三,五八〇円	
	二七,一七〇	三九,〇八	六六,二五八	三,四七〇	一,五五〇	二,〇二〇	三,五七〇	七,一四〇	三,一四〇	
	二八,三三八	三〇,七九一	五九,一三〇	三,五五〇	一,五五〇	二,〇〇〇	三,五五〇	七,〇〇〇	三,一〇〇	
	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇	五二,〇〇〇	三,一〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	三,一〇〇	六,七〇〇	三,一〇〇	
昭和九年度	二七,〇七	一三,〇九	四〇,一六六	二,四七〇	一,四七〇	一,〇〇〇	二,四七〇	三,九四〇	二,四七〇	
昭和八年度	二八,六八	一五,三三	四四,〇一	二,九七〇	一,二六〇	一,七一〇	三,〇七〇	四,〇四〇	二,七〇〇	

〔註〕 深草、納所兩浴場は従前各地元民の共同所有なりしも昭和九年の風害に大破し而も地元民の自力復興困難なりし爲之を市に引継ぎ昭和十年度に改築せるものなり。

五 公 設 食 堂

I 中央簡易食堂

イ 施設

所在地 上京區九太町通千本東(市電九太町智恵光院)

經營 新築に經融ある者に委託す (貸付料一ヶ月十五圓)

社會課に於ては其の食品種別並に價格を指定監督に當る

營業時間 午前六時より午後七時迄

食品 定食 朝 九錢 昼及夕 各十一錢

其他 一品料理 但し酒類なし

事業成績

年度別	人数				計	金額				計
	朝食	昼食	夕食	計		朝食	昼食	夕食	計	
昭和十年度	三,三〇九	三,四七六	三,六三七	一〇,四六二	九一,五〇〇	二,三七八	三,六二二	三,四〇八	九,四〇八	
昭和九年度	三,〇〇八	三,六八二	三,七四〇	一〇,四三〇	九六,三〇〇	二,三六八	三,六二〇	三,七二二	九,七一〇	
昭和八年度	三,三三三	三,〇三二	三,七〇九	一〇,〇七四	九三,三三九	二,三三三	三,九一八	三,六三九	九,八九〇	

I 七 條 簡 易 食 堂

昭和九年の風害により大破し、改築を要するに至りし爲昭和九年度末限り之を廢止せり。

六 公 益 質 屋

公益質屋は従來伏見區所在のもの一ヶ所なりしも、庶民金融の緊要性に鑑み之が増設を計畫中の處偶々昭和九年の風害あり

公益質屋

仍て其の復興対策の一として取敢えず一ヶ所を増設し、更に引續き昭和十一年度に於て一ヶ所を増設することとなり。尙昭和十年度より公益質屋経済は之を普通経済より分離し特別會計公益質屋経済として獨立せしめ經理することとせり。

イ 施設

所在 京都市公益質屋 伏見區下板橋二丁目(市電肥後町)
風害復興公益質屋 目下建築準備中

貸付資金

三〇、〇〇〇圓

經營

- (A) 貸付制限 一口に付十圓以内
二世帯に付五十圓以内
- (B) 貸付利率 月一分
- (C) 流賃期限 質契約成立の日より四ヶ月 但し流賃物處分猶豫期間二ヶ月を存す
- (D) 休日 毎月八日及二十三日、一月一日より五日迄、祝日、祭日
- (E) 取扱時間 午前九時より午後八時迄

ロ 事業成績

區別	昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
貸付	1,192	10,810.00	1,406	17,388.00	1,332	13,350.00
同子收入	1,211	13,716.10	1,712	16,700.00	1,318	13,446.00
利子收入	105	600.18	101	1,161.31	111	1,076.00
流賃	105	121.80	101	117.00	111	128.00
被徵收	105	105.00	101	101.00	111	111.00
年度末現在	1	10,810.00	1	10,810.00	1	10,810.00

〔註〕 1 昭和十年度ハ特別會計ノミヲ示ス
2 普通經濟昭和九年度末貸付高一〇、四二二・六〇ハ昭和十年度中ニ同收八、八七九・五五流賃一、五四三・〇五ヲ以テ全額回收ス

七 職業紹介

Ⅰ 一般職業紹介

本市中央、七條兩職業紹介所の風害に依る復舊改築を機とし、職業紹介事業近時の趣向たる職業指導、職業輔導等所謂教育的機關化の要請に應ずべく、之が施設を充實し中央職業紹介所に於ては少年及智識階級を主たる對象とする少年職業指導、智識階級職業輔導を、七條職業紹介所に於ては婦人殊に女中を對象とする職業輔導訓練を實施すること共に聯絡紹介の強化を計るべく遠隔地よりの婦人求職者の爲に宿泊保護室を設備せり。

イ 施設

名稱	所在地	取扱部門
中央職業紹介所	上京區丸太町通千本東 (市電丸太町) 智恵光院	一般男子、一般女子、俸給生活者、技術者、少年
七條職業紹介所	下京區新町七條下ル(市電七條烏丸)	一般男子、一般女子
伏見職業紹介所	伏見區下板橋二丁目(市電肥後町)	一般男子、一般女子、少年

備考 七條職業紹介所に於ては特に派出婦、家政婦控室を設け其の求職者を此處に待機せしむると共に其の間本市授産場と連絡し授産事業に従事せしむべき途を拓けり。

職業紹介

取扱成績

年度別	昭和十年度				計	求職者数	就職者数
	中央	七條	伏見	計			
昭和八年度	一四、六四四	八、四四四	一、〇〇一	二四、〇八九	三、八五五	二四、〇一六	六、〇一五
昭和九年度	一六、四九九	一六、三三三	一、二九九	三三、〇三二	三、〇五五	二七、六四九	六、二二八
計	三三、〇〇三	二四、七八七	二、二〇〇	五八、三〇〇	七、九一〇	五〇、三九〇	一二、二四三

ハ 少年職業指導事業

勤勞少年保護指導の重要性に鑑み、本市に在りては大正十四年度以來少年職業指導を実施せる所なり、即市内各小學校、京都市兒童院及職業紹介所は相互に緊密なる提携を保ち、兒童の性能並に身体検査、適職査定を行ひ、或は職業實習見學を爲し選職指導適職紹介に努め來りしが、更に昭和十一年度よりは中央職業紹介所に少年職業指導相談に當るべき専門技師を置き、或は就職少年に對する就職手帳制度を創め事後指導に遺憾なきを期する等其の充實を計れり。

京都市内小學校卒業兒童進路見込調査 (昭和十年十二月調)

區別	尋常科		高等科		合計	
	男	女	男	女	男	女
七級學校に進む者	七、〇〇九	六、四三七	二、三九九	三、三三三	九、四〇八	九、七六六
家庭に止まる者	七、七二七	一、四〇一	六、六三三	一、四三三	一四、三六〇	二、八三九
求職する者	六、三三三	一、七七一	一、〇一〇	六、六六六	七、三四三	八、三四三
計	八、〇六九	九、〇〇九	二、三四三	一、一〇〇	一〇、四一三	一〇、四一三
求職者中職業紹介所を利用する者	二、八七七	三、三三七	六、六六六	三、三三七	九、四四三	六、六六六

ニ 職業輔導事業

職業紹介所に於ける就職率の比較的低位なるは求人、求職数の不均衡に基くこと固りなるも、尙求人口數に對し就職者數の尠きは求職者側に於ける欠陥に基くことの相當大なるを認めらる、仍て職業紹介所に於ける之等求職者の欠陥を是正し、職業人としての適性を賦與し訓練するは求職者保護の上に洵に重要な所なり。

本市に於ても夙に此の緊要性を認め從來屢々中央職業紹介所に於て謄寫版印刷講習等を実施せしが今次の改築により更に其の設備を整へたる七條職業紹介所に於ては昭和十一年三月中に左記講習會を実施せり。

A 女中を中心とせる家事實務講習會要項

- (1) 資格 年齢十五年以上の婦人
- (2) 受講證 講習修了者には受講證明を交付す

職業紹介

職業紹介

(3) 講習科目及時間

日程	時間割	午後一時三十分—二時	二時—三時	三時—四時
三月九日 (月曜日)	家庭生活改善と女中の任務 京都市七條職業紹介所長 宇佐美定治	子供の遊ばせ方 京都市養正託児所 保母長 中村直子	家庭非常時の心得 京都市七條職業紹介所 池山薫子	
三月十六日 (月曜日)	家事経済 京都府女子師範學校 教諭 大須賀キヌ	常識としての家庭看護法 京都市立兒童院長 醫學博士 福島滿帆		
三月二十三日 (月曜日)	日本女子としての心得 京都成安女子學院長 瀬尾チカ	洗濯の仕方とアイロンのかけ方 府立京都第二女學校 教諭 鹿田静枝	洗濯と糊付けの注意 同上	
三月三十日 (月曜日)	瓦斯燃焼器の種類と使用法 京都瓦斯株式會社 營業課長 藤本善吾	家庭電氣の心得 京都電燈株式會社 技術課長 福岡徳次郎	座談會	

(4) 出席者

- イ 定員五〇人の所申込者一五五人あり、會場の都合上八五人を受講者と決定す
 ロ 出席費人員 八五人 延三〇三人(一日平均七六人)

B 女子店員講習會

(1) 資格 高等小學校卒業以上、年齢二十五才迄の婦人

(2) 講習科目及時間

日程	時間割	午前九時—十時	十時—十一時	十一時—正午
三月二十四日 (火)	婦人と職業 中央職業紹介所長 森 護 來	接 客 法 株式會社 丸 物 顧客部長 村上 賀 幸	全 上	
三月二十五日 (水)	傳票の取扱方 京都市松原商務學校 教諭 宮城 寛 治	ベ ン 習 字 全 上	珠 算 京都市松原商務學校 教諭 増田 正 巳	
三月二十六日 (木)	整 容 法 京都美粧俱樂部 伊 藤 ツ ネ	商業文の知識 全 右	珠 算 全 右	
三月二十七日 (金)	職業婦人と衛生 京都市兒童院 醫學博士 平 井 隆	就職の際の諸注意 七條職業紹介所 池 山 薫 子	珠 算 全 右	

(3) 出席者

- a 定員五〇人の所申込者九二人あり、會場の都合上六四人を受講者と決定す
 b 出席費人員 六四人 延二四〇人(一日平均六〇人)

本職業相談事業

職業に関する諸種相談に應ずる爲昭和十年十一月より職業相談日を開設せり。

職業相談

中央職業紹介所 毎月 五日
 七條職業紹介所 毎月 十五日
 伏見職業紹介所 毎月 二十五日

尙右相談は晝間勤務者にも便利なる様各所共夜間(午後六時より同九時迄)とせり。

へ 信用 共 済 事 業

各職業紹介所に於ては身元保証人なき求職者の就職を容易にする爲京都市市民共済會の行へる信用共済の取扱を爲す(昭和十年四月開始)

掛 金 五十錢(一ヶ年間有効)
 保証額 五十圓を限度とす

Ⅰ 勞 働 紹 介

本市に於ては日傭労働紹介の本質に鑑み、一般職業紹介所と労働紹介所とは之を二系統に分離し其の取扱を爲す。

イ 施 設

名 稱	所 在 地	登 録 管 區	包 含 地 域
千本労働紹介所	下京區七條通千本東入(市電七條千本)	千本登録管區 伏見登録管區	下京區の全部(但し永松學區を除く)、東山區の一橋學區、右京區の全部(但し御室、嵯峨、高雄學區を除く)、中京區の全部(朱雀學區三條以北を除く)、伏見區の全部

東部労働紹介所	左京區聖護院蓮華蔵町(市電藤野神社前)	東部登録管區	東山區の全部(但し一橋學區を除く)、左京區の全部(但し松ヶ崎下鴨學區を除く)、中京區の網院、立誠、富右、柳池、竹間、初音學區、上京區の京極、春日學區
北部労働紹介所	上京區紫野西藤ノ森町四(市電船岡東道)	北部登録管區	上京區の全部(但し京極、春日學區を除く)、左京區の松ヶ崎、下鴨學區、右京區の御室、嵯峨、高雄學區、中京區の朱雀學區の三條以北

備考 (1) 千本労働紹介所は伏見職業紹介所内に出張取扱を爲すことあり
 (2) 千本労働紹介所は東部、北部を統轄し其の連絡に當る

口 取 扱 成 績

年度別	種 別			先登者使用事業	一般事業	計	求 職 者 数		紹 介 件 数	
	千 本	東 部	北 部				男	女	男	女
昭和十年度	五,一〇三	六,八五六	六,九三九	七,八一九	五七,九三三	五七,三三三	二四九	五七,三三三	五七,三三三	五七,九三三
昭和九年度	五,〇一〇	六,八五六	六,九三九	七,八一九	五七,九三三	五七,三三三	二四九	五七,三三三	五七,三三三	五七,九三三
昭和八年度	五,〇一〇	六,八五六	六,九三九	七,八一九	五七,九三三	五七,三三三	二四九	五七,三三三	五七,三三三	五七,九三三

労働紹介

失業應急事業

ハ 労働賃銀繰替状況

年度別	繰替		繰替先数
	人	金額	
昭和十年年度	六,三三〇人	九八,一四〇,三三〇円	一
昭和九年度	五,七三三	四一,四六二,〇〇〇	六
昭和八年度	三,九六二	三三,五四一,一七〇	三

〔備考〕 (1)各年度共繰替同額の回収あり

(2)失業應急事業関係労働賃銀は繰替の方法に依らず、社会課長或は労働紹介所長に於て現金前渡を受け支拂を爲す

八 失業應急事業

一 一般労働者失業應急事業

一般日傭労働者の失業対策として本市に於ては大正十四年度より政府の方針に従ひ毎年冬期約一〇〇日間を限り失業救済事業を施行せしが其の失業状況の激化に鑑み昭和五年度よりは一年間を通じ事業を施行すると共に一般公營事業に之等労働者を供給し失業者の救済に努めつゝあり。

尙右一般労働者失業應急事業施行上の適正殊に失業労働者の就労機會の公正を期する爲昭和七年十一月以來就労統制員三名を置き着々其の機能を發揮しつゝあり。

イ 一般労働者失業應急事業大要

年度別	事業費總額	勞力費總額	労働者使用延人員	工事種別
昭和十年年度	八三,八八八円	二七,八〇〇円	一五,六八八人	下水道改良工事 路面舗装工事

年度別	事業費總額	勞力費總額	労働者使用延人員	工事種別
昭和九年度	一,五九五,三三三	五八一,二六八	四八〇,〇四四	下水道築造工事
昭和八年度	一,七七一,三三三	六九〇,六〇〇	四九〇,五九九	下水道築造工事

〔註〕豫算額を示す

ロ 失業者推定数及労働手帳交付数

年度別	給料生活者	日傭労働者	其他労働者	計	手帳交付数
昭和十一年三月一日	一,三三三	七,一五八	二,〇八〇	一〇,五七〇	六,〇〇〇
昭和十年三月一日	一,〇八九	六,六六〇	二,一七九	九,九二八	六,二八五
昭和九年三月一日	一,一九五	五,四九六	二,七二五	九,四一六	八,三三〇

附、食糧補給

失業労働者の救助施設として昭和七年六月二十一日以來三井家義金（無料宿泊所参照）を以て失業労働者に対し食糧補給を行ひつゝあり。

即各労働紹介所に於て労働手帳を有する失業労働者に対し、失業率多き時期に、有家族者にありては家族数に應じて白米券（五錢券）を、獨身者にありては食券（五錢券）を交付す。

食糧補給状況左の如し。

年度別	區別	交付枚数	交付人員	金額
昭和十年度	食米計	二,三三三	一,一七一	一七,一〇〇
	食券	一三六,九〇〇	一三六,九〇〇	六,九四六・三〇
昭和九年度	食米計	二,四二七	一,〇一〇	七,〇三三・六〇
	食券	三,六三六	三,四八八	一八,一八〇
昭和八年度	食米計	二,五三八	三,三三八	一〇,七六一・四〇
	食券	二八,八六四	二八,七二二	一〇,九四三・二〇
		八,一三九	五,〇七二	四〇,六一九
		四六四,四二二	四六四,四二二	三三,三三〇・四〇
		四七三,五八〇	四六八,五三三	三三,三三九・〇〇

Ⅰ 小額給料生活者失業應急事業

小額給料生活者失業應急事業は昭和六年五月救護法實施準備の爲にする市内要救護者の調査に際し之が調査員として智識階級失業者延六一一人を使用救済せしに始り、其の後に於ては斯種失業者の窮迫状況に鑑み昭和七年十月以來年々繼續し事業を施行す。

年度別	事業費總額	就業者手當	就業者使用延人員	事業種別
昭和十年度	一三,六七二円	一〇,七六四円	八,九七〇人	公共團體事務
昭和九年度	一六,七七三	一四,〇〇五	一一,九二〇	公共團體事務
昭和八年度	三三,一四〇	二〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	官廳委託事務及公共團體事務

尙昭和十一年度に於ては十年度と同規模を以て事業を施行す。

豫算額 事業費總額 一三,六七二円
 就業者手當 一〇,七六四円 (就業者延人員八、九七〇人)
 調査項目 商工調査
 社會事業調査

九 授産事業

本市授産場は大正十五年度中央職業紹介所の階上に設置せしより庶民階級の婦女子を対象とし、和裁洋裁の二種目を以て授産事業を行ひ來りしが、本施設は従業者の自主的勤勞により經濟的保護を計り得るものなるを以て失業對策上より見るも最も積極的にして且將來性多きものと認め昭和九年度末に本市簡易宿泊所を廢止し之を改装、此處に授産場を移轉し新に授産種目に簡易手工を加へ事業の躍進を企圖せり。

尙昭和十一年度よりは本市各隣保館家事講習生をして本場従業者と見做し本場の作業を與へ、又七條職業紹介所派出婦、家政婦求職者をして本場作業に従事せしむるの途を拓けり。

施設	所在地	種目	定員	使用料	備考
中央授産場	下京區新町七條下ル東入 (市七條電 烏丸七條)	洋裁 和裁 手工計	四〇人 三〇人 二二	一月一〇〇円 一〇〇円 一〇〇円	備付ミレン 三六合

授産事業

養正分場	左京區田中馬場町(市電電前) 養正公設浴場階上	洋裁	10	5	備付ミシン	5台
三條分場	東山區三條大橋東三丁南入長光寺町 一心會館内 (市電東山三條)	洋裁	10	5	"	6台

四〇

口 經營概要

- A. 製作、加工に付一般よりの委託を受く
- B. 製作、加工に要する賃費を委託者より徴収し其の同額を工賃として従業者に支給す
- C. 製作、加工賃費は一般時價に依りて定む
- D. 委託者よりは製作、加工賃費の外に其の百分の五に相當する手数料を徴収す

ハ 積立金

授産場に於ける特別製作品の資金に充つる爲昭和二年以來積立をなす。

昭和十一年三月末積立額 一、一一〇圓

ニ 事業成績

昭和	區別		作業延人員	一日平均作業人員	支拂工賃總額	一人一日當上	在籍者移動狀況	
	洋裁	和裁					前年度より移入	年度末現在在籍
昭和十一年	3,277人	2,235人	77	2,993圓	69,950	40圓	7人	4人
昭和十一年	3,277人	2,235人	77	2,993圓	69,950	40圓	7人	4人

昭和	十年度		計
	手工	手工	
昭和八年度	4,674	2,668	7,342
昭和九年度	2,977	2,297	5,274
昭和十年度	2,977	2,297	5,274
昭和十一年	2,977	2,297	5,274

十 兒童保護事業

イ 兒童院 (綜合的兒童保護施設)

綜合的施設に依り有機的に母性並に兒童保護事業を行ふ目的を以て昭和十一年大體記念事業として企畫建設せられたる最も進歩的なる施設なり。

- イ 所在地 上京區竹屋町通千本東入文親町九一〇(市電千本丸大町)
- ロ 經營概要
- 對 象 本市在住の中産階級以下の母性及び十八歳未満の兒童
- 事業種目 理解に便するために、簡單に之を表示すれば次の如し

兒童保護事業

四一

料 金	児童保護事業	
	母性保護	児童保護
助産、診療	1	1
妊産婦健康相談	2	1
児童健康相談	1	1
心理相談、教育相談、職業相談	2	1
心神異常児の相談及保育	3	1
栄養指導、牛乳供給	4	1
家庭訪問指導	5	1
環境異常児(要救護児、勤勞児、被虐待児等)の調化、休養慰安等	1	1
児童映画、音楽、遊戯、玩具、圖書の考案、製作	2	1
選擇、紹介、鑑賞、指導等	2	1
母性及児童保護の爲めの	1	1
保護事業振興の爲めの	2	1
保護事業従事者の爲めの	3	1
講演、講習、講座、展覽、文書宣傳等	3	1
一般教化	3	1

料 金 助産、診療 入院料(薬料を含む)一日 一圓五〇銭
 診察料(有効期間三ヶ月) 三〇銭
 分娩料 一回 一〇圓
 水薬、散薬、丸薬 一日 一種に付 一〇銭
 児童健康相談 相談料(有効期間三ヶ月) 三〇銭
 児童心理相談 無料
 牛乳配給 一合に付 五銭

右料金は貧困者に對しては夫々減免す

本院に於ける児童健康相談は豫防的相談醫學の本領を旨とし、原則として診療を行はないが、相談に際し
 應急處置の必要を認めたる場合には投薬其の他適當の處置をなし、尙他に醫藥を受くる途なき者に對して
 は、應急處置後も引續き無料を以て醫藥を爲し得ることになつてゐる。

妊産婦收容室定員

三五床 (當初二五床のところ昭和八年十二月
 妊産婦静養室増築の結果一〇床増加)

取扱成績

種別	人員				
	實	人	員	延	人
助産	外來	四、六三三	三、九六三	三、三三三	三、七四六
	入院	一、九六六	一、七三三	一、三三三	二、一八九
健康相談	分鏡	一、七六六	一、五三三	一、二三三	—
	院内	九、三三三	九、〇七三	七、四三三	三、三三三
心理相談	院外	一、三三三	一、三三三	一、三三三	二、〇〇七
	家庭訪問	五、三三三	四、三三三	四、一八三	五、五三三
家庭訪問	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—

が中心となり京都兒童保健協會を結成せり。而して其の事業の一として加盟各團體に於て開設せる兒童健康相談所は左の如し。

京都兒童保健協會加盟兒童健康相談所一覽 (昭和十一年三月現在)

名稱	場所	科目	利用範圍	日時	料金	附記
京都市立 京都市兒童院	上京區竹屋町通千本東入 電話西六〇〇八番	健康相談 應急手当 貧困者ニテ 限リ治療	一般兒童 及妊娠婦	毎日(日曜祭日ヲ除ク) 午前九時—午後四時 受付時間午前十一時限リ (場中ハ十時限リ)	相談料 三〇錢 三ヶ月有効 投薬 一〇錢	方面委員ノ證明アレバ無料ニテ投薬治療ヲ行フ
京都共濟會 上兒童健康相談所	中京區舊丸太町通千本西入 第二社會館内 電話西一三九番	健康相談 應急手当 齒科相談	中産以下 ノ兒童	小兒科 毎日(月曜ヲ除ク) 午後一時—四時 齒科 午後三時—五時	相談料 無料 投薬 三錢 風料 以內	方面委員ノ紹介アレバ投薬無料
京都共濟會 下兒童健康相談所	東山區七條南町 第一社會館内 電話西九一〇番	健康相談 應急手当 齒科相談	中産以下 ノ兒童	小兒科 毎日(月曜日ヲ除ク) 午前九時—十二時 齒科 午前九時—十二時 水、金、午後三時—五時	相談料 無料 投薬 三錢 風料 以內	方面委員ノ紹介アレバ投薬無料
日赤十字社京都支部療院 兒童健康相談所	上京區新町通下長者町下ル 赤十字社 京都支部療院内 電話西六〇八番 六三九番	健康相談 應急手当 齒科相談	中産以下 ノ兒童	毎日(月曜祭日ヲ除ク) 午前九時—午後二時 場中ハ午前八時—正午	相談料 無料 投薬 一八錢	戦病死者遺家族及軍人家族及出動軍人家族及引會中業關係者ノ紹介アル者ハ診察投薬無料
愛國婦人會京都支部 兒童健康相談所	左京區丸太町通川端 電話上一五四番	健康相談 應急手当 齒科相談	一般兒童	小兒科 月、水、金、土、日、午後六時半—八時 火、正午—午後二時 齒科 午後二時—四時	相談料 無料	戦病死者遺家族及軍人家族及出動軍人家族及引會中業關係者ノ紹介アル者ハ診察投薬無料
愛國婦人會京都支部 兒童健康相談所	上京區鞍馬口通寺町東入 賽會館内 電話上三〇九五番	健康相談 應急手当	一般兒童	毎土曜日 午後一時—四時	相談料 無料 應急手当 無料	戦病死者遺家族及軍人家族及出動軍人家族及引會中業關係者ノ紹介アル者ハ診察投薬無料
平安總議會 兒童健康相談所	左京區東山通二條東入 電話上二二三番	健康相談 應急手当	一般兒童	毎水曜日 午後二時—四時	相談料 無料	
京都市市民共濟會 伏見兒童健康相談所	伏見區御駕籠町 伏見公會堂	健康相談 應急手当	中産以下 ノ兒童	毎金曜日 午後一時—四時	相談料 無料	
普及福音教會 兒童健康相談所	左京區聖護院東町 電話上五七五四番	健康相談 應急手当	一般兒童	毎土曜日 午後二時—四時	相談料 五錢 三ヶ月有効	貧困者ハ無料
京都普及福音教會 兒童健康相談所	左京區吉田中阿達町二〇	健康相談 應急手当	一般兒童	毎金曜日 午後二時—四時	相談料 五錢 三ヶ月有効	貧困者ハ無料
本願寺大日本佛教慈善財團 兒童健康相談所	下京區油小路通七條上ル	健康相談 應急手当	一般兒童	毎水曜日 午前八時—十一時	相談料 無料	

名稱	場所	科目	利用範圍	日時	料金	附記
復活學園 健康相談所	上京區北大路堀川角 電話	健康相談 應急手当 齒科相談	中産以下 ノ兒童 及妊娠婦	産科 小兒科 月、水、金、土、日、午後二時—四時 火、正午—午後二時 齒科 午後二時—四時	相談料 無料	
葵兒童保健所	上京區鞍馬口通寺町東入 賽會館内 電話上三〇九五番	健康相談 應急手当	一般兒童	毎土曜日 午後一時—四時	相談料 無料 應急手当 無料	
平安總議會 兒童健康相談所	左京區東山通二條東入 電話上二二三番	健康相談 應急手当	一般兒童	毎水曜日 午後二時—四時	相談料 無料	
京都市市民共濟會 伏見兒童健康相談所	伏見區御駕籠町 伏見公會堂	健康相談 應急手当	中産以下 ノ兒童	毎金曜日 午後一時—四時	相談料 無料	
普及福音教會 兒童健康相談所	左京區聖護院東町 電話上五七五四番	健康相談 應急手当	一般兒童	毎土曜日 午後二時—四時	相談料 五錢 三ヶ月有効	貧困者ハ無料
京都普及福音教會 兒童健康相談所	左京區吉田中阿達町二〇	健康相談 應急手当	一般兒童	毎金曜日 午後二時—四時	相談料 五錢 三ヶ月有効	貧困者ハ無料
本願寺大日本佛教慈善財團 兒童健康相談所	下京區油小路通七條上ル	健康相談 應急手当	一般兒童	毎水曜日 午前八時—十一時	相談料 無料	

隣保館に於ける兒童健康相談

本市隣保館、風害記念隣保館並に紫野隣保館に於ても夫々兒童健康相談事業を行ふ。

(備考) 隣保館の項参照

Ⅱ 託 兒 事 業

α 常 設 託 兒 保 育

從來本市の經營せし託兒所はその企圖するところ主として其の所在地に於ける環境の不良より來る兒童の保健上、精神上諸害に染むるを、善良なる保育に依りて防止し、更に進んでは兒童を通じての家庭改善、延ては環境の改善をも行はんとするものにして單に少額収入家庭の兒童を受託する事により其の家庭の労働能力を増進せしめんとするものとは聊か其の趣を異にす。加之託兒所は託兒保育以外に、少年少女を対象とする各種事業を執行し、或は町民の集會場として之を開放する等實質的に隣保館の機能を果せし所なりしを以て昭和十一年度より之等託兒所を其の本質に鑑み隣保館と改稱し隣保館事業の一翼として託兒保育を実施することとせり。

尙右の外風害記念隣保館、紫野隣保館に於ても夫々託兒保育を実施す。

〔備考〕 隣保館の項参照

β 農 業 期 託 兒 事 業

新編入農業地域に於て農業期託兒所の開設を希望する向年々増加し、而も之等地域は概して經濟力乏しく之が自力經營を困難とする状態にあり、仍て本市に於ては昭和九年度より之が開設を勸奨すると共に更に地元方面委員との協同主催により婦人會、處女會等の援助を受け其の開設に當れり。

昭和十年度に於ける開設状況左の如し

開 設 個 所	開 所 延 日 數		出 席 延 人 員 數		開 所 延 日 數	出 席 延 人 員 數	
	春 季	秋 季	春 季	秋 季		春 季	秋 季
三二ヶ所	六六八日	一一二ヶ所	一、三二五人	三〇六日	四六五人	八、九三一人	八六二日
二、〇三九回							

備 考 本市負擔金として五〇〇圓、昭和九年風害義捐金による補助金一、二〇〇圓を支出せり。

二 隣 保 事 業 並 に 地 方 改 善 事 業

Ⅰ 京 都 市 隣 保 館

本市の經營せる隣保館は東七條及改進の二館なりしも昭和十一年度より從來隣保館としての機能を果せし託兒所及家事見習所を合一し隣保館として經營するに至れり。

イ 施 設

名 稱	所 在 地	定 員		備 考
		託 兒	家 事 見 習	
樂 只 隣 保 館	上京區鷹野北町二番地 (市電北大路千本)	一一〇人	二〇人	樂 只 家 事 見 習 所
養 正 隣 保 館	左京區田中馬場町 (市電觀音前)	一八五人	三五	養 正 家 事 見 習 所
錦 林 隣 保 館	左京區龜ヶ谷高岸町 (市電岡崎東天王町)	八五	二〇	錦 林 家 事 見 習 所

隣保館事業

三條隣保館	東山區三條大橋東三丁目南入長光町(市電東山三條)	一二五	二〇	三條 託事見習所
壬生隣保館	中京區西ノ京下合町(市電西大路三條)	一〇五	二〇	壬生 託事見習所
崇仁隣保館	下京區東七條下ノ町(市電河原町並小路)	四〇〇	四〇	崇仁 託事見習所
改進黨隣保館	伏見區竹田狩賀町(市電棒鼻)	一七五	三〇	東七條 隣保館

備考 東七條隣保館は昭和十年七月類火の爲全焼せり

隣保館事業要項

α 修養自治施設事業

- 1 町内会への協働
- 2 クラブ事業助成……………少年クラブ處女クラブの設置、講演會、修養會の開催等
- 3 圖書閱覽……………圖書室の一般解放
- 4 巡回文庫……………クラブ員に利用せしめ余暇生活の指導

β 教育的施設事業

- 1 少年教育……………夜間少年講座放課後學習會等の開催
- 2 成人教育……………父兄會或は講演會の開催等
- 3 日曜童話會……………毎日曜日開催
- 4 クラブ員皇陵參拜……………毎月一回開催
- 5 家事講習……………婦女子を対象として毎夜家事一般の講習

γ 經濟的施設事業

- 1 幼児日掛貯金
- 2 副業講習會……………絞、美容クリーム、綢物、洗濯等講習
- 3 貯金、生産、消費組合……………協同組合の組織による經濟更生の指導獎勵
- 4 授産事業……………家事講習生に授産的事業の指導

δ 保健衛生並児童保護施設事業

- 1 健康相談……………毎月二回乃至三回宛實施必要ある者に無料投薬處方箋を交付
- 2 児童齒科診療相談……………市齒科醫師會と協力し無料診療券を配布し願書檢診の實施
- 3 託兒保育……………家庭の労働能率増進に資すると共に幼児を通じて家庭改善生活改善の指導
- 4 家庭訪問……………家庭訪問を行ひ幼児保育保健衛生或は生活改善の指導
- 5 林間保育……………夏期に於て児童院、市民共済會と協力し野外保育の實施
- 6 牛乳配給……………市民共済會と協力し無料或は廉價にて配給

ε 相談施設事業

- 1 各種相談……………身上、法律、教育、職業等各種の相談による個人的指導
- 2 代書及代讀

φ 慰安娛樂施設事業

- 1 映畫會
 - 2 音樂會
 - 3 運動會
 - 4 珠算競技會
 - 5 旅行並に社會見學
 - 6 柔道、劍道講習
- 隣保事業

隣保事業

調査研究……………隣保事業經營に必要な諸種の調査研究

會館施設……………隣保會を各種集會に解放

隣保事業成績

區別	少年講座		俱樂部年		俱樂部女		日話會		乳幼兒 無料健康 相談		牛乳配給	
	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	數量(合)	人員
榮只	九三	三	九	三	九	三	一八	三	三	三	一三、〇〇〇	八、四二
養正	一、八七	三	六	二	三	三	一七	三	三	三	一	一
錦林	六三	三	三	三	三	三	八	三	三	三	一	一
三條	八九	三	六	三	三	三	一〇	三	三	三	一七、〇〇〇	八、八三
壬生	六〇	三	七	三	三	三	八	三	三	三	八、七九	三、七三
崇仁	一〇七	六	三	三	三	三	一	三	三	三	三、〇〇〇	一六、四〇
改道	六〇	三	二	四	三	三	一	三	三	三	三〇、三三	一六、七二
計	六、四〇	三〇	一、四八	元	元	元	九、九〇	三二	一、三六	一、三六	九、九〇	五七、〇〇
昭和九年度	一、七六	三	〇	七	〇	七	一、五〇	二〇	一、七〇	一、七〇	八七、七六	五七、六〇

隣保事業

區別	トヲホ1 治療		齒牙無料 治療券		各種相談		裁縫講習		日掛貯金		母姉會		家庭訪問		無料代書		圖書閱覽	
	人員	回数	取 扱 件 數	交 付 者 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數	取 扱 件 數
榮只	一六、九七	八	七	二	七	一	一	二、九〇	二、九〇	四七	三	三	三	三	三	三	三	三
養正	一九、六八	三	一〇	三	一〇	一	一	一、九二	一、九二	六	八	二七	二七	三	三	三	三	三
錦林	三、六八	四	六	四	六	一	一	九、三六	九、三六	二	四	一八	一八	六	六	六	六	六
三條	二、五二	三	三	三	三	一	一	八、九三	八、九三	三	四	三	三	二	二	二	二	二
壬生	七、〇七	一	六	一	六	一	一	八、〇〇	八、〇〇	三	三	一	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
崇仁	九、一〇	二	二	二	二	一	一	一八、六〇	一八、六〇	七	七	六	六	二	二	二	二	二
改道	七、〇三	一	二	一	二	一	一	一〇、〇〇	一〇、〇〇	五	五	二	二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	七、三九	三	三	三	三	一	一	六、八三	六、八三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
昭和九年度	七、三九	三	三	三	三	一	一	一〇、二九	一〇、二九	三	三	一	一	三	三	三	三	三

集會室 貸與 件數	簡易結婚 件數	副業獎勵 講習會 人員 日數	夏季朝會 講習會 人員 日數
六	一	二 三	一 三
七	一	三 五	三 五
九	一	四 八	一 三
三	一	七 七	一 三
一	一	八 七	一 三
六	一	六 六	一 三
一	一	九 九	一 三
一三	一	一 九	一 三
三七	一	三 三	一 三

備考 1 昭和十年度に於ては改進黨仁壬生の各所は改進黨中なりし爲事業の一部を休止せるものあり

2 裁縫講習に於て記入なきは家事講習を實施せるものなり (家事講習成績参照)

3 崇仁には焼失前の東七條隣保館の成績を包含せしむ

ホ 託兒保育取扱成績 (延人員)

年度別 施設別	榮 只	養 正	錦 林	三 條	壬 生	崇 仁	改 進黨	計
昭和十年年度	三、八六	四、六六	三、三三	六、六〇	一七、三三	六、七〇	七、七五	三三、〇九
昭和九年度	三、三三	四、八一	三、三三	二八、四〇	一八、八〇	六、八七	二八、七四	三三、〇三
昭和八年度	三、三三	四、八一	三、三三	三、六七	一九、九七	九、二七	二九、三二	三三、〇六

家事講習成績

(延人員)

年度別 施設別	榮 只	養 正	錦 林	三 條	壬 生	崇 仁	計
昭和十年年度	三、三二	三、六六	五、六四	三、三三	一、六八	四、六三	三三、〇九
昭和九年度	三、三三	三、三九	六、三三	二、七三	一、三九	四、九七	三三、〇三
昭和八年度	三、三三	三、三九	六、三三	二、六五	二、二四	四、九三	三三、〇六

風害記念隣保館

昭和九年九月の暴風に最も大なる損害を蒙りし地域に於ける市民の復興を助成すべき一策として本市に寄せられたる義捐金の一部を支出し地元方面委員会をして隣保館を建設せしめ其の經營を之に一任す

名稱	所在地	經營主体	敷地坪數	建築種別	延建坪數	事業概要
風害記念 隣保館	京都市伏見區醍醐西大路 町五八番地	醍醐學區 方面委員會	六	木造平家建	四、九	保育事業 (收容定員五〇名) 兒童健康相談事業 其ノ他隣保事業
風害記念 隣保館	京都市伏見區向島本瓦町 六八番地	向島學區 方面委員會	三〇	木造二階建	三、三〇	保育事業 (收容定員五〇名) 兒童健康相談事業 其ノ他隣保事業
風害記念 隣保館	京都市伏見區橫大路中之 庄町淨員院境内二四番地	橫大路學區 方面委員會	七	木造平家建	四、三〇	保育事業 (收容定員五〇名) 兒童健康相談事業 其ノ他隣保事業

隣保事業

施設名	所在地	面積	費用	内容
風害記念 吉祥院隣保館	京都市下京区吉祥院西ノ内町	八・二九	五・〇四	保育事業（教習定員一〇〇名） 児童健康相談事業 其ノ他隣保事業
風害記念 上鳥羽隣保館	京都市下京区上鳥羽村山町一〇三番地	一・〇〇〇	三・二三	保育事業（教習定員一〇〇名） 児童健康相談事業 其ノ他隣保事業
風害記念 右京隣保館	京都市右京区梅津中村町長福寺内	六・〇〇	九・五〇	保育事業（教習定員一〇〇名） 児童健康相談事業 其ノ他隣保事業

地方改善地区整理事業

地方改善地区整理事業は東七條に於て昭和二年より昭和四年に至る間約二八〇、〇〇〇圓の経費を以て第一回の工事を施行せしが更に昭和八年十二月以降三ヶ年間の繼續事業として豫算總額四三〇、〇〇〇圓を以て七條、八條間の須原通を中心として道路擴張、側溝新設、排水給水等の設備を完成すべく地区整理を行ひつゝあり。

地方改善應急施設事業

時局匡救事業の一として昭和七年度以降年々施行す。

施設名	昭八年度	昭九年度	昭十年度
施行箇所数	五、六七	三、〇〇	三、八八
事業費總額	二、六三三	二、三〇〇	一、七七一
内勞力費總額	二、八〇〇	二、〇〇〇	一、八五五
勞働者使用人員	二、八〇〇	二、〇〇〇	一、八五五

三 其の他事業

I 無料法律相談所

辯護士十八名を囑託し中央、七條兩職業紹介所に於て毎日曜日無料法律相談所を開設、無料法律相談を行ひつゝあり。

事業成績

年度別	昭十年度		昭九年度	昭八年度	民		事		計
	中央	七條			實數	圓數	實數	圓數	
計	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	三、六六	三、六六	三、六六	三、六六	一、〇〇〇
昭十年度	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	三、六六	三、六六	三、六六	三、六六	一、〇〇〇
昭九年度	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	三、六六	三、六六	三、六六	三、六六	一、〇〇〇
昭八年度	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	三、六六	三、六六	三、六六	三、六六	一、〇〇〇

I 勤勞者教育事業

昭和八年度以來文部省或は勤勞者教育中央會と連絡し勤勞者教育に關する諸事業の斡旋を行ひ來りしが昭和十一年三月西陣機業地に於ける中堅勤勞青年養成を目的とせる京都市第一回勤勞者輔導學級を開設せり。

科目及時間

月日	曜	至自六時三〇分	至自七時三〇分	至自八時三〇分	至自九時三〇分
三月二三日	月	開講	式	日本精神	愛宕神社々司 瀧本豊之助氏
同二四日	火	體操 嘉樂小學校調導 佐々木勇照氏	京都郷土史 第三高等學校教授 瀧田元春氏	工場に於ける災害防止 京都府工場監督官 矢盛三郎氏	
同二五日	水	音樂 嘉樂小學校調導 加柴實一氏	世界列國の現勢と國防問題 京都帝國大學配屬將校 富山武雄氏	日本現下の經濟事情 三井銀行京都支店 調査係長 齋藤喜重氏	
同二六日	木	體操 嘉樂小學校調導 佐々木勇照氏	公民の自覺と訓練 京都商工會議所理事 森口繁治氏	趣味と人生 郷土趣味社主幹 田中綠紅氏	
同二七日	金	音樂 嘉樂小學校調導 加柴實一氏	職業と人生 京都市松原商務學校校長 村田長太郎氏	工場勤勞者の保健と衛生(附映画) 京都市衛生試驗所長 醫學博士 吉田房雄氏	
同二八日	土	一泊修養會	養會 (別掲)		
同二九日	日	音樂 嘉樂小學校調導 加柴實一氏	京都市現下の産業事情 京都染色試験場長 猪飼博氏	感想	修了式

一泊修養會

1 日時 三月二十八日(土)午後四時より翌朝七時半まで

2 會場 市内東山区本町十五丁目臨濟宗東福寺派專門道場(東福寺僧堂)

3 行程

イ	會場集合	二十八日午後四時	
ロ	講義 石	同午後四時半	
ハ	座談 禪	同五時………禪堂生活の一日	靈源院住職 有田惠定 師
ニ	座談 會	同六時	
ホ	座談 會	同七時	
ヘ	座談 會	同九時	
ト	開講 定	二十九日午前四時	
チ	早農行 事	同午前四時半	
リ	講義 話	同五時半………宗教と人生	東福寺派管長 家永一 道 祝下
ヌ	粥座	同六時	
ル	桃山御陵參拜	同六時半出發	
ヲ	解散	同七時半	

尙右終了者五十四名を以て同窓會を結成せしめ自主的に趣旨の徹底を計らしむべく幹旋す。

三 調査

本市に於ける一般的並に特殊的社会事情の調査を行ひ、諸種事業の企画經營に便すると共に、一般新界に貢獻すべく努めつゝあり

一 調査報告

調査報告番號

第一號

第二號

内務省社会局發行

第三號

第四號

第五號

○第六號

第七號

第八號

第九號

第十號

○第十一號

(大正十四年以後に於ける主なるもの)

調査事項

常備労働者生活調査

職業婦人ニ關スル調査

日傭労働者ノ失業及生活状態ニ關スル調査

商工徒弟ニ關スル調査 (一)

商工徒弟ニ關スル調査

貧困者ニ關スル調査

不良住宅密集地区ニ關スル調査

學齡兒童ニ關スル調査

保護少年ニ關スル調査

債家ニ關スル調査

兒童保護ニ關スル調査

手工業労働者ニ關スル調査

調査年月日

(大正十四年十一月)

(大正十五年)

(同)

(昭和二年五月)

(昭和二年五月)

(昭和二年十一月)

(昭和四年八月)

(昭和五年三月)

(同)

(昭和五年四月)

(昭和六年三月)

(昭和六年)

○第十二號

第十三號

○第十四號

○第十五號

第十六號

第十七號

第十八號

第十九號

○第二十號

第二十一號

第二十二號

○第二十三號

○第二十四號

第二十五號

第二十六號

第二十七號

第二十八號

第二十九號

調査

最近西陣ニ於ケル一般景况

要保護者ニ關スル調査

労働者災害扶助法並労働者扶助責任保險法ノ施行ト京都市

入管者職業保險法ト京都市

京都市ニ於ケル日傭労働者ニ關スル調査

日傭労働者共済保險制度ニ關スル調査

京都市ニ於ケル庶民金融ニ關スル調査

職業紹介所ヲ通ジテ見タル求職者ノ實相

新市域ニ於ケル要改善地區調査

京都市ニ於ケル授産事業ニ關スル調査

京都市ニ於ケル消費組合ニ關スル調査

京都市ニ於ケル要給食兒童ニ關スル調査

並ニ給食實施方法ニ關スル考察

新市域ニ於ケル農家經濟調査

京都市ニ於ケル失業生活状態調査

(内務省社会局委託調査)

昭和七年救護状況報告

京都市ニ於ケル工場労働者ニ關スル調査

京都市ニ於ケル土木建築労働者生活状態調査

(内務省社会局委託調査)

京都市ニ於ケル智障階級失業者生活状態調査

(同)

(昭和六年十一月)

(昭和六年十二月)

(昭和七年一月)

(昭和七年二月)

(昭和七年三月)

(昭和七年三月)

(昭和七年五月)

(昭和七年六月)

(昭和七年八月)

(昭和七年十月)

(昭和八年一月)

(昭和八年九月—十二月)

(昭和八年三月)

(昭和八年九月)

(昭和八年三月)

(昭和八年十月)

- 第三十號 京都市ニ於ケル醫療保健事業ニ關スル調査 (昭和九年九月)
- 第三十一號 京都市ニ於ケル實業ニ關スル調査(未發表) (昭和九年十一月)
- 第三十二號 京都市ニ於ケル營利職業紹介業者ニ關スル調査 (昭和十一年三月)
- 第三十三號 京都市ニ於ケル勞力供給業者ニ關スル調査(未發表)(昭和九年七月)
- 第三十四號 京都市ニ於ケル職業紹介(昭和十年三月)
- 第三十五號 求人事情調査(京都市ニ於ケル職業紹介) (昭和十年三月)
- 第三十六號 求人事情調査(京都市ニ於ケル職業紹介) (昭和十年三月)
- 第三十七號 内職ニ關スル調査 (昭和九年三月)
- 第三十八號 京都市ニ於ケル鮮人日僱労働者ニ關スル調査 (昭和九年九月)
- 第三十九號 京都市ニ於ケル精神病者及其ノ收容施設ニ關スル調査 (昭和十年十一月)
- 印を附したるは公表せざるものを示す

二 社會課彙書

(大正十一年六月より大正十二年十二月に至る間順次發刊せしもの)

- 第一篇 乳幼児死亡率調査
- 第二篇 京都市に於ける特殊児童調査
- 第三篇 林間學校の話
- 第四篇 牛乳の話
- 第五篇 蔬菜と果實
- 第六篇 米
- 第七篇 魚

- 第八篇 卵と肉
- 第九篇 洗濯の仕方
- 第十篇 家事のため
- 第十一篇 住居と家賃
- 第十二篇 兒童遊園と水泳場
- 第十三篇 京都市の湯屋
- 第十四篇 歐洲の中央市場
- 第十五篇 市場の沿革
- 第十六篇 食品の見分け方
- 第十七篇 活動寫眞の觀覽から起る疲勞の調査
- 第十八篇 味噌の話
- 第十九篇 醬油の話
- 第二十篇 京都市で消費する食料品の荷受と分配
- 第二十一篇 中央卸賣市場建設案經過
- 第二十二篇 京の蔬菜

三 其の他

右諸調査の外必要に應じ「歐米諸國に於ける社會事業費豫算調」「職業紹介所に於ける繁閑調査」等を行ひ、或は一般市民教化の爲に「得手に帆をあげ」「職業輔導讀本」「國民融和日に就て」等隨時パンフレットを發行、各方面に配布す。

社會事業助成

一 社會事業助成

社會事業助成獎勵のため明治三十年四月 英照皇太后大喪使より下賜せられたる金壹萬圓其の他寄附金よりなる特別會計慈惠基金の利子を以て明治三十七年度以降毎年市内私設社會事業團體に補助金を交付す其の昭和十一年度に於ける補助團體は左の如し 尙此の外恩賜財團濟生會京都府病院へ市民病床費として昭和十一年度に於ては五、〇〇〇圓を交付す

名 稱	所 在 地	事業 種 別
一 京都府社會事業協會	上京區下立賣通釜座西入ル 京都府廳社會課内	社會事業ノ連絡統制並調査
二 京都市市民共濟會	中京區河原町御池 市役所社會課内	窮民救助、失業者救済其他社會事業一般
三 崇仁學區方面委員	下京區東七條上ノ町一ノ五	方面委員事業後援
四 京都養老院	伏見區醍醐上ノ山町	養 老
五 京都施業院協會	中京區九太町通七本松西入	救 療
六 濟世病院	下京區八條大宮西入東寺町	救 療
七 東亞慈善會	下京區東七條上之町一六ノ一	救療並巡回助産
八 京都佛眼協會	下京區高倉六條上ル	眼科救療、鍼接講習
九 京都盲啞保護院	上京區新町九太町上ル 京都府盲學校内	盲啞者保護
一〇 平安德義會	左京區岡崎最勝寺町一	養育並幼児保育
一一 平安養育院	上京區鞍馬口通寺町東入上善寺門前町	養育並幼児保育
一二 天主教女子教育院	中京區河原町三條北入ル	貧困女兒養育
一三 信愛保育會	上京區九太町日暮西入上ル	乳幼児保育並母子ホーム

一四 和 樂 園	上京區下長者町七本松西入	幼児保育
一五 伏見慈惠會	伏見區風呂屋町西方寺内	幼児保育
一六 白 川 學 園	上京區鷹ヶ峯北鷹ヶ峯	異常兒教育保護
一七 京都府聯合保護會	東山區山科町東野四〇	司法保護事業ノ連絡統制
一八 京都感化保護院	中京區六角大宮西入	釋放者保護
一九 和 敬 學 園	上京區烏丸寺ノ内上慈雲庵内	少年司法保護
二〇 常 盤 學 園	上京區千本二條下東入 等覺寺内	少年司法保護
二一 大 照 學 園	下京區富小路五條下ル	少年司法保護
二二 吉 水 教 園	左京區仁王門東大路西入ル	少女司法保護
二三 京 都 六 華 園	左京區一乘寺藥師堂町二四	少女司法保護
二四 俱 一 會	下京區間ノ町五條下大津町	助養、遺族其他慰安救護
二五 櫻 井 廣 濟 會	左京區田中西浦町	助養並窮民救護
二六 融和盟友協會	伏見區新町十丁目	融和事業
二七 復 活 學 園	上京區北大路福川	兒童健康相談、兒童保護教化
二八 京都加茂川社會事業團	左京區田中關田町四二	施療、無料宿泊、救護
二九 六 條 診 療 所	下京區油小路七條上ル	無料並輕費診療
三〇 京都府親和會	上京區下立賣通釜座西入 京都府廳内	融和事業

調査

備考 ○印を附せるは救護法による救護施設なり

一 京都市民共濟會

京都市市民共濟會は、大正十四年社會課の別働隊として京都市に於ける窮民救助、失業保護、罹災救護、其他市民の福利増進を計る目的を以て設立せられたり、以後年と共に各方面に亘り事業の進展を見今日に至りしが最近の事業並に其の成績をあぐれば左の如し

Ⅰ 窮民救助事業

	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度
救助世帯数	四二六	四四五	四四四
救助給與金額	三、三三〇.〇〇	三、三三三.〇〇	三、三二八.〇〇

Ⅱ 救療事業

市内極貧者の救療施業に關し京都府藥劑師會の援助を得市立兒童院或は各市立隣保館の健康相談と併行無料投薬を行ふ
昭和九年度成績左の如し

投薬数	延八、〇〇〇日分	支出金額	三、五三三.〇〇
-----	----------	------	----------

Ⅲ 失業保護事業

主として本市土木局土木課、水道局上水課、電氣局工務課の公營事業に對し失業登録労働者を供給す

昭和九年度成績左の如し

供給延人員	八九、八六八	支出賃銀	一〇一、七〇六.七三
-------	--------	------	------------

Ⅳ 其の他の事業

イ 貧困兒童に對する牛乳の廉賣並に無料給與

市立崇仁、三條、樂只、壬生、改進の各隣保館に於て昭和八年十一月以來繼續實施す

	昭和九年度	昭和十年度	備考
廉賣數量	八八、六三二	七九、〇〇〇	一合ニ付三錢
無料給與數量	三、二八四	四、七三三	
計	九一、九一六	八三、七三三	

ロ 農繁期託兒所の開設

昭和九年度に於ては地元方面委員會、愛國婦人會京都支部、並に寺院等と協力し農繁期託兒所を開設せり

開設期間	延日數	開設箇所	託兒數
自六月一日 至六月三十日	三十七日	十七ヶ所	實 九百五人 延 一四、〇二九人

ハ 貧困兒童並に虚弱兒童の夏期林間保育

毎年市設各隣保館七ヶ所の託兒並に市内小學校の虚弱兒に對して市立兒童院と協力し之等兒童の健康の増進並に情操の陶冶を計るべく夏期林間保育を實施す

尙昭和十一年度に於ては四月より十一月に亘り休日を利用し虚弱兒童の野外保育を行ふ豫定なり

二 伏見兒童健康相談所

津田榮太郎氏の指定寄附金を基礎とし伏見學區方面委員會の後援に依り昭和十一年一月二十四日開設す

開設場所 伏見區御駕籠町 伏見公會堂

日時 毎週 金曜日 午後一時三十分より四時迄

ホ 紫野隣保館

山下達雄氏の寄附金に上京區第五、第六、聯合方面委員會の協力を得建設、昭和十一年五月竣工の豫定なり、本館に於ては一般隣保事業は勿論、同方面委員會に於て託兒保育並に兒童健康相談事業を開設する計畫を有す
以上京都市市民共濟會の主なる事業を列舉せしも其の所要經費の大部分は篤志家の寄附に依る

二 京都兒童保健協會

本市内に於ては兒童の保健保護施設は多數存在するも之等の連絡統制に當るべき適當なる機關なく、各自の立場より任意に經營せられ活動の範圍、運營の方法等改善を要すべき点尠からず、此等の欠陥を是正し、兒童保護事業機關の連絡を計り有機的活動を促進する事は其の機能増進上緊要にして且輿論も又此の趨向にありしを以て市社會課及兒童院の斡旋の下に昭和十年六月同種事業をなしつつある團體により京都兒童保健協會の結成を見たり

同協會は本市に於ける兒童保健に關する事業並に施設の相互連絡を計り其の適正なる發達を期するを以て其の目的とせるものにして其の加盟團體及昭和十一年度に於ける事業計畫左の如し

1 京都兒童保健協會々員名簿

(昭和十一年三月現在) (順序不問)

名稱	電話	所在地
日本赤十字社京都支部	西二九〇一	上京區新町出水上ル
財團法人京都共濟會	西 二五	京都府廳社會課內
愛國婦人會京都支部	上一五四	左京區九太町通川端
京都市聯合婦人會	西五三〇〇	上京區紫野野ノ上町
復活學園		上京區紫野野所田町七三
大日本佛教慈善會財團	下 五八六	下京區堀川通花屋町下ル門前町一
恩賜財團濟生會京都府病院社會部	西六〇六六	上京區紫野野雲林院一五
平安德義會	上三三三二	左京區岡崎最勝寺町
平安養育院	上三〇九五	上京區鞍馬口通寺町東入
知恩院社會課	祇 三五 三六	東山區林下町知恩院內
眞宗本願寺派本願寺社會部	下 三四〇	下京區堀川通本願寺執行所內
眞宗大谷派本願寺社會課	下 二〇四	下京區烏丸通大谷派宗務所內
京都市市民共濟會	上三三〇〇	京都市役所社會課內
京都市兒童院	西六〇〇八	上京區竹屋町通千本東入
京都市齒科醫師會	西 九六〇	上京區竹屋町通智惠光院東入
普及福音教會	上五七五四	左京區聖護院東町一〇

2 昭和十一年度事業計畫

- a 兒童健康相談事業ノ振興
 - イ 兒童健康相談事業ニ對スル一般市民ノ理解促進
 - ロ 現存施設ノ利用宣傳
 - ハ 事業資金ノ募集
 - b 兒童保健ニ關スル知識ノ啓蒙普及
 - イ 巡回展覽會ノ開催
 - ロ 講演會講習會ノ開催
 - ハ パンフレット、リーフレットノ頒布
 - c 相互聯絡ノ強化
 - イ 定例集會、隔月一回
 - ロ 事業成績ノ交換
 - ハ 各施設ノ見學並ニ研究
 - ニ 其他適當ナル聯絡協働方法ノ研究並ニ之ガ具体化
 - d 兒童健康相談所ノ設置勸奨
 - イ 現存事業施設ノ分布状況並ニ其利用状況ノ檢討
 - ロ 兒童健康相談所ノ設置ヲ必要トスル區域ノ決定
 - ハ 右區域ニ相談所設置ノ勸奨
 - ニ 相談所設置ノ計畫、許可手續、設備設計、器械器具ノ選定購入檢査等ニ關スル相談指導
- 尙本年度に於ては牛乳を必要とする貧困家庭の乳幼児に對し無料を以て牛乳を供給すべき計畫を樹立し、之に充當すべき資金として五月上旬の兒童愛護週間を期し廣く一般篤志家に同情袋を配布し寄附金を求むることとせり。

社會課所管外の本市社會事業施設一覽

一 市 設

イ 産業部市場課所管

名稱	所在地	電話	最寄停留所
公設市場			
七條市場	下京區新町七條下ル東	下 三三〇五	市電七條西洞院
北野市場	上京區中立賣七本松東	西 一三〇	市電中立賣七本松
川端市場	左京區川端丸太町上ル	上 三〇四三	市電丸太町橋東詰
新町頭市場	上京區新町鞍馬口東入長乘西町	西 二五五二	市電工業學校前
壬生市場	中京區千本四條南入	本 一一二二	トロバス千本坊城
正面市場	東山區川端正面上ル	祇 三六二〇	市電七條大橋
八條市場	下京區西九條寺ノ前町	下 三四六〇	市電七條堀川
下鴨市場	左京區下鴨中河原町	上 三〇五九	バス下鴨一本松
船岡市場	上京區紫野藤ノ森町	西 二七〇	市電大徳寺前
田中市場	左京區田中門前町	上 四〇一八	市電田中關田町
丹波橋市場	伏見區伏見丹波橋東大文字町	伏 七五二	市電伏見線丹波橋
花園市場	右京區花園木辻南町	西 七〇〇一	市電西ノ京岡町
嵯峨市場	右京區嵯峨折戸町	嵯 六二二	嵐電車折

社會課所管外施設

社會課所管外施設
保健部衛生課所管

結核療養所(宇多野療養所)

トラホーム治療所

- 第一トラホーム治療所
- 第二トラホーム治療所
- 第三トラホーム治療所
- 第四トラホーム治療所
- 第五トラホーム治療所
- 第六トラホーム治療所
- 第七トラホーム治療所

右京區音戸山ノ茶屋町

西一七五

嵐電鳴瀬

- 下京區東七條川端町
- 東山通三條大橋東三丁目下ル長光町
- 左京區田中馬場町
- 上京區鷹野東之町
- 中京區西ノ京新道町
- 伏見區深草狩賀町 伏七八九
- 左京區鹿ヶ谷高岸町

- 市電河原町塩小路
- 市電東山三條
- 市電觀音前
- 市電北大路千本
- 市電西大路三條
- 市電伏見線橋鼻
- 市電岡崎東天王町

二 市設以外の京都市内社會事業施設一覽

A 社會行政機關

名	稱	所在地	事業要目	經營組織	設立年月	電話	最寄交通機關
京都府學務部社會課		上京區下立賣通釜座東、府廳内			大正 六・八	西陣六〇二五	市電府廳前

B 社會事業機關

名	稱	所在地	事業要目	經營組織	設立年月	電話	最寄交通機關
1 方面制度							
上京區第一聯合方面事務所		中京區千本丸太町、第二社會館内	方面事業	京都府	大正 六	西陣 一三九	市電千本丸太町
上京區第二聯合方面事務所		上京區北辻通七本松西入上ル、西陣岡保館内	同	同	大正 六	西陣 二四四	市電千本今出川
上京區第三聯合方面事務所		上京區小川通寺之内上ル、西陣方面會館内	同	同	大正 六	西陣 七三〇	市電今出川堀川
上京區第四聯合方面事務所		同	同	同	大正 六	西陣 七三〇	同
上京區第五聯合方面事務所		上京區紫野柴山町	同	同	大正 二・三・〇	西陣 一一七	市電大徳寺前
上京區第六聯合方面事務所		同	同	同	昭和 七・四	西陣 一一七	同
中京區第一聯合方面事務所		中京區千本通丸太町西入、第二社會館内	同	同	大正 六	西陣 一三九	市電千本丸太町
中京區第二聯合方面事務所		同	同	同	大正 六	西陣 一三九	同
中京區第三聯合方面事務所		同	同	同	大正 六	西陣 一三九	同

市内社會事業施設

市内社会事業施設

下京區第一聯合方面事務所	下京區八條夷馬場町、大内診療所内	方面事業	京都府	大正 九・八下	四九二〇	市電七條壬生道
下京區第二聯合方面事務所	下京區東七條上之町、第五社會館内	同	同	昭和 四・七下	四八〇五	市電河原町塩小路
下京區第三聯合方面事務所	下京區八條夷馬場町、大内診療所内	同	同	大正 九・八下	四九二〇	市電七條壬生道
下京區第四聯合方面事務所	下京區八條通大宮西入、東寺境内、第四社會館内	同	同	大正 九・七下	二四七	市電大宮八條
下京區第五聯合方面事務所	同	同	同	昭和 六・四下	二四七	同
東山区第一聯合方面事務所	東山区箱町通七條下ル、第一社會館内	同	同	大正 九・	九一	市電七條大橋
東山区第二聯合方面事務所	東山区新橋通東大路東入、林下町、第七社會館内	同	同	大正 九・	一四六〇	市電東山古門前
東山区第三聯合方面事務所	同	同	同	大正 九・	一四六〇	同
左京區第一聯合方面事務所	左京區百万遍左京方面會館内	同	同	大正 九・	一〇〇	市電百万遍
左京區第二聯合方面事務所	同	同	同	大正 九・	一〇〇	同
左京區第三聯合方面事務所	同	同	同	大正 九・	一〇〇	同
右京區聯合方面事務所	右京區太秦、右京區役所内	同	同	昭和 八・三	五五〇一	嵐電太秦太子前
伏見區聯合方面事務所	伏見區下板橋、伏見區役所内	同	同	昭和 六・八	二〇四	市電肥後橋
2 其/他						
京都府社会事業協會	府廳社會課内	社会事業ノ聯絡統制、調査、研究、雜誌發行、私設社会事業ノ聯絡統制	會員組織	大正 七・六	西陣	二五 市電府廳前
京都私設社会事業聯盟	中京區丸太町七本松、施藥院内	同	同	昭和 五・二	西陣	六〇九 市電丸太町七本松
京都佛教社会事業協會	中京區新京極橋小路上ル、善長寺内	同	同	昭和 五・二	西陣	三五 市電新京極
智恩院社会課	東山区林下町	同	同	大正 二・四	七條	三五 市電古門前
本派本願寺社会部	下京區堀川通本願寺執行所内	同	同	大正 二・四	下	二四〇 市電七條堀川

C 一般救護事業

1 養老事業						
京都養老院	伏見醍醐上ノ山町	養老	佛教護國	大正 二〇・二	醍醐	一〇 京阪六地蔵
前川養護院	卜京區蘆山寺智惠光院西上ル	同	同上	昭和 七・七	七五	市電千本寺ノ内
大谷派本願寺社会課	下京區烏丸通七條上大谷派宗務所内	社会事業研究調査	大谷派宗務所	大正 二〇・	下	二〇四 市電烏丸六條
同志社大学社会事業學會	上京區今出川通今出川御門前、同志社大学文学部内	佛教精神ニ基ク方面事業、社会事業研究	會員組織	昭和 八・四	上	四三〇 市電今出川御門前
京都佛教徒方面委員會	上京區五辻通七本松釋迦堂内	同	同	昭和 七・七	西陣	二四四 市電千本今出川
京都共濟會	府廳社會課内	社会事業一般	財團法人	大正 六・七	西陣	二五 市電府廳前
京都市市民共濟會	市社會課内	同	同	大正 二・	上	三三〇 市電河原町御池
京都府融和團體聯合會	府廳社會課内	融和事業ノ連絡統制	會員組織	大正 二・三	西陣	二五 東海道線山科
京都府聯合保護會	東山区山科町東野四〇	司法保護事業連絡統制	同	大正 二・	西陣	二五 市電府廳前
京都府教化團體聯合會	府廳學務課内	教化團體ノ連絡統制	同	大正 二・	西陣	二五 同
京都府聯合婦人會	同	府下町村婦人會ノ連絡統制	同	大正 九・三	西陣	五三〇 市電千本十二坊
京都市聯合婦人會	上京區紫野郷之上町一一	同	財團法人	昭和 六・九	西陣	二五 市電府廳前
京都府方面事業振興會	府廳社會課内	方面事業後援	同	昭和 六・	西陣	二五 市電府廳前
崇仁學區方面事業後援會	下京區東七條上之町一〇ノ五、京都共濟會第五社會館内	同	同	昭和 五・	下	四八〇 市電河原町塩小路
深草學區方面事業後援會	伏見區深草直達橋三丁目、深草吏目派出所内	同	會員組織	昭和 五・二	伏見	二七七 市電河原町



市内社会事業施設

名	稱	所在地	事業要目	経営組織	設立年月	電話	最近交通機関
1	住宅供給	京都府小住宅 京都共済會住宅	住宅貸與、教化 住宅貸與、融和教化	京都府 京都共済會	大正一四・二 大正二一・六		市電下札ノ辻 市電京都驛南口
2	宿泊保護	田中セツルメント 京都更生會館	無料宿泊	加茂川社 會事業團	昭和四・〇 昭和二・二		市電飯倉 市バス千本十條
3	母子ホーム	平安徳義會 信愛保育園 西陣隣保館	母子保護 母子保護 母子保護	財團法人明治三・三上 個人經營大正三・八 京都府昭和二・〇	三・三上 三・八 二・〇	二二三三 六六七〇 二四四	市電東山二條 市電九太町智恵光院 市電千本今出川
4	公益浴場	東三條公益浴場 廣野公益浴場 西三條公益浴場	公益浴場	京都共済會	大正二〇・九 大正二一・八 大正二二・三		市電東山三條 市電千本北大路 市電西大路三條
5	公益質屋	西陣公益質屋 東九條公益質屋	公益質屋	京都府共済會	大正三・三 昭和七・三	一三〇 六四六〇	市電千本九太町 市電東寺道

D 經濟保護事業

名	稱	所在地	事業要目	経営組織	設立年月	電話	最近交通機関
1	日本公益事業協會本部	下京區東九條松田町八、弘益會館内	養老、妊娠婦保護、無料葬儀、宿泊等	個人經營	昭和七・三		市電札ノ辻、奈良電十條
2	實踐救濟會	左京區南禪寺福地町真乘院内	窮民救護	會員組織	大正三・二		市電南禪寺道
3	軍事救護	左京區川端通九太町府廬内	軍人遺家族救護	社団法人	明治元・五	上 西陣 二五	市電九太町橋東詰 市電府廬前
4	人事相談	上京區上長者町智恵光院東、西陣隣保館内	人事相談	同	大正二〇・西 大正七・六	西陣 五二 七	市電中立賣智恵光院 市電七條鳥丸
5	助産事業	第一社會館法律相談 第三社會館法律相談	法律相談	本願寺社 會課 京都共済會	大正二〇・三下 大正二一・九 昭和三・八	五八六 九一 二四	市電七條堀川 市電七條大橋 市電千本今出川
6	俱一會	下京區間之町通五條下ル大津町	助産、遺族慰安、行旅病人救護	會員組織	大正二・三下	六三六三	市電鳥丸五條
7	櫻井廣濟會	左京區田中西浦町	助産、窮民救護	同	大正三・二上	一五〇一	市電、元田中停留場

市内社会事業施設

<p>崇野施薬所 京福基督教施療院 京都佛眼協會 西陣救療所 特養病者養護施設 川越病院 京都府西ノ京健康相談所 京都府深草健康相談所 日本癩病救濟會京都支部 社会衛生協會千本診療所</p>	<p>上京區崇野大徳寺境内 左京區田中園田町三九 下京區高倉通六條下ル東側 上京區五辻通七本松西入上ル 上京區淨土寺馬場町三三 上京區丸太町御前通 伏見區直通橋九丁目 左京區田中園田町四二 中京區千本通丸太町市立衛生試驗所内</p>	<p>診療(無料) 診療(無料) 失明/防止救療、無料診療委託 診療 代用精神病院 結核早期診断 結核早期診断 癩病者救済 無料腫瘍治療</p>	<p>財團法人 大正二・三 加茂川社 昭和七・一〇 會事業團 大正二・四 京福府共 昭和一〇・二〇 會 西陣 二四四 個人 明治二二・二〇上 二九七二 京都府 昭和七・二〇西陣六六六〇 京都府 昭和九・一 加茂川社 昭和七・一 會事業團 昭和七・一 會員組織 昭和二・七西陣三二二〇 市電大徳寺前 市電田中園田町 市電河原町六條 市電千本今出川 市電銀閣寺終點 市電丸太町御前通 京阪電車御前 市電田中園田町 市電千本丸太町</p>
---	--	--	--

G 兒童保護事業

名稱	所在地	事業要目	經營組織	設立年月	電話	最寄交通機關
<p>1 産産婦保護 日本赤十字社京都支部産産婦保護所 佐伯病院 京都産院 東亞慈善會巡回助産 櫻井廣濟會無料助産</p>	<p>上京區新町通下長者町、支部療院内 下京區御馬場小路上ル 上京區室町通上長者町下ル 下京區東七條上之町 左京區田中西浦町、櫻井廣濟會内</p>	<p>産産婦健康相談、助産 收容助産 巡回助産</p>	<p>社団法人 大正二・四西陣 個人經營 明治三・八 同 明治二・七西陣 會員組織 大正八・下 社団法人 昭和七・三上</p>	<p>大正二・四 明治三・八 明治二・七 大正八・下 昭和七・三</p>	<p>六八市電烏丸下長者町 市電四條富小路 三九〇市電四條富小路 六五一市電烏丸下長者町 一五四市電河原町堀小路</p>	<p>市電烏丸下長者町 市電四條富小路 市電烏丸下長者町 市電河原町堀小路</p>

2 乳幼児保護

<p>愛國婦人會京都府支部産産婦健康相談所 産産婦實費相談所、産院方面助産券 平安養育院 平安徳義會 同 乳兒院 天主教女子教育院 昭和保育園 西陣保育園 東寺保育園 東九條保育園 第二社會館保育園 信愛保育園 伏見幼兒園 平安徳義會同時幼兒園 同 壬生幼兒園 同 樂園 同 養育園 淨福寺保育園</p>	<p>左京區川端通丸太町 中京區御前通丸太町下ル二丁目 各方面事務所 上京區鞍馬口通寺町東入上善寺門前町三三八 左京區岡崎最勝寺町 同 中京區河原町通三條上ル 東山區精町通七條下ル第一社會館内 上京區五辻通七本松、西陣保館内 下京區東寺境内第四社會館内 下京區東九條山王町、第六社會館内 中京區千本通丸太町西入下ル 上京區丸太町通日暮西入上ル西院町七四七 伏見區風呂屋町四方寺 左京區岡崎最勝寺町 中京區壬生下通町八番地 上京區下長者町通七本松西入風瑞町二四七 上京區鞍馬口通寺町東入 上京區今出川通智恵光院西入</p>	<p>産産婦健康相談、巡回助産(委託) 産産婦健康相談、助産 育兒養育 貧孤兒養育 乳兒保育 貧孤兒養育女子手藝教育 託兒保育</p>	<p>社団法人 昭和六・八上 京都市 大正二・四 會方面委員 財團法人 明治六・四下 三〇九五市電烏丸鞍馬口 同 明治六・三上 二二三三市電東山二條 同 昭和八・九上 二二三三市電東山二條 個人 明治九・六上 四六九〇市電三條河原町 會 昭和三・五西陣 九一市電七條大橋 大正九・九西陣 二四四市電千本今出川 大正二・二下 二四七市電八條大宮 同 昭和七・六下 六四六〇市電東寺道 同 昭和四・四西陣 一三三九市電千本丸太町 個人經營 大正三・八西陣六六七〇市電丸太町智恵光院 社団法人 大正二・二伏見一四五六市電肥後町 財團法人 大正八・二上 二二三三市電東山二條 同 大正二・六 個人經營 大正二・八西陣二〇六〇市電丸太町御前通 財團法人 大正二・六上 三〇九五市電烏丸鞍馬口 個人經營 昭和三・四(呼出) 五八市電今出川淨福寺</p>	<p>昭和六・八 大正二・四 明治六・四 明治六・三 昭和八・九 明治九・六 昭和三・五 大正九・九 大正二・二 昭和七・六 昭和四・四 大正三・八 大正二・二 大正二・六 大正二・八 昭和三・四</p>	<p>一五〇市電川端丸太町 市電丸太町御前通 市電東山二條 市電東山二條 市電三條河原町 市電七條大橋 市電千本今出川 市電八條大宮 市電東寺道 市電千本丸太町 市電丸太町智恵光院 市電肥後町 市電東山二條 市電四條大宮 市電丸太町御前通 市電烏丸鞍馬口 市電今出川淨福寺</p>
--	--	---	--	--	--

市内社会事業施設

市内社会事業施設

左京方面會館	左京區百萬通	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	左京區聯合會 方圓委員會	昭和二〇・九上 六二〇〇	市電百萬通
風青紀念園障保館	京都市伏見區醍醐西大路町五八	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	方圓委員會	昭和二〇・二 二〇〇〇	京阪バス六地蔵線 東町下車 京阪電車宇治線 月橋下車 京阪バス橋大路下 車
風青紀念向島障保館	京都市伏見區向島本瓦町六八	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	方圓委員會	昭和二〇・〇 二〇〇〇	京阪バス橋大路下 車
風青紀念橋大路障保館	京都市伏見區橋大路中之座町浮 眞院境内二十四	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	方圓委員會	昭和二〇・〇 二〇〇〇	京阪バス橋大路下 車
風青紀念吉祥院障保館	京都市下京區吉祥院西ノ内町	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	方圓委員會	昭和二〇・〇 二〇〇〇	京阪バス橋大路下 車
風青紀念上島羽障保館	京都市下京區上島羽村山町一〇 三	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	方圓委員會	昭和二〇・二 二〇〇〇	京阪バス橋大路下 車
風青紀念右京障保館	京都市右京區梅津中村町長福寺 内	障保事業、兒童健康 相談事業、其他障保事業	方圓委員會	昭和二〇・二 二〇〇〇	京阪バス橋大路下 車
富松會館	上京區紫竹東北町四九	障保事業	平安養育 院分院	昭和二〇・五 一八六二	市バス東北町 市電河原町松原
京都府親和會	府廳社會課内	融和事業	會員組織	大正三・八西陣 二五	市電府廳前
本派本願寺一如會	本派本願寺内	融和事業	會員組織	大正三・〇下 二四〇	市電七條大宮
大谷派本願寺眞身會	大谷派本願寺内	融和事業	會員組織	大正三・三下 二〇四	市電烏丸六條
京都洛南社會館	下京區上島羽清井町	融和事業	會員組織	昭和四・二 伏見一〇八二	京阪聯合バス上島 羽終點
大日本青年融和愛國聯盟	伏見區深草飯食町八二五	融和事業	會員組織	昭和七・三	京阪師團前
融和聖友協會	伏見區新町十三丁目二八五	融和事業	會員組織	昭和八・四	京阪丹波橋
地方改善事業	東山區三條大橋東三丁目南入長 光町	地方改善事業	會員組織	大正二〇・七 （松原署）	市電東山線古川町
同盟一心會	上京區鷹野北町	地方改善事業	會員組織		
樂只會		地方改善事業	會員組織		

大正會	左京區田中馬場町	地方改善事業	會員組織	大正二・四伏見 七八九	市電神樂
錦溪會	東山區鹿ヶ谷高岸町	地方改善事業	會員組織	大正二・四伏見 七八九	市電神樂
共立自治會	伏見區竹田狩賀町	地方改善事業	會員組織	大正二・四伏見 七八九	市電神樂
4 司法保護事業	中京區六角通大宮西入	司法保護	財團法人明治三・三本局 七四〇	市電壬生車庫前	
京都感化保護院	堀川警察署内	司法保護	會員組織	明治三・三下 六	市電大宮松原
醇厚會	下京區本願寺内	司法保護	明徳學團明治四・三下 二〇一四	市電烏丸口	
洋助會	右京區太秦垣内町一、常樂寺 内	司法保護	會員組織	大正元・三西陣四六八〇	嵐電太秦太子前
慈友會	上京區北野下之森町、西正寺内	司法保護	會員組織	大正元・三西陣四六八〇	市電北野線下之森
至正會	下京區新町通三哲上ル	司法保護	會員組織	大正二・七 二	市電三哲七條
同友會	伏見區醍醐東大路二二、三寶院 内	司法保護	會員組織	大正三・三 二	京阪宇治線六地蔵
慈教會	下京區東七條西ノ町、西光寺内	司法保護	會員組織	昭和二・四 （呼出） 下四〇一四	市電河原町塩小路
慈福會	伏見區肥後町西養寺内	司法保護	會員組織	大正三・三 二	市電肥後町
至道會	（前出）	司法保護	會員組織		
京都府聯合保護會	中京區西大路三條西入	朝鮮人保護	會員組織	昭和二〇・八 （呼出） 西陣五〇八七	市電西大路三條
5 朝鮮人保護事業	伏見區風呂屋町西方寺内	朝鮮人保護	會員組織	昭和二〇・二 （呼出） 上六一〇〇	市電西大手町
東亞博愛會	左京區百萬通左京方面會館内	朝鮮人保護	會員組織	昭和二〇・二 （呼出） 上六一〇〇	市電百萬通
佛教報國救國會	下京區西千本通松原下ル	朝鮮人保護	會員組織	昭和二〇・二 （呼出） 上六一〇〇	市電西大路松原
在京朝鮮人團體聯合會		朝鮮人保護	會員組織		
京都向上館		朝鮮人保護	會員組織		

市内社会事業施設

關係例規集

京都市役所處務規程抄

(昭和四年四月二十二日
市告示第一二〇號
昭和十年六月改正)

第十條 局、部及課ノ分掌スル事務ノ概目左ノ如シ

- 社 會 課
- 救濟ニ關スル事項
- 救護法ニ依ル救護ニ關スル事項
- 罹災救助ニ關スル事項
- 兒童院ニ關スル事項
- 兒童保護ニ關スル事項
- 私設社會事業團體ニ關スル事項
- 社會事業ノ調査ニ關スル事項
- 生活並地方改善ニ關スル事項
- 購保館ニ關スル事項
- 託兒所ニ關スル事項
- 市設家事見習所ニ關スル事項
- 市設浴場ニ關スル事項
- 住宅組合ニ關スル事項
- 市設住宅及月賦住宅ニ關スル事項
- 無料宿泊所ニ關スル事項
- 公益質屋ニ關スル事項

- 無料法律相談所ニ關スル事項
- 市設簡易食堂ニ關スル事項
- 職業紹介所ニ關スル事項
- 労働紹介所ニ關スル事項
- 授産場ニ關スル事項
- 失業救済ニ關スル事項
- 失業食糧補助ニ關スル事項
- 失業應急事業就労統制ニ關スル事項
- 其ノ他社會事業ニ關スル事項

代 決 規 程

- I 助役代決事項 (昭和八年五月市訓令甲第八號改正)
- 吏員職員ノ内地出張ニ關スル事項但シ局、部、課長、區長、麻長、及之ニ準スル者ヲ除ク
- 吏員職員請假、旅行、缺勤、除服其他諸願届ニ關スル事項但シ局、部、課長、區長、麻長及之ニ準スル者ノ七日以上ニ互ル請假、旅行及缺勤ヲ除ク
- 小學校、實務女學校、幼稚園職員ノ進退ニ關スル事項但シ學校長及幼稚園長ヲ除ク
- 學區區會議員選舉ニ關スル事項但シ告示ニ關スルモノヲ除ク
- 條例、規則規程其ノ他ノ公示ニ關スル事項
- 二萬圓以下ノ收入及支出命令ニ關スル事項

- 一 廉千圓以下ノ事故金其他ノ支出ニ關スル事項
- 一 廉千圓以下ノ雜支出ニ關スル事項
- 一 學區經濟ニ屬スル費支及豫算金領流用ニ關スル事項
- 一 千圓以下ノ豫算相互流用ニ關スル事項但シ市會、市參事會ニ付議スベキモノヲ除ク
- 一 廉一萬圓以下ノ工事(建築工事及委託工事ヲ合ム)施行ニ關スル事項
- 一 廉一萬圓以下ノ工事請負契約ニ關スル事項
- 一 廉七千圓以下ノ工用材料購入並勞力供給契約ニ關スル事項
- 一 廉五千圓以下ノ物品ノ購入修繕運搬勞力供給ニ關スル事項
- 一 廉三千圓以下ノ印刷ニ關スル事項
- 一 廉見積價格二千圓以下ノ不用品賣却ニ關スル事項
- 一 賣却ノ見込ナキ不用品廢棄處分ニ關スル事項但シ原價二千圓ヲ超ユルモノヲ除ク
- 一 物品保管轉換ニ關スル事項
- 一 水道給水裝置工事請負者並電氣工事請負及電氣工作物貸付營業者ニ關スル事項
- 一 營造物其ノ他ノ一年以内ノ使用及貸付並繼續使用及貸付許可ニ關スル事項
- 一 營造物其ノ他ノ使用又ハ貸付許可取消ニ關スル事項
- 一 營造物其ノ他ノ使用又ハ借受人ニ對スル損害賠償及原狀回復義務代執行ニ關スル事項
- 一 救護法ニ依ル醫療又ハ助産ヲ爲スヘキ者ノ指定ニ關スル事項

- 一 救護法ニ依ル收容救護ヲ爲スヘキ者トノ契約ニ關スル事項
- 一 市設月賦住宅受給權讓渡ニ關スル事項
- 一 公設市場出品人ニ關スル事項
- 一 中央卸賣市場仲買人及附屬營業人手數料ニ關スル事項
- 一 中央卸賣市場卸賣人及仲買人組合規約ニ關スル事項
- 一 水道使用條例、電氣使用條例及電單車乘車條例、乘合自動車乘車條例ニ依ル過料處分ニ關スル事項
- 一 幣帛供進使ニ關スル事項
- 一 廉一萬圓ヲ超ユル工事ニ關シ道路法、河川法、市街地建築物法其ノ他取締法令ニ依ル認可、許可ニ關スル事項
- I 局長、部長及課長代決規程抄 (昭和八年五月一日市訓令
局長、部長及課長ヘ其ノ主管事務ニ付左ノ區分ニ依リ之ヲ代決スル事ヲ得但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ限ニ在ラズ
局長兼總代決事項
- 一 課員ノ市内及隣接都市出張ニ關スル事項
- 一 借入ノ進退、賞罰、服務、給與及諸願届ニ關スル事項(進退ニ付テハ局、部ニ屬セザル課長ニ限ル)
- 一 定例事務ノ上申、届、告示及報告ニ關スル事項
- 一 例規アル事件ノ申請書、届書、報告書等ノ進退ニ關スル事項但シ申請ヲ要スルモノヲ除ク
- 一 例規アル指令、命令、契約等ニ對スル請書ノ査閱並處理ニ關スル事項
- 一 成規、定例ニ依ル證明附與ニ關スル事項

關係例規集

- 一 免許狀、令違、傳達等ノ傳達、書換、再下附及官公署ヨリ送付ノ文書、物件等ノ傳送並領收證同付ニ關スル事項
- 一 輕易ナル照會、同答ニ關スル事項
- 一 其他前各號ニ準スヘキ事項
- 一 社會團長代決事項
- 一 救護法ニ依ル救護ノ開始、廢止、停止、種類、程度、方法ニ關スル事項
- 一 救護法ニ依ル埋葬、埋葬費給與並急迫セル要救護者ノ處理ニ關スル事項
- 一 市設住宅、貸付並同居者承認ニ關スル事項
- 一 市設月賦住宅同居者並同居住宅内營業許可ニ關スル事項
- 一 託兒所並隣保館幼兒委託ニ關スル事項
- 一 託兒所並隣保館、託兒、請給與ニ關スル事項
- 一 隣保館有料使用ニ關スル事項
- 一 授產場入所承認取消並物件貸付許可ニ關スル事項
- 一 授產場從業者工資並製作加工費決定ニ關スル事項
- 一 託兒所使用料減免ニ關スル事項
- 一 授產場並幼童院使用料及手数料減免並後納ニ關スル事項
- 一 隣保館、授產場及公益質屋臨時休業、勤務時間變更ニ關スル事項
- 一 簡易食堂ノ閉門時間並飲食物ノ種類、品質及價格承認ニ關スル事項
- 一 市設浴場臨時休業承認ニ關スル事項

市長、學校長、幼稚園長代決規程抄 (昭和六年一月三日市訓令)

- 第一條ノ二 本規程ニ於テ麻ト需スルハ左ニ掲ケルモノヲ指シ
中央職業紹介所
勞働紹介所
- 第二條 麻院 (以下略)
- 一 職員、備人ノ命免、賞罰並給與ニ關スル事項
- 一 吏員、職員(年俸者ヲ除ク)以下ノ三日以内出要ニ關スル事項
- 一 吏員、職員(麻院ヲ除ク)以下ノ請假、旅行、缺勤、除服其他諸願届ニ關スル事項
- 一 職入金ノ測定ニ關スル事項
- 一 臨時備人ニ關スル事項
- 一 一應百圓以下ノ物品ノ購入修繕並印刷ニ關スル事項
- 一 但シ市役所ニ於テ包括シテ購入又ハ印刷スルモノヲ除ク
- 一 一應五十圓以下ノ通信運搬ニ關スル事項
- 一 一應五十圓以下ノ水道、電燈、電力、瓦斯、電話等ノ設備ニ關スル事項
- 一 一應五十圓以下ノ修繕ニ關スル事項
- 一 但シ特ニ指定シタル工事並修繕費ヲ爲スモノヲ除ク
- 一 一應見償價格五十圓以下ノ不用品賣却ニ關スル事項
- 一 但シ原價百圓ヲ越スルモノヲ除ク
- 一 一應百圓以下ノ製作品賣却ニ關スル事項
- 一 不用品ニシテ賣却ノ見込ナキモノノ廢棄ニ關スル事項
- 一 但シ原價五十圓ヲ越スルモノヲ除ク

京都市救護取扱手續 (昭和七年一月一日)

- 第一條 救護法ニ依ル救護ヲ受ケムトスルトキハ本人又ハ其ノ親族、縁故者ヨリ願書(第一號様式)ヲ居住地學區擔任ノ救護法第四條ニ依ル委員(以下委員ト稱ス)ヲ經テ市長ニ提出スヘシ
- 一 出願ニヨルニ非サルモ委員ニ於テ救護ノ必要アリト認ムルトキハ其種類、程度、方法ニ付市長ニ意見ヲ具申スヘシ
- 第二條 委員前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ速ニ實情ヲ調査シタル上救護調査書(第二號様式)ヲ作成シ願書ト共ニ市長ニ進達スヘシ
- 第三條 埋葬費ノ給與ヲ受ケムトスルトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ヨリ願書(第三號様式)ヲ居住地學區擔任ノ委員ヲ經テ市長ニ提出スヘシ
- 第四條 委員前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ第二條ニ準シテ之ヲ取扱フヘシ
- 第五條 本救護ニ關スル指令ハ願書ヲ經由セシ委員ヲ經テ出願者ニ交付ス
- 第六條 左ノ場合ニ於テハ委員ハ遲滞ナク其ノ事由及意見ヲ具シ市長ニ報告スヘシ
 - 一 救護ノ廢止、停止、程度ノ増減又ハ救護ノ種類及方法等ノ變更ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキ
 - 二 被救護者ニ付實力アルコトヲ知リタルトキ
 - 三 救護ヲ受ケタル者救護ニ要シタル費用ヲ辨償スルノ實力アルニ至リタルトキ
- 第七條 被救護者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキ關係例規集

- 第七條 願書記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ第一條ノ出願者又ハ之ニ代ル者ヨリ速ニ居住地學區ノ委員ヲ經テ市長ニ届出ツヘシ
- 第八條 居宅ニ於テ生活扶助ヲ受ケル者ニ對スル救護金品ハ日額ヲ以テ出願者又ハ被救護者ニ其ノ月分ヲ支給ス
- 一 醫療助産及前項ニ依ラサル生活扶助ヲ受ケル者ニ對スル救護金品ハ救護施設ノ代表者若ハ醫療助産ニ從事シタル者ニ支給スルモノトス
- 第九條 救護ヲ受ケル者又ハ受ケムトスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ救護ヲ停止、若ハ廢止シ又ハ救護ヲ爲ササルコトアルヘシ
 - 一 救護法又ハ救護法ニ基ク命令ニ依リ市長又ハ救護施設ノ長ノ爲シタル處分ニ從ハサルトキ
 - 二 故ナク救護ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ
 - 三 性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ
- 第十條 要救護者ノ急迫セル事情ニ因リ其ノ處分決定前委員ニ於テ救護施設、醫師、齒科醫師又ハ產婆ノ醫療若ハ助産ヲ受ケシムルノ必要アリト認ムルトキハ電話其ノ他適宜ノ方法ニ依リ速ニ主管課ニ申出ツヘシ
- 前項ニ依ル醫療又ハ助産ヲ取扱ヒタル委員ハ直ニ其ノ願末ヲ市長ニ詳具スルト共ニ第一條及第二條ノ手續未済者ナルトキハ其ノ手續ヲ爲スヘシ

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式略)

關係例規集

救護法ニ依リ醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆指定ノ件

本市ニ於ケル救護法ニ依ル救護者ニ醫務ヲ受ケシムヘキ醫師、齒科醫師、或ハ齒科醫師ノ處方ニシテ交付シタル場合調劑ヲ受ケシムヘキ藥劑師、助産ヲ受ケシムヘキ産婆ヲ左ノ通指定ス

- 一 京都市醫師會員タル醫師
一 京都市齒科醫師會員タル齒科醫師
一 京都府藥劑師會員ニシテ京都市内ニ藥局ヲ開設セル藥劑師
一 京都市産婆組合員タル産婆
一 伏見産婆組合員タル産婆
一 洛西産婆組合員タル産婆
一 宇治郡産婆組合員ニシテ京都市内開業ノ産婆

救護法施行細則

- 第一條 市町村長ハ被救護者ニ付救護費帳(別紙様式第一號)ヲ作成ス
第二條 市町村長醫療又ハ助産ノ爲醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示スヘシ市町村長前項ノ告示ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
第三條 居宅救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル
一 市ニ在リテハ一人一日參拾錢、一世帯一日壹圓
二 町村ニ在リテハ一人一日貳拾五錢、一世帯一日壹圓

被救護者ノ屬スル世帯ニ於テ收入アル場合ニ於テハ其ノ收入ノ額ハ前項ノ額ヨリ之ヲ控除スヘシ

第四條 居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル

- 一 醫師ニ就キ醫療ヲ受タル場合
イ 藥料一人一日拾參錢
ロ 往診料
京都市内ニ在リテハ一人一回貳拾五錢
郡部ニ在リテハ左記旅費ヲ支給ス
車馬賃一里未満貳拾五錢一里ヲ増ス毎ニ貳拾錢ヲ加フ
鐵道賃二等賃費
船賃二等賃費 但シ該當等級ナキ場合ハ其ノ實費
ハ 文書料一人一回貳拾錢
ニ 手術料一人一回壹圓
ホ 處置料一人一回貳拾錢
ヘ 注射料一人一回參拾錢
二 齒科醫師ニ就キ醫療ヲ受タル場合
日本齒科醫師會健康診療料金ノ三分ノ一
三 藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受タル場合
調劑料一人一回五錢
前項第一號手術處置料及注射料並ニ第三號調劑料ニシテ其ノ定ムル所ニ依リ難キモノニ付テハ費用ノ限度ハ其ノ都度知事之ヲ定ム
第五條 居宅救護ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ五圓トス

第六條 收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル

- 一 府縣又ハ市町村ノ設置シタル救護施設ニ收容救護スル場合
一人一日參拾錢
二 私人ノ設置シタル救護施設又ハ適當ナル施設ニ收容救護スル場合
一人一日參拾五錢
三 私人ノ家庭ニ收容救護スル場合
一人一日四拾錢
第七條 收容救護ノ場合ニ於テ醫療又ハ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル
一 府縣又ハ市町村ノ設置シタル救護施設ニ收容救護スル場合
一人一日參拾錢
二 私人ノ設置シタル救護施設又ハ適當ナル施設ニ收容救護スル場合
一人一日參拾五錢
前項ニ依リ難キモノニ付テハ費用ノ限度ハ其ノ都度知事之ヲ定ム
第八條 生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ八圓トス
第九條 埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ三月以上預置キ十五月上ノ月賦償還ノ方法ニ依ルニ非サレハ之ヲ償還セシムルコトヲ得ス
器具又ハ資料ヲ貸與シタル場合ニ於テハ貸與當時ノ價格ニ相當スル金額ニ依リ前項ニ準シ償還セシムルコトヲ得
第十一條 救護法施行規則(以下規則ト稱ス)第六條ノ屬書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 作業ノ期間
二 作業ノ種別方法
三 作業ノ種類方法
四 作業ノ時間
五 作業ニ依ル収入並ニ其ノ處分方法
第十二條 市町村長ハ毎年十月及四月ノ各十五日迄ニ其ノ前月迄六月間ノ救護狀況ヲ別紙様式第二號ニ依リ知事ニ報告スヘシ
第十三條 救護施設ヲ設置シタル者ハ毎年事業年度開始一月前迄ニ事業計畫書收支豫算書ヲ事業年度終了後二月以内ニ事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スヘシ
第十四條 救護施設ヲ設置シタル者ハ其ノ事業開始後直ニ事業従事者ノ氏名及履歷ノ大要ヲ知事ニ届出ツヘシ
前項ノ届出事項ニ變更アリタルトキ亦同シ
第十五條 市町村長救護ニ要スル費用カ府ノ負擔ニ屬スヘキ者ノ救護ヲ爲ジタルトキハ其ノ救護費帳ノ原本ヲ添附シ送附ナク其ノ皆知事ニ報告スヘシ前項ノ救護ヲ廢止シ、停止シ又ハ變更シタルトキ亦同シ
第十六條 市町村長救護法第二十四條ニ依リ費用ノ繰替支辨ヲ爲シタルトキハ翌月十五日迄ニ計算書(別紙様式第三號)及支出ニ關スル證書書類ヲ添附シ知事ニ辨償ヲ請求スヘシ
第十七條 救護ヲ受タル者死亡シタル場合ニ於テ市町村長遺留ノ金額ヲ以テ救護及埋葬ニ要スル費用ニ充當シタルトキハ其ノ額未ヲ知事ニ報告スヘシ遺留ノ物品ヲ賣却シテ之ニ充當シタルトキ亦同シ
第十八條 市町村長遺留物品ヲ競争入札ニ附セシテ賣却セントスルトキハ二人以上ヨリ見積書ヲ徵スヘシ但シ有價證券ノ賣却ニ在リテハ公定價格ニ依ルヘシ

關係例規集

關係例規集

第十九條 市町村長規則第十一條ニ依リ帳簿書類ヲ調査シ必要ナル報
告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求メタルトキハ其ノ願末ヲ知事ニ報告スヘシ
第二十條 私人ノ設置スル救護施設ニ關シ其ノ設置者又ハ其ノ長ヨリ
知事ニ提出スル書類ハ其ノ所在地市町村長ヲ經由スヘシ

附 則
本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都市救護施設規則(昭和十一年三月三十日 決)

第一條 救護法ニ依ル救護ヲ爲ス爲本市ニ救護施設ヲ置ク
第二條 本施設ハ本市内ニ於ケル精神耗弱ノ著シクシテ勞務ヲ行フニ
支障アル者ヲ收容ス
第三條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則
本規則施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム

京都市設規住宅貸與規程(大正九年十月十三日 市告示第一三二號 大正十二年一月改正)

第一條 住宅ハ市住民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ且同居家族ヲ有スル者
ニ之ヲ貸與ス
第二條 住宅ハ一世帯ニ付キ二月以上貸與スルコトヲ得ス但シ特別ノ
事情アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

九二

第三條 住宅ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非サレハ家族及使用者以外ノ者ヲ
同居セシムルコトヲ得ス
第四條 住宅ノ賃貸料ハ一月ニ付一箇月八圓以上參拾五圓以下ニ於テ
市長之ヲ定ム但シ居住一箇月ニ滿テタルトキハ其ノ月ノ現日數ニ
依リ日割計算トス
第五條 住宅ヲ借受ケムトスル者ハ申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受ケ
ルコトヲ得ス

第六條 前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ契約書ヲ提出スヘシ
第七條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ相當保證金ノ納付ヲ命ス
ルコトアルヘシ

第八條 前項ノ保證金ハ退去ノ際之ヲ返還ス但シ未納賃貸料アルトキ又ハ
第十一條ノ賠償金ヲ完納セザルトキハ保證金中ヨリ之ヲ控除ス
第九條 借主ハ毎月二十七日迄ニ其ノ翌月分ノ賃貸料ヲ支拂フヘシ
第十條 借主ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非ラサレハ住宅ノ原形ヲ變更スル
コトヲ得ス

第十一條 居住者ハ共同生活ノ秩序ヲ紊ル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
第十二條 火災豫防其ノ他取締上必要ト認ムルトキハ居住者ノ立會ヲ得
テ臨時家屋内ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ
第十三條 前項ノ場合ニ於テ居住者ハ其ノ立會者ハ検査ヲ拒ムコトヲ得ス
第十四條 居住者本規程ニ違背シタルトキハ催告ヲ用ヒシテ直ニ契約
ヲ解除スルコトアルヘシ
第十五條 借主退去セムトスルトキハ五日前ニ申告シ建物其ノ他附屬
物ノ検査ヲ受クヘシ
第十六條 前項ノ場合ニ於テ毀損又ハ滅失シタル物アルトキハ退去前ニ其ノ

賠償ヲ爲スヘシ

第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則
本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市有住宅建設費貸付ニ關スル件

(大正十一年十二月二十五日 市告示第四一三號)

第一條 市有住宅建設費貸付ハ市街地建築物法ノ住居地域内ニ建築ス
ルコトヲ得ヘキ建築ノ敷地トシテノミ之ヲ貸付スルコトヲ得
第二條 貸付敷地ノ面積ハ一戸ニ付四十坪以内トス但シ特別ノ事由ア
ル場合ニ於テハ六十坪迄増加スルコトヲ得
第三條 敷地ハ市長ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキハ市參事會ニ諮問
シ住宅組合以外ノ者ニモ隨意契約ニ依リ之ヲ貸付スルコトヲ得
第四條 貸付料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ納付セシム
第五條 敷地ノ貸付ヲ受ケタル者ハ貸付ノ日ヨリ一年内ニ建築ヲ了ス
ヘシ但シ正當ノ事由ニ因リ市長ノ承認ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在
ラス
第六條 前項ノ規程ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除スルコトヲ得
第七條 本規程ニ定ナキ事項ニ付テハ市有不動産管理規程ヲ準用ス
第八條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附 則
本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
關係例規集

住宅資金貸付規程

(大正十一年六月二十三日 市告示第二三六號ノ二 昭和七年十二月改正)

第一條 本市ハ政府ヨリ融通ヲ受ケタル金額ノ範圍内ニ於テ住宅ノ建
設又ハ取得ノ爲ニ必要ナル資金ヲ貸付ス
第二條 資金ハ市住民ニシテ市内ニ於テ信用アリ且事業遂行ノ見込確
實ト認ムル者ノ組織スル住宅組合ニ之ヲ貸付ス
第三條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ申込書ニ左ノ調査ヲ添ヘ市庫
ニ提出スヘシ
一 事業計畫書
二 資金ノ用途明細書
三 計畫地域全體ニ渉ル地均工事、通路及空地ノ配置、給水及
排水設備等ニ關スル圖面
四 住宅ノ配置及間取ヲ示シタル圖面
五 定 款
六 出資金其ノ他收入金ノ取扱銀行若ハ郵便局並預入方法
七 財産目録及貸借對照表
八 住宅組合法施行細則第七條ニ依ル知事ノ認可書
九 資金ノ償還方法及其ノ財源明細書
十 組合員ニ關スル調査
第十一條 市長ハ前項各號ノ外必要ト認ムル書類及圖面ヲ提出セシムルコト
ヲ得
第十二條 借主ニ於テ前條記載ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ市長ノ承
認ヲ受クヘシ

關係例規集

- 第五條 資金ハ住宅ノ出来形ニ應シテ貸付ス
- 第六條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ハ資金ニ對スル擔保トシテ之ヲ提供セシム仍市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ相當ナル擔保ヲ提供セシムルコトアルヘシ
- 第七條 資金ノ利子ハ年率四分二厘トシ毎年二月二十五日及八月二十五日ニ各其ノ前六箇月分ヲ納付スヘシ但シ貸付ノトキハ其ノ翌日ヨリ償還ノトキハ其ノ當日迄日割計算トス
- 第八條 資金ハ貸付ノ翌年度ヨリ以後十九箇年以内ニ於テ市長ノ認ムル償還年次表ニ依リ毎年二月二十五日及八月二十五日ニ之ヲ償還スヘシ元金ノ納付ヲ遲滞シタルトキハ納付期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日金三錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ納付セシム
- 第九條 住宅ハ之ヲ火災保險ニ付スヘシ保險契約ハ市長ノ承認シタル二以上ノ會社ニ對シ同時ニ之ヲ爲スヲ要ス
- 第十條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ住宅ノ改築、修繕又ハ給水、排水設備ノ變更若ハ改修ヲ爲サシムルコトアルヘシ但シ之ニ必要ナル費用ハ借主ノ負擔トス
- 第十一條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非サレハ元金ノ償還ヲ終ル迄之ヲ取壊テ又ハ他ニ讓渡シ若ハ擔保ト爲スコトヲ得ス
- 第十二條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ニ關スル收入及支出ハ之ヲ他ノ事業ニ關スル收支計算ト分別スヘシ
- 第十三條 市長ハ必要アリト認ムルトキハ吏員ヲシテ前條收支計算ニ關スル帳簿證憑書類及事業ノ検査ヲ爲サシメ又ハ報告書ヲ提出ヲ

九四

- 第十四條 本規程ニ違背シタルトキ又ハ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ資金ノ貸付ヲ中止シ若ハ繰上グ償還ヲ爲サシムルコトアルヘシ
 - 第十五條 本資金貸付ニ關スル取扱手續ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本規定ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市設住宅供給規程

(昭和二年十月二十二日) 市告示第四四三號

- 第一條 本市設住宅ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ月賦拂ノ方法ヲ以テ其ノ所有權ヲ取得セントスル者ニ之ヲ供給ス
- 第二條 本規程ニ於テ住宅ト稱スルハ前條ノ目的ニ供スル建物(附屬設備ヲ含ム)及其ノ敷地ヲ謂フ
- 第三條 供給スヘキ住宅並其ノ拂込金額及申込期日ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第四條 拂込ノ期間ハ十六箇年トシ其ノ金額ハ第一回拂込ニ在リテハ拂込金額ノ約十分ノ一ニ相當スル金額、第二回以後ノ拂込ニ在リテハ毎回第一回拂込金額ノ約百九十一分ノ一ニ相當スル金額トス但シ住宅ノ引渡ヲ受ケタル後五箇年ヲ經過シタルトキハ市長ノ承認ヲ得テ繰上拂込ヲ爲スコトヲ得既ニ居住者アリタル住宅ヲ供給スル場合ニ於ケル拂込期間及其ノ金額ニ付テハ別ニ市長ノ定ムル所ニ依ル
- 第五條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ市長ニ於テ相當ト認ムル者ニ就キ之ヲ定ム

- 一 市内ニ於テ居住ニ適スル家屋ヲ有セサル者
 - 二 二年以來引續キ本市ノ住民タル者
 - 三 獨立ノ生計ヲ營ミ且相當ノ資産ヲ有シ若ハ繼續的收入ノ見込アル者
 - 四 年齢滿二十五年以上六十未滿ノ者
- 第六條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ申込期間中ニ第一回拂込金額ノ十分ノ一以上ニ相當スル保證金ヲ添ヘ其ノ旨市長ニ申込ムヘシ前項ノ保證金ハ住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ第一回拂込金ニ充當シ其供給ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ還付ス但シ其ノ申込ヲ取消シタル者及第一回拂込金ヲ納付セサル者ニ對シテハ之ヲ還付セス
- 第七條 住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ保證人連帶ノ請書ニ第一回拂込金ヲ添ヘ差出スヘシ
- 第八條 前條ノ手續ヲ終了シタルトキハ當該住宅ヲ引渡スモノトス
- 第九條 拂込金額ヲ完済シタルトキハ當該住宅ノ所有權ヲ讓渡ス
- 第十條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ管理スヘシ
- 第十一條 左ノ費用ハ住宅ノ供給ヲ受ケタル者ノ負擔トス
- 一 建物ニ對スル火災保險料
 - 二 住宅ニ對スル租稅其ノ他ノ公課
 - 三 住宅ノ修繕費、第十四條第一項第三號ニ依ル變更工事費其ノ他必要費
- 前項ノ費用ハ指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スヘシ
- 第十二條 住宅カ火災ニ因リ其ノ復舊修理ヲ必要トスル場合ニ於テ市

關係例規集

九五

- 一 取得ノ火災保險金アルトキハ其ノ金額ヲ限度トシテ市ニ於テ之ヲ行ヒ又ハ其ノ金額ヲ支給シテ住宅ノ供給ヲ受ケタル者ヲシテ之ヲ行ハシムルコトアルヘシ
 - 第十三條 住宅ハ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス
 - 第十四條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ市長ノ承認ヲ受タルニ非サレハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 - 一 住宅供給ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコト但シ相續ニ因ル讓渡ヲ除ク
 - 二 家族以外ノ者ヲ同居セシムルコト
 - 三 住宅ノ修繕其ノ他現狀ヲ變更スルコト
 - 四 住宅内ニ於テ營業ヲ爲スコト
- 前項第三號ノ工事ニ付必要ト認ムルトキハ市長ニ於テ之ヲ施行スルコトアルヘシ
- 第十五條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者其ノ供給契約ヲ解除セントスルトキハ六箇月以前ニ市長ニ申出テ其ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住宅供給ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 拂込金ノ納付ヲ怠リタルトキ
 - 二 本規程又ハ本規程ニ基キテ爲ス市長ノ命令若ハ指示ニ違反シタルトキ
- 第十七條 既納ノ拂込金ハ住宅供給ノ承認ヲ取消シ又ハ供給契約ノ解除ヲ爲シタル場合ニ於テモ之ヲ還付セス但シ繰上拂込ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

關係規程

第十八條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
附 則
本規程ハ大正十五年、昭和元年度ニ於テ政府ヨリ借受タル低利資金四
十萬圓ヲ以テ建設スル市設住宅ニ之ヲ適用ス
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市設住宅供給規程施行細則

(昭和二年十月二十二日)
(市告示第四四四號)

- 第一條 京都市設住宅ノ供給ヲ受ケントスル者ハ申込書(第一號様式)
ニ調査申告書(第二號様式)戶籍謄本及官公署、會社商店其ノ他ニ
在勤スル者ニ在リテハ官公署長若ハ雇主ノ在勤證明書(第三號
様式)並第一回拂込額ノ十分ノ一ニ相當スル保證金ヲ添ヘ差出ス
ヘシ
- 第二條 市長ニ於テ住宅ノ供給ヲ適當ナリト認ムル者ノ數供給スヘキ
住宅ノ數ヲ超ユルトキハ受給者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム抽籤執行後
住宅居住前迄ニ其ノ當籤者ニ對シ住宅供給承認ノ取消ヲ爲シタル
トキハ當該住宅ノ受給者ニ付テハ市長ニ於テ適當ト認ムル方法ニ
依リ之ヲ定ム
- 第三條 住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者ノ差出スヘキ請書ハ第四號様式
ニ依ル
- 第四條 供給スヘキ住宅ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 住宅ノ引渡ハ市長ニ於テ指定シタル日時ニ之ヲ爲ス
住宅ノ引渡ヲ終了シタルトキハ直ニ住宅引受明細書ヲ差出スヘシ

九六

- 第六條 第二回以後ノ拂込金ハ毎月二十五日迄ニ其ノ月分ヲ納付スヘ
シ
 - 第七條 住宅所有權移轉前ニ其ノ住宅ニ付火災風害其ノ他ノ災害アリ
タルトキ又ハ其ノ之ヲ生スルノ虞アルトキハ其ノ受給者ハ直ニ之
ヲ市長ニ届出ツヘシ
 - 第八條 規程第十四條第一項ノ行爲ニ付承認ヲ受ケントスル者ハ第一
號及第二號ノ行爲ニ在リテハ其ノ事由ヲ記載シタル願書ヲ、第三
號ノ行爲ニ在リテハ其ノ事由ヲ記載シタル願書ニ設計書ヲ添ヘ、
第四號ノ行爲ニ在リテハ其ノ營業ノ種類ヲ記載シタル願書ニ營業
場所ニ關スル圖面ヲ添ヘ差出スヘシ
 - 第九條 受給者其ノ供給承認ノ取消ヲ受ケ又ハ供給契約ノ解除ヲ爲シ
タルトキハ市長ノ指定スル期日迄ニ之ヲ願狀ニ回復シ返還スヘシ
但シ雜作ニ付テハ其ノ願狀回復ノ義務ヲ免除スルコトアルヘシ
 - 第十條 住宅ノ所有權ハ拂込金總額ヲ完済シタル時期ニ於テ之ヲ取得
ス
 - 第十一條 相續ニ因リ住宅受給ノ權利ヲ讓受ケタル者ハ其ノ相續開始
後還滞ヲク保證人連署ヲ以テ其ノ旨ヲ市長ニ届出ツヘシ
 - 第十二條 保證人ハ左ノ資格ヲ有スル者タルコトヲ要ス
一 本市公民タル者
二 直接國稅年額十五圓以上ヲ納ムル者
 - 第十三條 保證人死亡シ又ハ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ保證
人ヲ定メ請書ヲ差出スヘツ
- 附 則
本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式略

風害住宅復舊資金貸付規程

(昭和十年三月三十日)
(市告示第八十九號)

- 第一條 昭和九年九月二十一日ノ風害ニ因ル住宅ノ復舊ニ要スル資金
ハ本規程ニ依リ之ヲ貸付ス
- 第二條 本規程ニ依ル貸付資金ハ住宅ノ建設費又ハ取得費以外ニ之ヲ
充ツルコトヲ得ズ
- 第三條 資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル
者ニ之ヲ貸付ス
一 本市ニ於テ獨立ノ生計ヲ營ミ將來永住ノ見込確實ナル者
二 自己所有ノ住宅ニ居住シタル者ニシテ第一條ノ風害ニ因リ
其ノ住宅全潰半潰大破等ノ爲居住不能ト爲リタル者
三 本市内ニ於テ他ニ居住ニ適スル住宅ヲ所有セザル者
- 第四條 貸付スヘキ資金ハ一人ニ付金八百圓以內トス
- 第五條 資金貸付利率ハ年三分二厘トス
- 第六條 資金ハ貸付ノ翌月ヨリ十箇年間ニ月賦均等額ヲ償還スルモノ
トス但シ貸付後相當年月ヲ經過シタルトキハ市長ノ承認ヲ經テ繰
上ケ償還ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 資金ニ對スル利子ハ毎月當該年度ノ始ニ於ケル未償還元金
(貸付ノ年度ニ在リテハ貸付總額)ニ對スル一箇年ノ利子相當額ノ
十二分ノ一ヲ支拂フベシ
前項ノ利子ハ貸付又ハ償還ノ場合ニ於テ一月ニ滿タザルトキハ
付ノ月ニ在リテハ貸付ノ翌日ヨリ其ノ月末迄償還最終ノ月ニ在
テハ其ノ月初日ヨリ支拂當日迄日割計算ニ依ルモノトス

關係規程

九七

- 第八條 元金及前條ノ利子ハ毎月二十七日限り其ノ當月分ヲ拂込ムベ
シ但シ資金ノ貸付ガ二十七日以後ナルトキハ翌月分ト共ニ拂込ム
ヘシ
- 第九條 連滞シタルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ延滞利子ヲ徵收ス
前項ノ延滞利子ハ百圓ニ付一日三錢トス
- 第十條 資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ別紙第一號様式ニ依ル借受申
込書ニ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ市長ニ差出スベシ
一 借受申込者生活概況書
二 住宅建設計畫書
三 住宅建設用地計畫書
前項ノ外市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該書面ヲ差出サシ
ムルコトアルヘシ
- 第十一條 資金借受申込者中貸付承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ別紙第二號
様式(一又ハ二)ニ依ル信用證書ヲ市長ニ差出スベシ
- 第十二條 前條ノ借受人ハ其ノ貸付ヲ受クルト同時ニ住宅及其ノ敷地
ニ付順位第一番ノ抵當權ヲ設定スベシ但シ其ノ敷地カ自己ノ所有
ニ非ザルトキハ尙左ノ資格ヲ有スル連帶保證人二名以上ヲ立ツル
コトヲ要ス
一 本市公民タル者
二 直接國稅年額十五圓以上ヲ納ムル者
- 第十三條 資金ノ借受人ハ前條抵當權設定ト同時ニ其ノ住宅ノ資金償
還完了ニ至ル迄火災保險ニ付スヘシ保險契約ハ市長ノ承認シタル
會社ト之ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ保險金受領者ハ本市ト爲スベシ

關係例規集

- 第十三條 資金借受ニ關シ市長ノ承認スル擔保物件ヲ提供スル者ニ對シテハ前二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第十四條 資金ノ借受人左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲シタルトキハ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ直ニ返還セシメ尙之ニ因リテ生ジタル損害ニ付テハ其ノ賠償ヲ爲サシムルコトアルベシ
 - 一 住宅ノ建設費又ハ取得費以外ニ資金ノ充當ヲ爲シタルトキ
 - 二 所定ノ期日ニ元金、利子ノ拂込ヲ怠リタルトキ
 - 三 其ノ他本規程又ハ本規程ニ基キテ爲ス市長ノ命令又ハ指示ニ違反シタルトキ
- 第十五條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ住宅ノ改築修繕又ハ給水排水其ノ他ノ設備ノ變更若ハ改修ヲ爲サシムルコトアルベシ
前項ノ場合其ノ必要ナル費用ハ借受人ノ負擔トス
- 第十六條 貸付資金ノ償還ヲ完了スルニ至ル迄ノ間本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ニ付左ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ該市市長ノ承認ヲ受クベシ其ノ用地ニ付亦同シ
 - 一 他ニ貸付スルトキ
 - 二 現状ヲ變更スルトキ
 - 三 相續以外ノ理由ニ因リ讓渡スルトキ
 - 四 擔保ニ供スルトキ
- 第十七條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式等)

京都市無料宿泊所規則

(昭和七年九月十五日
市規則第七號)
(昭和十一年四月改正)

- 第一條 本市ニ在住スル失業労働者中宿所ナキ者ヲ宿泊セシムル爲メ宿泊所ヲ設ク
 - 第二條 宿泊所ハ宿泊料ヲ徴收セズ
 - 第三條 宿泊所ハ失業救済ノ爲メ生業資金貸付及輕易労働ノ取扱ヲ爲ス
 - 第四條 宿泊並生業資金貸付及輕易労働ノ取扱ニ關シテハ別ニ市長之ヲ定ム
 - 第五條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 京都市無料宿泊所宿泊規程
(昭和八年二月七日
市告示第三〇號)
(昭和十一年四月一日改正)
- 第一條 本所ニ宿泊セントスル者ハ本人田圃ノ上原籍、氏名、年齢並前宿泊所、前職業及事故發生シタルトキ其ノ身柄ヲ引受クベキ者ノ住所氏名等必要ナル事項ヲ申出テ其ノ承認ヲ受クベシ
 - 第二條 宿泊ヲ承認シタル者ニハ宿泊券ヲ交付ス
 - 第三條 宿泊申込受付時間及宿泊人退去時間左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルベシ
宿泊申込受付時間 午後四時ヨリ 午後九時マデ

宿泊人退去時間 四月ヨリ九月マデ 午前八時ヨリ 午前六時マデ
十月ヨリ翌年三月マデ 午前九時マデ

但シ輕易労働ニ従事スベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ
第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ宿泊ヲ承認セザルコトアルベシ

- 一 虚偽ノ申込ヲ爲シタル者
 - 二 傳染ノ虞アル疾患ヲ有スル者
 - 三 精神ニ異常アル者
 - 四 泥酔セル者
 - 五 兇器、劇毒藥其ノ他ノ危險物ヲ携帯スル者
 - 六 其ノ他管理上支障アリト認ムル者
- 第五條 宿泊人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退去ヲ命スルコトアルベシ
- 一 公安又ハ風紀ヲ紊シ若ハ素スノ虞アルトキ
 - 二 本規程又本規程ニ基キテ爲ス命令ニ違背シ其ノ他係員ノ指示ニ従ハサルトキ
- 第六條 宿泊人ハ寢室其ノ他所内ヲ清潔ニ保チ且建物其ノ他ノ物件ヲ滅失又ハ毀損セザル様留意スベシ
- 第七條 本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ宿泊人ノ携帶品ヲ檢査シ又ハ醫師ヲシテ宿泊人ヲ診セシムルコトアルベシ
- 第八條 本所ハ宿泊人ノ請求ニ依リ宿泊中其ノ携帶品ヲ保管スルコトアルベシ
保管中ノ物品カ盜竊又ハ水火災等ノ不可抗力ニ因リ滅失毀損スル

關係例規集

コトアルモ本市ハ之ガ賠償ノ責ニ任ゼズ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市無料宿泊所輕易労働取規程

(昭和八年二月七日
市告示第三一號)
(昭和十一年四月改正)

- 第一條 本所ハ本所ニ宿泊セル失業労働者ニシテ當日就勞スルコトヲ得ザル者ニ對シ輕易ナル勞務ヲ供スルモノトス
 - 第二條 前條ノ勞務ヲ供スル爲メ輕易ナル手工業品ノ加工又ハ製作等ニ付一般ノ委託ニ應ジ若ハ時宜ニ依リ本所自ラ之ヲ爲スモノトス
前項委託ノ場合ニ於ケル委託料ハ其ノ都度之ヲ決定ス
 - 第三條 輕易労働ニ従事シタル者ニハ相當ノ資金ヲ支拂フモノトス
 - 第四條 輕易労働ニ要スル器具又ハ設備ハ無料ニテ之ヲ使用セシムルモノトス
 - 第五條 輕易労働ニ従事スル者故意又ハ過失ニ因リ器具設備製品等ヲ滅失毀損シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトアルベシ
前項ノ賠償額ハ市長ノ定ムル所ニ依ル
- 附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市無料宿泊所生業資金貸付規程

(昭和八年二月七日) 市告示第三二二號

- 第一條 本所ハ失業ノ爲新ニ生業ニ就カントスル者ニ對シ之ガ資金ヲ貸付ス
- 第二條 本資金ハ左ノ各號ニ該當シ市長ニ於テ適當ナリト認ムル者ニ限リ貸付スルモノトス
 - 一 本所ニ相當期間宿泊シ着實ニシテ志操堅固ナル者
 - 二 活動ノ意志能力アルモ資力ナキ爲生業ニ就クコト能ハザル者
- 第三條 本資金ノ貸付額ハ一人ニ付十圓以内トス
- 第四條 本資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ願書ヲ提出スベシ
- 第五條 出願者貸付承認ノ通知ヲ受ケタルトキハ第二號様式ノ借付證書ヲ差出シ資金ノ貸付ヲ受クベシ
- 第六條 本資金ノ貸付ニ對シテハ利子ヲ徴收セズ
- 第七條 本資金ノ借受人ハ其ノ貸付ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月間滞置キ以後六ヶ月以内ニ月掛、旬掛、日掛等償還豫定表ニ基キ之ヲ償還スベシ
- 第八條 本資金借受人其ノ一部ヲ償還セントスルトキハ本所交付ノ通帳ト共ニ現金ヲ差出シ其ノ受領印ヲ捺捺ヲ受クベシ
- 第九條 本資金借受人ニシテ本規程ニ違背シ若ハ違背スルノ虞アリト

認ムルトキハ貸付承認ヲ取消シ即時償還ヲ命スルコトアルベシ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式略)

社會議長代決ニ關スル件

(昭和十一年四月一日法律)

左記事項ハ局長、部長、及課長代決規程ノ改正ヲ相當トスルモ右改正ニ至ル迄社會議長ニ於テ代決シ得ルモノト相定メラレ度

- 一 無料宿泊所ニ於ケル宿泊ニ關スル事項
- 一 無料宿泊所ニ於ケル輕易勞働實施ニ關スル事項

京都市立浴場管理規則

(大正十二年七月九日) 市告示第三一三號

- 第一條 京都市立浴場ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ヲシテ之ヲ經營セシム
- 第二條 浴場並一切ノ附屬設備ハ經營者ニ無償ニテ之ヲ貸付ス
- 第三條 入浴料ハ左ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム
 - 一人一回ニ付 七歳以上ノ者 金三錢以内
 - 同 上 七歳未満ノ者 金二錢以内
- 第四條 經營者ハ市長ニ於テ適當ト認ムル保證金ヲ納付スヘシ但シ保證金ノ入浴料ハ經營者ノ所得トス
- 第五條 經營者ハ貸付物件ノ滅失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ責ニ任スヘシ但シ市長ニ於テ經營者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因ルモノト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 經營者ハ市長ニ於テ適當ト認ムル保證金ヲ納付スヘシ但シ保證

- 第一條 市ノ施設ニ係ル簡易食堂ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ貸付シ經營セシムルモノトス
- 第二條 簡易食堂ノ貸付期間ハ三ヶ年以内トス但シ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ繼續貸付ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 簡易食堂ノ貸付料ハ一ヶ月ニ付金五十圓以内トス貸付期間ニシテ一ヶ月ニ滿タサル端數アル場合ニ於ケル貸付料金ハ日割ヲ以テ計算ス
- 第四條 貸付料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ徴收ス
- 第五條 借受人ニ於テ爲ス簡易食堂ノ經營ニ關シテハ市長之ヲ監督ス開堂ノ時間並飲食物ノ種類、品質及價格ニ付テハ兼テ市長ノ承認ヲ得テ之ヲ定メシムルモノトス之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第六條 貸付物件ヲ滅失若ハ毀損シタルトキハ不可抗力ニ因リタル場合ヲ除クノ外借受人ヲシテ之ヲ賠償セシムルモノトス
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ何時ニテモ契約ヲ解除スルコトアルヘシ
 - 一 借受人ニ於テ本規程又ハ本規程ニ基キテ爲シタル契約ニ違

京都市設備局食堂管理規程

(大正十五年三月三十一日) 市告示第一二二二號

- 第一條 市ノ施設ニ係ル簡易食堂ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ貸付シ經營セシムルモノトス
- 第二條 簡易食堂ノ貸付期間ハ三ヶ年以内トス但シ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ繼續貸付ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 簡易食堂ノ貸付料ハ一ヶ月ニ付金五十圓以内トス貸付期間ニシテ一ヶ月ニ滿タサル端數アル場合ニ於ケル貸付料金ハ日割ヲ以テ計算ス
- 第四條 貸付料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ徴收ス
- 第五條 借受人ニ於テ爲ス簡易食堂ノ經營ニ關シテハ市長之ヲ監督ス開堂ノ時間並飲食物ノ種類、品質及價格ニ付テハ兼テ市長ノ承認ヲ得テ之ヲ定メシムルモノトス之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第六條 貸付物件ヲ滅失若ハ毀損シタルトキハ不可抗力ニ因リタル場合ヲ除クノ外借受人ヲシテ之ヲ賠償セシムルモノトス
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ何時ニテモ契約ヲ解除スルコトアルヘシ
 - 一 借受人ニ於テ本規程又ハ本規程ニ基キテ爲シタル契約ニ違

關係例規集

背シタルトキ

- 二 借受人ニ於テ食堂ノ經營上不適當ノ行爲アリタルトキ
- 三 市ニ於テ自ラ食堂ノ經營ヲ爲サントスルトキ
- 前項第一號又ハ第二號ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ市力損害ヲ受ケタルトキハ借受人ヲシテ之ヲ賠償セシムルモノトス
- 第八條 前條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スルトキハ借受人ニ對シテ前項ノ違約金額ハ市長之ヲ定ム
- 第九條 借受人ニ對シテハ保證金及二人以上ノ保證人連帶ノ保證書ヲ提出セシムルモノトス
- 前項ノ保證金額、保證人ノ資格等ハ市長之ヲ定ム

本規程ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都市公益質屋條例

(昭和六年四月一日) 市條例第五號

- 第一條 本市公益質屋ハ本市内ニ居住スル少額所得者ニ對シ質物ヲ擔シ資金ノ貸付ヲ爲ス
- 第二條 質物ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノニ限ル
 - 一 贓物其ノ他質入シ得ヘキ權利ニ疑アルモノ
 - 二 傳染病汚染ノ疑アルモノ
 - 三 評價ノ容易ナラザルモノ
 - 四 保管中著シク減價ノ虞アルモノ
 - 五 其ノ他取扱上不適當ト認ムルモノ

- 第三條 貸付金額ハ貨物ニ付市長ニ於テ爲ス評價額ノ十分ノ七以下トシ一口ニ付十圓以内、一世帯ニ付五十圓以内トス
- 第四條 貸付利率ハ一月ニ付一分二厘五毛以内ニ於テ市長之ヲ定ム
- 第五條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四箇月トス但シ市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第六條 貸付ヲ受ケムトスル者ハ貨物ヲ提示シ其ノ旨申込ムヘシ
- 第七條 貸付ヲ爲ス場合ハ貨物ト引換ニ現金及入質ヲ證スル質札又ハ通帳ヲ交付ス
- 第八條 貨物カ遺失物又ハ贖物ニシテ警察官署ノ徵收ヲ受ケタルトキハ市ハ何時ニテモ其ノ貨物ニ對スル貸付金及利子ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルモノトス
- 前項ノ場合質置主ニ於テ更ニ相當ノ貨物ヲ提供シタルトキハ該金額ヲ貸付金トシテ新ナル質契約ヲ爲スコトアルヘシ
- 第九條 貨物カ天災地變、盜竊、風害、蠶蝕其ノ他市ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リ減失又ハ毀損シタルトキハ市ハ其ノ責ニ任セス
- 前項ノ場合ニ於テハ市ノ債權ノ全部又ハ一部ハ市長ノ認定ニ依リ之ヲ拋棄スルコトアルヘシ
- 第十條 物質カ市ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ減失又ハ毀損シタルトキハ市ハ其ノ損害ヲ賠償ス
- 前項ノ賠償額ハ貸付金額ノ一倍半以内ニ於テ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本條例施行前伏見市公益質屋條例ニ依リ入質シタルモノハ本條例ニ依リ入質シタルモノト看做ス

京都市公益質屋條例施行細則(昭和六年四月一日)

- 第一條 本市公益質屋ノ休日及取扱時間左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ
 - 一 休日 毎月八日及二十三日、一月一日ヨリ五日迄、祝日祭日
- 第二條 取扱時間毎日午前九時ヨリ午後八時迄
- 第三條 入質セムトスル者ハ貨物ヲ提示シ其ノ住所、職業、氏名及借受希望金額ヲ申出ツヘシ
- 第四條 貸付利率ハ一月ニ付一分トス
- 第五條 入質申込ノ時提示ノ貨物ハ身元其ノ他ニ付調査完了ニ至ル迄一時之ヲ留置スルコトアルヘシ
- 第六條 前項ノ場合ニハ第四條様式ノ假預證ヲ交付ス
- 第七條 質札及通帳ハ第一號及第二號様式ニ依リ
- 第八條 質置主質札又ハ通帳ヲ亡失、毀損シ其ノ届出ヲ爲スニハ貨物ノ名稱、品質、數量、借受金額、入質及亡失、毀損年月日並亡失毀損事由等ヲ申出ツヘシ
- 第九條 質置主質札又ハ通帳亡失、毀損ノ爲其ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ市長ニ於テ適當ト認ムル保證人連署ヲ以テ第三號様式ニ依リ書面ヲ提出スヘシ
- 第十條 左ノ場合ニ於テハ質置主ニ其ノ旨通知ス
 - 一 貨物ノ減失又ハ毀損シタルトキ

- 二 減失又ハ毀損シタル貨物ノ損害賠償額ヲ決定シタルトキ
 - 三 其ノ他必要アリト認ムルトキ
- 第九條 條例第十條ノ損害發生シタルトキハ貸付金ハ其ノ賠償金ト相殺ス此ノ場合ニ於テ賠償金カ貸付元利金ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ直ニ之ヲ支拂ヒ賠償金カ貸付元利金ニ足ラサルトキハ損害發生ノ時ニ於テ一部辨済シタルモノト看做ス
- 附 則
 本細則ハ京都市公益質屋條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 (様式略)

京都市公益質屋條例施行細則(昭和六年三月三日)

- 第一章 總 則
- 第一條 本規程ニ於テ條例ト稱スルハ京都市公益質屋條例ヲ指シ細則ト稱スルハ京都市公益質屋條例施行細則ヲ指ス
- 第二條 公益質屋ニ於ケル事務ハ本規程ニ依リ當該係員ニ於テ之ヲ處理スヘシ但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ト認ムルモノニ付テハ上司ノ指揮ヲ承クヘシ
- 前項但書ノ場合ニ付テ本廳執務時間外又ハ休日等ノ爲上司ノ指揮ヲ承クルコト能ハサルトキハ緊急事項ニ限り適宜之ヲ處理シ事後其ノ承認ヲ受クヘシ
- 第二章 入質貸付ニ關スル取扱
- 第三條 入質申込ヲ受ケムトスルトキハ左ノ取扱ニ付特ニ注意スヘシ

關係例規集

- 一 申込人又ハ同一世帯内ノ者ニシテ現ニ本市質屋ニ入質ノ有無其ノ他必要ナル事項ノ口述ヲ求ムルコト
- 二 初メテ入質申込人ニ對シテハ第一號様式ノ調査票ニ依リ身元其ノ他貸付支障ノ有無ヲ調査スルコト 二回以上ノ申込ノ場合ニ於テモ疑ヒアルトキ亦同シ
- 三 調査票ハ氏名「イロハ」別ニ分類整理シ置キ入質申込ノ場合ノ考査資料トナスコト
- 四 申込人カ下宿等ニ寄宿スル者ナルトキハ下宿ノ主人等ニ於テ一定ノ職業ヲ有シ相當期間宿泊スル者ナルコトヲ證明セシムルコト
- 第五條 貨物トシテ受クヘキモノハ條例第二條ノ規定ニ概觸セサル衣類、裝身具、家具、業務用具並無記名公債證券及債券ノ類トシ書寫骨董類ハ特別ノ場合ヲ除ク外之ヲ拒絕スヘシ
- 第六條 國貨證券、勸業債券、貯蓄債券、復興債券等ヲ貨物ニ取ラムトスルトキハ其ノ利札ニ注意シ利札不足ノ場合ニハ其ノ旨質札又ハ通帳ニ附記スヘシ
- 第七條 貨物ハ嚴密ニ調査シ一點毎ニ評價シタル上之カ貸付金額ヲ決定シ其ノ總額ヲ入質申込人ニ告知スヘシ此ノ場合評價上影響スヘキ瑕疵アルモノニ付テハ併セテ其ノ旨告知スヘシ
- 第八條 前項ノ評價ハ市價ノ變動少キモノニ付テハ時價ニ依リ其ノ變動多キモノニ付テハ之ヲ斟酌シ成ルヘク其ノ低位ノ價格ニ依リヘシ
- 第九條 前項ノ規定ニ依リ手續ヲ爲シタル上貸付支障ナシト認メタルトキハ條例第七條ノ取扱ヲ爲スヘシ
- 第十條 前項ノ場合ニ於テ細則第四條ノ取扱ヲ爲シタルモノアルトキハ價

關係例規集

- 第七條 預證ヲ返付セシムヘシ
- 第七條 質札及通帳ニ記入シタル文字ハ之ヲ改竄スヘカラス訂正挿入又ハ削除ノ場合ハ其ノ旨適當ノ箇所ニ附記シ主務者認印スヘシ
- 第三章 入質中ノ取扱
- 第八條 流質期限十日以内ニ切迫シタル質物ノ質置主ニ對シテハ第二號様式ノ注意書ヲ發スヘシ但シ其ノ期限ヲ了知セルコト明カナル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 流質期限經過セルトキハ其ノ質置主ニ對シテ第三號様式ノ通知書ヲ發シ又ハ其ノ家宅ニ就キ其ノ旨注意スヘシ
- 第十條 質置主ヨリ利子ヲ納付シテ質契約ノ更新ヲ求メタルトキハ支障ナキ限り之ニ應スヘシ
- 第十一條 質置主ヨリ細則第七條ニ依ル願出アリタルトキハ之ヲ調査シ質札又ハ通帳再交付ノ手續ヲ爲スヘシ
- 再交付スヘキ質札又ハ通帳ニハ適當ノ箇所ニ再交付セル旨及其ノ年月日ヲ朱書スヘシ
- 第十二條 質物カ滅失又ハ毀損シタルトキハ連ニ其ノ原因並損害程度ヲ上司ニ詳報シ其ノ指揮ヲ承クヘシ
- 第十三條 質物ノ損害ニ對スル本市責任ノ有無及條例第九條第二項ノ債權放棄金額若ハ條例第十條ノ損害賠償額ニ付決定通過アリタルトキハ細則第八條ノ規定ニ依リ其ノ旨質置主ニ通知スヘシ
- 第四章 質物返還ニ關スル取扱
- 第十四條 質置主流質期限内ニ於テ其ノ貸付元利金ヲ辨済シタルトキハ當該質物ヲ還付スルト同時ニ質札ハ之ヲ引揚ケ通帳ハ其ノ旨記入シテ返付スヘシ

- 流質期限後ト雖モ處分前ニシテ當日迄ノ貸付元利金ノ辨済ヲ受ケタルトキハ前項ニ準シ之ヲ處理スヘシ但シ現ニ流質物處分中又ハ支障アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 質札又ハ通帳ヲ亡失又ハ毀損シ之カ再交付ヲ受タルニ至ラサル者ノ質物ニ付テハ第四號様式ノ保證書ヲ發スルニ非ラレハ之ヲ還付スルコトヲ得ス
- 第十五條 質物ノ一部還付ハ分割可能ニシテ支障ナシト認ムル場合ニ限ル
- 質物ノ一部ヲ還付シタルトキハ質札又ハ通帳ニ其ノ旨記入スヘシ
- 第五章 帳簿其ノ他事務處理
- 第十六條 質物原簿ニハ必要事項ヲ洩レナク記載シ當該欄内ニ記入シ難キ事項ハ補テ備考欄ニ記入スヘシ
- 質物原簿中ノ貸付現在高ハ常ニ之ヲ明ニシ條例第三條ノ貸付制限額ヲ超過セサルキウ留意スヘシ
- 質札又ハ通帳再交付シタルトキハ質物原簿中適當ノ箇所ニ其ノ旨記入スヘシ
- 第十七條 貸付ニ充當スヘキ前渡金ハ貸付金以外ノ支出ニ充當スルコトヲ得ス
- 第十八條 貸付回收金及利子其ノ他ノ收入ハ貸付金ニ充當スルコトヲ得ス
- 第十九條 現金及重要ナル簿書書類等ハ常ニ之ヲ金庫又ハ鎖鑰アル處ニ封鎖防範置物内ニ保管スヘシ但シ執務中必要アル簿書其ノ他ノ書類ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十條 金庫及倉庫等ノ鎖鑰ハ主務者ニ於テ之ヲ保管シ其ノ責任

スヘシ

- 第二十一條 質物ハ凡テ之ヲ倉庫内ニ保管スルト共ニ假預物ト區別整理シ尙必要ニ應シ包紙等ヲ以テ嚴重ニ包裝シ汚損又ハ毀損ノ虞ナカラシムヘシ
- 第二十二條 質札通帳其ノ他關係アルモノニ附スヘキ番號ハ質物原簿番號ト一致セシメ尙必要アルトキハ更ニ番號ヲモ併記シ照合檢索ニ便ナラシムヘシ
- 第二十三條 貸付回收金及利子等ノ收入アリタルトキハ之ヲ收入豫算科目別ニ區分シ之ヲ其ノ翌日迄ニ第五號様式ノ納付書ニ依リ市金庫ニ拂込ムヘシ
- 第二十四條 前條收入金ノ拂込ヲ了シタルトキハ還滯ナク第六號様式ニ依ル報告書ヲ調製シ之ヲ主管課ニ送付スヘシ
- 第二十五條 流質物ハ流質期限後二箇月ヲ經過シタルモノニ付一箇月分ヲ取極メ翌月五日迄ニ其ノ品名、個數、未回收貸付金額及貸付ヨリ當日迄ノ利子ヲ記載シタル書面ニ其ノ處分方法ニ關スル意見ヲ附シ主管課長ニ報告スヘシ但シ隨機ノ處理ヲ要スルモノニ付テハ流質期限經過後直ニ其ノ報告ヲ爲スヘシ
- 前項報告後第十四條第二項ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ連ニ其ノ旨主管課長ニ申出テ指揮ヲ承クヘシ
- 第二十六條 前渡金ニ對スル精算書ハ次ノ前渡金ノ請求ヲ爲ス迄ニ之ヲ提出スヘシ
- 第二十七條 前渡金ハ精算ノ結果殘餘金生シタルトキハ還滯ナク之ヲ還納スヘシ
- 第二十八條 本規程ニ規定スルモノノ外事務處理上必要ナル簿冊及書

關係例規集

類ニ應宜之ヲ調製スヘシ

- 第六章 補 則
- 第二十九條 警務官署ヨリ質物又ハ帳簿圖覽ノ請求アリタルトキハ之ニ應スルト共ニ其ノ旨主管課長ニ報告スヘシ
- 第三十條 質物カ遺失物又ハ贖物ナルコト判明シ警務官署ヨリ徵收ヲ受ケタルトキハ還滯ナク其ノ旨主管課長ニ報告スヘシ

京都市職業紹介所規則

昭和八年四月一日
市規則第一號
昭和十一年四月改正

- 第一條 勞務ノ需要供給ヲ調節スル爲本市ニ左ノ職業紹介所ヲ置ク
 - 京都市中央職業紹介所
 - 京都市七條職業紹介所
 - 京都市伏見職業紹介所
- 第二條 職業紹介所ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 技 師 若干名
 - 書 記 若干名
- 前項ノ外必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 中央職業紹介所長ハ市長ノ命ヲ承ケ本市職業紹介所ヲ統轄シ及所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス
- 七條、伏見職業紹介所長ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス

關係例規集

- 第四條 技師ハ所長ノ指揮ヲ承ケ少年職業指導相談ノ技術ニ従事ス
 - 第五條 書記ハ所長ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ處理ス
 - 第六條 職業紹介所ハ附帯事業トシテ法律相談、授職等ノ事業ヲ行フコトヲ得
 - 第七條 職業紹介所ハ職業ノ紹介並附帯事業ノ取扱ニ關シテハ一切料金ヲ徴收セズ
 - 第八條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市職業紹介所職務規程

(昭和八年四月一日 市告示第一二〇號 昭和八年八月改正)

- 第一條 職業紹介所ニ於テ取扱フ紹介事項左ノ如シ
 - 京都市中央職業紹介所
 - 一般男子職業紹介
 - 一般女子職業紹介
 - 俸給生活者職業紹介
 - 技術者職業紹介
 - 少年職業紹介
 - 京都市七條職業紹介所
 - 一般男子職業紹介
 - 一般女子職業紹介

京都市伏見職業紹介所

- 一般男子職業紹介
 - 一般女子職業紹介
 - 少年職業紹介
- 第二條 求人ノ申込ハ書面、口頭、電話其ノ他便宜ノ方法ニ依リ左ノ事項ヲ申出デ其ノ登録ヲ受クベシ
- 一 住所、氏名又ハ屋號、職業、電話番号
 - 一 被紹介者ノ性別、年齢、教育程度或ハ技能、人員
 - 一 雇入ノ目的、雇傭期間、通勤住込別、保證人ノ要否、給料
 - 一 其ノ他必要ナル事項
- 第三條 求人ノ申込ハ本人自ラ出願シ左ノ事項ヲ申出デ其ノ登録ヲ受クベシ
- 一 氏名、年齢、現住所若ハ居所
 - 一 本籍、戸主及其ノ続柄
 - 一 經歷、希望職業
 - 一 保證人ノ住所及氏名並保證人トノ關係
 - 一 其ノ他必要ナル事項
- 第四條 職業紹介所所長必要アリト認メタル場合ニハ求職者ニ對シ左ノ書類及寫眞ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ
- 一 戸籍ノ謄本若ハ抄本
 - 一 身元證明書
 - 一 學業證明書
 - 一 其ノ他必要ナル書類
- 第五條 求人者又ハ求職者其ノ紹介ヲ受クルノ必要ナキニ至リタルト

京都市職業紹介所職務規程

(昭和八年四月一日 京都市訓令第四號(三) 昭和八年八月改正)

- キ若ハ其ノ申込條件ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ其ノ旨申出ツヘシ
 - 第六條 求人又ハ求職ニ關スル登録ノ有効期間ハ登録ノ日ヨリ翌月末日迄トス
 - 前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得
 - 第七條 求人者ニ對シ求職者ヲ紹介スル場合ニハ紹介狀其ノ他必要ナル書類ヲ携帶セシムルモノトス
 - 第八條 求人者前條ノ紹介ヲ受ケタルトキハ速ニ適宜ノ方法ニ依リ被紹介者ノ採否並其ノ採用スル場合ニ於ケル履修條件ヲ職業紹介所ニ通報スベシ
 - 第九條 職業紹介所ハ求職者ノ身元保證ニ付其ノ責ニ任セズ
 - 第十條 不都合ノ行爲又ハ其ノ理由ニ依リ不適當ト認ムル者ニ對シテハ求人、求職ノ登録若ハ紹介ヲ拒絶スルコトアルベシ
 - 第十一條 現ニ緊屬セル労働争議關係者ノ求人又ハ求職ノ申込ハ之ヲ受理セズ
 - 第十二條 職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職ノ爲旅行スル者汽車汽船賃割引證ノ交付ヲ受ケントスル場合ハ其ノ旨申出ヅベシ
- 附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十一年市告示第九十五號ハ之ヲ廢止ス

關係例規集

- 第一條 職業紹介所ニ於テ取扱フべき事務ノ概目左ノ如シ
 - 一 求人並求職者ノ登録及紹介ニ關スル事項
 - 一 聯絡、統計、調査ニ關スル事項
 - 一 職業指導ニ關スル事項
 - 一 求人開拓ニ關スル事項
 - 一 其ノ他職業紹介ニ關スル事項
- 第二條 職業紹介所附帯事業ニ關スル事項
 - 一 中央職業紹介所ハ前條ノ外左ノ事務ヲ取扱フ
 - 一 職業紹介法施行規則第十一條ニ依リ聯絡ニ關スル事項
 - 一 職業紹介所ノ庶務、經理、會計ニ關スル事項
 - 一 職業紹介所職員及借入ノ進退、給與、膳服其ノ他身分ニ關スル事項
- 第三條 職業紹介所所長ハ其ノ取扱事務ノ狀況ヲ左ノ區別ニ依リ市長ニ報告スベシ
 - 日 報 翌々日以内
 - 月 報 翌月八日以内
 - 年 報 翌年一月二十日以内
- 前項ノ外職分所長ニ於テ必要若ハ重要ト認ムル事項ハ隨時之ヲ市長ニ報告スベシ
- 第四條 七條、伏見職業紹介所所長ヨリ市長ニ提出スベキ報告其ノ他ノ

關係例規集

文書ハ中央職業紹介所長ヲ經由スヘシ
第五條 職員ハ職務上知り得タル身分又ハ秘密ニ關スル事項ニ付テハ
其ノニ之ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ズ
第六條 本規程ニ定ムルモノヲ除クノ外處務ニ關シテハ京都市役所處
務規程ヲ準用ス

京都市職業紹介所執務時間

(昭和八年四月一日
市告示第一二二號)

職業紹介所ノ執務時間左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアル
ベシ

四月一日ヨリ 午前八時ヨリ午後四時マデ
十月三十一日マデ
十一月一日ヨリ 午前九時ヨリ午後四時マデ
翌年三月三十一日マデ

京都市少年職業紹介委員會規程

(昭和二年十月二十七日
市告示第四四九號)

第一條 京都市少年職業紹介委員會ハ本市内ニ於ケル少年勞務者ノ職
業指導紹介並保護ニ關スル事項ニ付市長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申
ス
第二條 本委員會ハ會長一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
第三條 會長ハ主幹助役ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ左ニ掲タル者ノ中ヨリ市長之ヲ命シ又ハ囑託ス

一 本市吏員
二 本市小學校教職員
三 學識經驗アルモノ
第四條 委員ノ任期ハ二箇年トス但シ前條第二項第一號ニ該當スルモ
ノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
特別ノ事由アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス任期中解職スルコトアル
ベシ
第五條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス
第六條 會長必要ト認ムル時ハ委員ニ非ザル者ヲシテ會議ニ參與シ重
見ヲ陳述セシムルコトヲ得
第七條 本委員會ニ幹事若干人ヲ置ク
幹事ハ本市吏員中ヨリ市長之ヲ命ス
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市勞働紹介所規則

(昭和七年四月十一日市規則第二號
昭和十年三月改正)

第一條 日傭勞働者ノ勞働紹介ヲ行フ爲本市ニ左ノ勞働紹介所ヲ設ク
京都市千本勞働紹介所
京都市東部勞働紹介所
京都市北部勞働紹介所

第二條 勞働紹介所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長
書 記

前項ノ外必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得
第三條 千本勞働紹介所長ハ市長ノ命ヲ承ケ本市勞働紹介所ヲ統轄シ
及所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス
東部、北部勞働紹介所長ハ上司ノ命ヲ受ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指
揮監督ス

第四條 書記ハ所長ノ命ヲ受ケ所務ヲ處理ス
第五條 勞働紹介所ノ取扱ニ付ハ一切料金を徴收セズ
第六條 勞働紹介所ハ職業紹介法施行令第三條第二項及第三項ニ依リ
賃銀ノ一時繰替ヲナスコトアルベシ
第七條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
附 則
本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市勞働紹介所處務規程(昭和十年三月七日
市訓令甲第二號)

第一條 勞働紹介所ニ於テ取扱フ事務ノ概目左ノ如シ
一 求人並求職者ノ登録及紹介ニ關スル事項
一 失業登録ニ關スル事項
一 求人開拓ニ關スル事項
一 勞働紹介ニ關スル調査、統計、聯絡ニ關スル事項

關係例規集

一 勞働賃銀ノ繰替ニ關スル事項
一 其ノ他勞務ノ需要供給ニ關シ必要ナル事項
第二條 千本勞働紹介所ハ前條ノ外左ノ事務ヲ取扱フ
一 各勞働紹介所間ノ統制ニ關スル事項
一 勞働紹介所ノ庶務、經理、會計ニ關スル事項
一 勞働紹介所職員及傭人ノ進退、給與諸屬員其ノ他身分ニ關
ル事項
第三條 勞働紹介所長ハ其ノ事務取扱ノ狀況ヲ左ノ區別ニ依リ市長ニ
報告スベシ
日 報 翌々日以内
旬 報 翌旬五日以内
月 報 翌月八日以内
年 報 翌年一月二十日以内
前項ノ外勞働紹介所長ニ於テ必要アリト認ムル事項ハ隨時之ヲ市
長ニ報告スベシ
第四條 東部及北部勞働紹介所長ヨリ市長ニ提出スベキ報告其ノ他ノ
文書ハ千本勞働紹介所長ヲ經由スベシ
第五條 職員ハ職務上知り得タル他人ノ秘密ヲ濫リニ漏洩スベカラズ
第六條 本規程ニ定ムルモノノ外處務ニ關シテハ京都市役所處務規程
ヲ準用ス

京都市勞働紹介所紹介規程

(昭和七年四月十一日
市告示第九一號
昭和八年八月改正)

- 第一條 求人ノ申込ハ書面、口頭、電話其ノ他便宜ノ方法ニ依リ左ノ事項ヲ申出デ其ノ登錄ヲ受クベシ
 - 一 住所、氏名又ハ屋號、職業、電話番号
 - 一 被僱者ノ性別、年齢、資格、技能、人員
 - 一 勞働ノ種類、就勞時間、賃銀、借入ノ方法
 - 一 其ノ他必要ナル事項
- 第二條 求職ノ申込ハ本人自ラ出頭シ左ノ事項ヲ申出デ其ノ登錄ヲ受クベシ
 - 一 氏名、年齢、現住所若ハ居所
 - 一 本籍戸主及其ノ續柄
 - 一 其ノ他必要ナル事項
- 第三條 求人求職ニ關スル登錄ノ有効期間ハ登錄ノ日限トス
前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得
- 第四條 左ニ掲タル者ハ勞働ノ紹介ヲ拒絶スルコトアルベシ
 - 一 虚偽ノ申入ヲ爲シタル者
 - 一 身心ノ缺陷其ノ他ノ事情ニ依リ不適當ト認メタル者
 - 一 求職者心得ニ違背シタル者
- 第五條 勞働者ノ紹介ヲ爲シタル場合ハ紹介票其ノ他必要ナル書類ヲ交付ス
- 第六條 勞働紹介所ハ紹介シタル勞働者ノ身元ニ付保證ノ責ニ任ゼズ

京都市勞働紹介所執務時間及休日

(昭和七年四月十一日
市告示第九〇號)

- 一 執務時間 毎日午前六時ヨリ午後六時迄
- 一 休日 一月一日ヨリ一月三日マデ

京都市勞働賃銀維持規程

(昭和十年三月七日
市告示第六十一號改正)

- 第一條 勞働賃銀ノ維持ハ本規程ニヨリ勞働紹介所ニ於テ之ヲ爲スモノトス
- 第二條 勞働賃銀ノ維持ヲ依頼セントスル者ハ依頼書(甲號様式)ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クベシ

京都市勞働賃銀維持規程 (昭和十年三月七日)

(市告示第六十一號改正)

- 第三條 勞働賃銀ノ維持依頼者ハ市長ニ於テ相當ト認ムル擔保ヲ提供シ又ハ保證人ヲ立ツベシ但シ官公署又ハ市長ニ於テ確實ナリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 勞働賃銀維持依頼者ハ使借シタル日借賃額者ニ對シ毎日終業ノ際從事シタル事項並賃銀額ヲ記シタル就勞證票(乙號様式)ヲ發行シ各人毎ニ之ヲ交付スベシ
前項就勞證票ニ押捺スベキ印章ハ豫メ之ヲ勞働紹介所長ニ届出クベシ
- 第五條 勞働賃銀ノ維持支拂ハ就勞證票ト引換ニ之ヲ爲スベシ
前項就勞證票ハ現金領收書ト兼用スルコトヲ得
- 第六條 勞働賃銀維持依頼者ハ毎日午前中ニ當日ノ維持所要決定額ヲ記シタル人夫使用證明書(丙號様式)ヲ勞働紹介所長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ
- 第七條 勞働賃銀維持金ハ一月毎ニ精算スルモノトス但シ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ短縮スルコトアルベシ
- 第八條 勞働賃銀維持依頼者ハ市長ノ發行スル納入告知書記載ノ期日迄ニ其ノ金額ヲ償還スベシ
前項ノ期日迄ニ償還ナキトキハ以後維持ヲ爲サザルコトアルベシ
- 第九條 維持依頼者ハ維持手續ニ關シ勞働紹介所長ノ指示ニ従フベシ
(様式時)

- 第一條 勞働賃銀維持依頼書ノ提出アリタルトキハ千本勞働紹介所長之ヲ處理スベシ
- 第二條 千本勞働紹介所長ハ勞働賃銀維持上必要ナル事項ヲ調査シ意見ヲ具シ市長ニ進達スベシ
- 第三條 勞働賃銀維持金ノ現金前渡ニ關スル請求精算並保管ハ千本勞働紹介所長之ヲ爲スベシ
前項現金前渡ハ原則トシテ維持所要額ノ五分分ヲ以テ之ヲ爲スベキモノトス
- 第四條 東部、北部勞働紹介所長ハ千本勞働紹介所長ヨリ日々勞働賃銀維持支拂ニ必要ナル現金ノ交付ヲ受クベシ
前項支拂殘餘金アルトキハ翌日之ヲ還付スベシ
- 第五條 勞働賃銀維持金ノ支拂ハ就勞證票ト引換ニ仕舞現金領收書(別記様式)ニ領收印ヲ捺シ之ヲ爲スベシ但シ就勞證票ト領收書ト兼用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 千本勞働紹介所長ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ノ取扱ニ係ル勞働賃銀維持ニ付維持依頼者毎ニ其ノ明細書ヲ作成シ維持金納入告知書ノ發行ヲ受ケ維持依頼者ニ之ヲ交付スベシ
- 第七條 千本勞働紹介所長ハ勞働賃銀維持金ノ同收圖章ナリト認メタルトキハ直ニ市長ニ之ヲ報告シ其ノ指揮ヲ承クベシ
- 第八條 勞働紹介所長ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ノ取扱ニ係ル勞働賃銀維持ニ付其ノ狀況報告書ヲ作成シ市長ニ報告スベシ

關係例規集

第九條 勞働紹介所長ハ事務處理上必要ト認ムル簿冊ヲ備付クベシ

京都市就勞統計員規程 (昭和八年二月七日)

(市訓令甲第三三號)

第一條 失業應急事業ニ從事スル勞働者ノ就勞統計ヲ圖ル爲就勞統計員若干名ヲ置キ市長之ヲ命ジ又ハ囑託ス

第二條 就勞統計員ハ社會課長ノ命ヲ承ケ就勞統計ニ關スル事務ニ從事ス

第三條 就勞統計員ノ從事スベキ事務ノ概目左ノ如シ

- 一 勞働者ノ就勞狀況調査ニ關スル事項
- 二 登錄勞働者配分狀況ノ調査ニ關スル事項
- 三 事業調節ノ調査ニ關スル事項
- 四 勞働事情ノ調査及勞働條件ノ改善ニ關スル事項
- 五 其ノ他就勞統計ニ關スル事項

第四條 就勞統計員調査中本市ノ方針其ノ他特ニ指示シタル事項ニ違背シ又ハ妥當ナラズト認ムルモノヲ發見シタルトキハ其ノ要領ヲ文書ヲ以テ主管課長ニ報告シ指揮ヲ受クベシ但シ輕易又ハ顯念ナル場合ニハ適應ノ措置ヲ講ズルト共ニ其ノ旨主管課長ニ報告スベシ

第五條 就勞統計員ハ職務上必要ナル事項ニ付關係當事者ノ説明又ハ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六條 就勞統計員ハ每週取扱ヒタル事項ヲ翌週三日迄ニ文書ヲ以テ主管課長ニ報告スベシ

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市立授産場規則 (昭和二年四月一日)

(市規則第三三號)

第一條 京都市立授産場ハ和洋裁縫其ノ他簡易ナル手工業ニ關スル技能ヲ授ケ工賃ヲ取得セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本場ノ従業員ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ就キ之ヲ定ム

- 一 年齡滿十六年以上ノ者
- 二 傳染性又ハ癩癧スヘキ疾患ナキ者
- 三 志操堅實ナル者

第三條 従業員タラントスル者ハ申込書ヲ差出し市長ノ承認ヲ受クベシ

第四條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ誓約書ヲ差出スベシ

第五條 従業員左ノ各條ノ一ニ該當スルキトハ第三條ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

- 一 操行不良ナル者
- 二 成業ノ見込ナキ者
- 三 正當ノ理由ナクシテ引續キ一週間以上缺席シタル者
- 四 加工若ハ製作ニ關シ不都合ノ態アリタル者
- 五 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムル者

第六條 従業員ニ對シテハ本場ニ於テ其ノ作業ニ必要ナル材料ヲ提供シ及其ノ設備ヲ使用セシムルモノトス但シ特別ノ場合ニ在リテハ自己ノ材料ヲ以テ作業セシムルコトアルベシ
市長ニ於テ適當ト認ムル場合ハ自宅又ハ市長ノ指定スル場所ニ於

テ作業セシムルコトアルベシ

第七條 従業員ハ其ノ加工若ハ製作シタル物件ニ付工賃ヲ受タルモノトス

前項ノ賃金額ハ市長之ヲ定ム

第八條 従業員故意又ハ過失ニ因リ本場ノ設備、製作品又ハ其ノ材料ヲ滅失毀損シタルトキハ之ガ損害ヲ賠償スベシ

前項ノ賠償額ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第九條 本場ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲加工及製作ノ委託ヲ受クルモノトス

第十條 京都市隣保館家事講習生ハ本場従業員ト見做シ作業ニ從事セシムコトアルベシ

第十一條 本規則ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則
本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市立授産場使用料及手数料規程

(昭和二年四月一日市條例第七號)

(昭和八年四月改正)

第一條 京都市立授産場ノ従業員ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ使用料ヲ徵收ス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルベシ

- 一 和洋裁縫 一人一箇月ニ付金二圓以内
 - 二 其ノ他簡易ナル手工業 一人一箇月ニ付金一圓以内
- 第二條 使用料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ徵收ス

關係例規集

京都市立授産場使用料及手数料施行規則

(昭和十一年四月一日)

(市告示第〇〇號)

第一條 使用料ハ之ヲ左ノ通定ム

一律裁縫使用料	本場	一人一月	一圓
	分場	一人一月	五十錢
和裁部使用料		一人一月	七十錢
手工部使用料		一人一月	三十錢

第二條 加工若ハ製作費ハ一般時價ニ應ジ其ノ都度之ヲ定ム

第三條 委託手数料ハ加工若ハ製作ニ要スル費ノ百分ノ五ノ金額トス

第四條 使用料ノ減免ハ左記各條ニ依ル

關係例規集

- 一 程度ニ依リ使用料ヲ半減若ハ免除ス
 - 一 従業者全月缺席シタルトキハ其ノ月分ノ使用料ヲ免除ス
 - 一 従業者其ノ月ノ十五日以後ニ入場承認ヲ受ケタルトキハ其ノ月分ノ使用料ヲ半減ス
 - 一 工賃收得率ノ特ニ低率ナル作業ニ従事シタルトキハ適宜使料ヲ減免スルコトアルベシ
- 第五條 前條第一號ニ依リ減免ヲ受ケンストル者ハ方面委員又ハ方面擔當社會事業主事補ノ證明書ヲ添へ願書ヲ提出スベシ
- 附 則
- 本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市授産場執務時間及休日

(昭和九年四月一日) (市告示 第七八號)

- 一 執務時間 毎日午前八時ヨリ午後六時迄
- 但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルベシ
- 一 休日 一月一日ヨリ一月三日迄
- 祝祭日
- 毎月第一日曜日及第三日曜日

京都市兒童院規則

(昭和六年四月一日) (市規則 第三號) (昭和十一年四月改正)

第一條 京都市兒童院ハ本市ニ居住スル中産以下ノ母性及兒童ノ保護指導ニ關スル事業ヲ行フモノトス

京都市兒童院助産條例

(昭和六年九月十四日) (市條例 第二〇號)

- 第一條 京都市兒童院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受ケルベシ
- 第二條 助産ノ手當ヲ受クル者ニシテ費用負擔ノ責力アル者ニ對シテハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料及手数料ヲ徴收ス
 - 一 入院料 一日ニ付 金一圓五十錢以内
 - 一 診察料(有効期間三月) 金五十錢以内
 - 一 分娩手数料 一回ニ付 金十圓以内
 - 一 手術手数料 金二十圓以内
 - 一 診断書、證明書又ハ處方箋一通ニ付金一圓以内
- 藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 特ニ費用ヲ要スルモノニ付テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ別ニ市長ノ定ムル料金を徴收ス
- 第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減額スルコトアルベシ
- 第四條 料金ハ總テ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第五條 虚偽ノ申立ニ依リ料金ノ徴收ヲ免レ又ハ其ノ減額ヲ受ケタルトキハ其ノ發見ノ都度之ヲ徴收ス
- 第六條 入院期間ハ分娩前必要ト認ムル時期ヨリ分娩後三週間以内トス但シ必要アリト認ムルトキハ之ヲ延長スルコトアルベシ

關係例規集

一一四

- 第二條 本院ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 院長
 - 主事
 - 技師
 - 書記
 - 調劑員
 - 前項ノ外嘱託員其ノ他必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得
 - 第三條 院長ハ市長ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌理シ職員ヲ指揮監督ス
 - 院長事故アルトキハ醫務ニ關シテハ上席醫員、其ノ他ノ事務ニ關シテハ主事其ノ職務ヲ代理ス
 - 第四條 主事ハ院長ノ命ヲ承ケ庶務及會計ヲ掌ル
 - 第五條 醫員ハ院長ノ命ヲ承ケ醫務ニ従事ス
 - 第六條 技師ハ院長ノ命ヲ承ケ心理相談ニ従事ス
 - 第七條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ従事ス
 - 第八條 調劑員ハ院長ノ命ヲ承ケ調劑ニ従事ス
 - 第九條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本規則施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム
- (京都市兒童院規則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス)

京都市兒童院助産條例施行細則

(昭和六年九月十四日) (市告示 第二六五號) (昭和八年十二月改正)

- 第一條 本院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨院長ニ申出ズベシ
- 第二條 前條ノ申出アリタルトキハ本人ノ身元調査ヲ行ヒ承認書ヲ交附ス但シ必要アル場合ニハ救護法第四條ニ依ル委員若ハ所轄醫務署長ノ證明書ヲ提出セシムルコトアルベシ
- 第三條 入院セントスル者ハ身元引受人ヲ定メ入院證書ヲ差出スベシ
- 前項ノ身元引受人ハ本市内ニ住居ヲ有スル成年以上ノ覺悟主ニシテ身元確實ナル者タルコトヲ要ス本人及身元引受人其ノ住所、身分等ニ異動ヲ生ジタルトキハ速報ヲ其ノ旨届出ズベシ
- 第四條 收容産婦ノ定員ハ三十五名トス
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ハ條例第二條第一項ニ依ル費用

一一五

關係例規集

負擔ノ責力アルモノトス

- 一 救護法ニ依ル救護ヲ受クル者及其ノ世帯ニ屬スルモノ
- 一 前號ニ準スル救護ヲ受クル者及救護ヲ受ケザルモ貧困ノ爲生活スルコト能ハザル者
- 一 其ノ他前號ニ準ズル者

第六條

使用料及手数料左ノ如シ

- 一 入院料(藥餌料ヲ含ム) 一日ニ付 金一圓五十錢

手数料

- 一 診察料(有効期間三月) 金三十錢
- 一 分 檢 料 一回ニ付 金十 圓
- 一 手術手数料 別表ニ依ル
- 一 生命保険其他特種ノ場合ニ關スル診察書、檢案書、證明書 金一 圓
- 一 其ノ他ノ診察書、證明書、處方箋 金五 十錢

第七條

藥價及治療材料費左ノ如シ但シ高價藥ニ付キテハ實費ヲ徴收ス

- 一 水藥、散藥、丸藥 一日一種ニ付 金十 錢
- 一 頓 服 藥 一回ニ付 金八 錢
- 一 合嗽、洗滌、點眼材料其ノ他之ニ類スル材料 一期ニ付 金十 錢
- 一 膏藥、膠球其ノ他之ニ類スル材料 一期又ハ一期ニ付 金十 錢

第八條

負擔ノ責力乏シキ者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ其ノ料金を半

減スルコトアルベシ

- 一 診察十四日ヲ超ユル部分ノ料金
- 一 手術料ニシテ十圓ヲ超ユル部分ノ料金
- 特ニ必要アル者ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ所要料金を半六日、二減スルコトアルベシ
- 第九條 入院料ノ納付期日ハ入院當日及毎月一日、六日、十一日、二十六日トシテ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日ガ休日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ゲ
- 第十條 入院者退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ相當スル既納料金ハ之ヲ還付ス
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ料金を後納セシムルコトアルベシ
- 一 診察ノ結果ニ依ルニ非ザレバ料金を算定シ難キトキ
- 一 應急ノ診察ヲ要シ料金ヲ前納セシメ難キトキ
- 一 其ノ他特別ノ事情アリト認メタルトキ

第十二條

附添看護ヲ許スベキ場合左ノ如シ

- 一 入院者ヲ靜養室ニ收容シタルトキ
- 一 入院者ノ容態ニ依リ附添看護ノ必要ヲ認メタルトキ

附 則

本施行細則ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス
 本施行細則第二條ニ於ケル救護法第四條ニ依ル委員ハ昭和七年一月一日迄京都府方面委員ヲ以テ之ニ代フ

手術手数料區分表

條例第二條第一項ニ依ルモノ

一 斷頭術及脊椎截斷術	二十 圓
一 人工流産術	二十 圓
一 子癩分鏡	十 圓
一 人工早産術	十 圓
一 齒子手術	十 圓
一 子宮截除術	十 圓
一 用手焼出術	五 圓
一 用手胎盤剝離術	五 圓
一 姿勢矯正術(内迴轉術)	五 圓
一 コルポイ、リンデル	五 圓
一 メトロイ、リンデル	五 圓
一 會陰縫合	五 圓
一 ボツシ一頭管擴張術	五 圓
一 人工蘇生術	五 圓
一 乳房炎手術	三 圓
一 側會陰切開術	三 圓
一 注射 料	二十錢乃至十 圓
一 患部處置料	二十錢乃至五十錢
二 同條第三項ニ依ルモノ	
一 腹式帝王切開術	五十 圓
一 腔式手術	三十五 圓
一 恥骨切斷術	三十五 圓

關係例規集

一 腹式開腹術 二十五圓 (子宮外妊娠、子宮筋腫、虫線突起炎、癒着剝離)

京都市兒童院兒童養護條例(昭和八年四月一日)

- 第一條 京都市兒童院ニ就キ兒童ノ健康又ハ心理ノ相談ヲナサントスル者ハ其ノ旨申出デ市長ノ承認ヲ受ケタベシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ルム使用料又ハ手数料ヲ納付スベシ但シ心理相談ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 相 談 料 (有効期間三ヶ月) 金三十錢以内
- 一 處置手数料 一回ニ付 金二 圓以内
- 一 檢 査 料 一種ニ付 金一 圓以内
- 一 診察書、證明書、處方箋又ハ治療意見書 一通ニ付 金一 圓以内
- 第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ又ハ第一條ノ承認ヲ受ケタル者費用負擔ノ責力ナキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルベシ
- 第四條 兒童ノ健康相談ニ際シ應急處置ノ必要アルトキハ投藥其ノ他應急ノ處置ヲ爲スコトアルベシ
- 前項應急處置後尙引續キ醫療ノ必要アルトキハ費用負擔ノ責力ナキ者ニ限リ無料ヲ以テ之カ醫療ヲ爲スコトアルベシ
- 第一項ノ場合ニ於ケル藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム但シ費用負擔ノ責力ナキ者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルベシ

關係例規集

- 第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除クノ外科金ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス
 - 第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市兒童院兒童養護條例施行細則

(昭和八年四月一日) (市告示第百十九號)

- 第一條 京都市兒童院兒童養護條例第二條ニ依ル使用料及手数料左ノ如シ
- 相談料 (有効三ヶ月) 金三十錢
- 處置手数料
- 一 レントゲン手数料 一回ニ付 金二圓
 - 一 太陽燈、赤外線燈手数料 一回ニ付 金十錢
 - 一 種痘及疾病預防注射料 一回ニ付 金三十錢
- 検査料
- 一 尿尿検査、又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金二十錢
 - 一 人乳検査、牛乳検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十錢
 - 一 喀痰検査、胃液検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金二十錢
 - 一 ウキタール氏反應検査、ワツセルマン氏反應検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十錢

- 一 腸管液検査、血液検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十錢
 - 一 細菌検査 一回ニ付 金五十錢
 - 一 化粧品又ハ顔料等ノ検査 一回ニ付 金十錢
 - 一 生命保險其他特殊ノ場合ニ關スル診斷書、検査書、證明書 一通ニ付 金一圓
 - 一 其ノ他ノ診斷書、證明書、處方箋 一通ニ付 金五十錢
 - 一 治療意見書 一通ニ付 金十錢
- 第二條 左ノ場合ニ於テハ料金ヲ徴收セス
- 一 本市職業紹介所長ノ依託ニ依ル就職希望者ノ健康相談
 - 一 市内ノ小學校、幼稚園、託兒所代表者ノ依託ニ依ル者ノ健康相談
- 附 則
- 本院ニ於テ臨時ニ行フ健康相談

- 第三條 本細則ニ定ムルモノヲ除クノ外兒童ノ健康又ハ心理ノ相談ノ申出ニ關シテハ京都市兒童院助産條例施行細則第一條及第二條ノ規定ヲ、費用負擔ノ責力ノ有無ニ關シテハ同細則第五條ノ規定ヲ、藥價及治療材料費等ニ關シテハ同細則第七條、第八條及第十一條ノ規定ヲ準用ス
- 附 則
- 本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市兒童院附供給規程

(昭和六年九月十四日) (市告示 第二六八號)

- 第一條 本院ニ於テ附ヲ要スル入院者以外ノ者ニ對シテハ本規程ニ依リ附ヲ供給ス
- 第二條 附ノ料金左ノ如シ
- | | | |
|-------|-------|------|
| 一 朝 食 | 一 食ニ付 | 金十錢 |
| 一 晝 食 | 同 | 金十五錢 |
| 一 夕 食 | 同 | 金十五錢 |
- 第三條 附ノ供給時期ハ院長之ヲ定ム
- 第四條 常時附ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ一定期間内ノ所要見込數ニ依リ附料ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受クベシ
- 前項ニ依リ食券ノ交付ヲ受ケタル者臨時ニ附ヲ要セサルニ至リテハトキハ豫メ其ノ旨申出テ承認ヲ受クベシ
- 第五條 臨時附ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申込ト同時ニ附料ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受クベシ
- 第六條 食券ノ有効期間ハ臨時附ニ在リテハ之ヲ受ケタル當日限當時附ニ在リテハ第四條第一項ノ期間内トス
- 第七條 常時附ノ食券ニシテ不要ニ歸シタルモノハ之ヲ返還シ當該料金ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但シ第四條第二項ノ承認ヲ受ケザルトキ又ハ其ノ承認ヲ受クルモ所定期間滿了後二ヶ月ヲ經過シタルトキハ拂戻ヲ爲サザルコトアルベシ
- 附 則
- 本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

關係例規集

關係例規集

京都市兒童院處務規程 (昭和六年九月十四日 市調令甲第一八號)

第一條 本院ニ左ノ部ヲ置ク

- 庶務部
- 會計部
- 相談部
- 助産部
- 教化部
- 調劑部

第二條 各部ノ分掌スル事務ノ概目左ノ如シ

- 庶務部
 - 一 公印ノ管守ニ關スル事項
 - 一 文書ノ收受、發送、移書、編纂及保管ニ關スル事項
 - 一 受付ニ關スル事項
 - 一 妊娠婦ノ收容、牛乳供給其ノ他一般ノ手續ニ關スル事項
 - 一 使用料、手数料、料其ノ他ノ減免手續ニ關スル事項
 - 一 職員及傭人ノ進退、服務、給與並諸願屆其ノ他身分ニ關スル事項
 - 一 日直、宿直ニ關スル事項
 - 一 警備ニ關スル事項
 - 一 院内及遊園ノ取締並清掃ニ關スル事項
 - 一 自動車ノ管理ニ關スル事項

一一〇

- 一 胎ノ供給ニ關スル事項
- 一 豫算並決算ニ關スル事項
- 一 其ノ他他ノ部ニ屬セザル事項

會計部

- 一 收入及支出ノ概報報告ニ關スル事項
- 一 收入及支出書類ノ整理ニ關スル事項
- 一 現金ノ取扱及保管ニ關スル事項
- 一 金庫ノ開閉及鎖鑰ノ保管ニ關スル事項
- 一 物品ノ出納、保管並整理ニ關スル事項
- 一 職員及傭人ノ給料其ノ他諸給與ノ請求及仕譯ニ關スル事項
- 一 電話ノ保管ニ關スル事項
- 一 其ノ他出納及受拂ニ關スル事項

相談部

- 一 妊娠婦ノ健康ニ關スル事項
- 一 出産手當ニ關スル事項
- 一 兒童ノ健康ニ關スル事項
- 一 兒童ノ習癖矯正ニ關スル事項
- 一 兒童ノ性態検査ニ關スル事項
- 一 兒童ノ教育並職業指導ニ關スル事項
- 一 身障弱兒童ノ保育ニ關スル事項
- 一 調劑ニ關スル事項
- 一 家庭訪問ニ關スル事項

助産部

- 一 助産ニ關スル事項
- 一 妊娠婦及初生兒ノ診療ニ關スル事項
- 一 教化部
 - 一 母性及兒童ノ保護教化ニ關スル事項
 - 一 兒童身障ノ改善並健康促進ニ關スル事項
 - 一 勤勞少年ノ保護ニ關スル事項
 - 一 兒童虐待防止ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ休養、娛樂、慰安ニ關スル事項
 - 一 母性及兒童ノ保護ノ爲メ社會教化ニ關スル事項
 - 一 要保護兒童票ノ整理ニ關スル事項
 - 一 母性及兒童保護關係各種團體トノ聯絡ニ關スル事項
 - 一 調査並編纂ニ關スル事項

調劑部

- 一 調劑投藥ニ關スル事項
- 第三條 院長ハ院長專決事項ノ外左ノ事項ヲ專決ス但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 妊娠婦ノ收容及退院ニ關スル事項
 - 一 附添看護ニ關スル事項
- 第四條 院長ハ其ノ取扱事務ノ狀況ヲ左ノ區別ニヨリ市長ニ報告スベシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
 - 一 旬報 翌旬二日以内
 - 一 月報 翌月五日前
 - 一 年報 毎年四月十五日前

關係例規集

第五條 院長ハ院内ニ於ケル不時ノ事變又ハ重要ト認ムル事項ニ就テハ直ニ之ヲ市長ニ報告スベシ

第六條 院長ハ院内警備並入院者進退ニ關スル施設ヲ整ヘ毎月一圓其ノ點檢ヲ行ヒ及時々講習ヲ實施シ職員ヲシテ當ニ其ノ使用ニ備レシメ有時ノ場合道徳ナキヲ期スベシ

第七條 院長ハ休日及執務時間外ニ於ケル收容、診療其ノ他院務ノ進行ニ支障ナキ職員ヲシテ勤務ニ服セシムベシ

第八條 調劑員ハ本院所屬醫師ノ處方ニ據ルニ非デレバ調劑投藥ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條 職員ハ職務上知り得タル他人ノ秘密ヲ漏洩スベカラズ

第十條 本院ニ於テ取扱フベキ兒童ノ範圍ハ十八歳未満ノ者タルベシ

第十一條 相談、診療、投藥等ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外受付ノ順序ニ依ルベシ

第十二條 院長ハ輕易ナル事項ニツキ院長名又ハ院長名ヲ以テ文書ヲ往復ヲナスコトヲ得

第十三條 診斷書、検査書、證明書及處方等ニハ其ノ取扱者ノ職氏名ヲ記シ院長之ヲ發行スベシ

第十四條 文書ノ整理ハ別表編纂類目ノ區別ニ依リ之ヲ處理スベシ

第十五條 前各條ニ定ムルモノノ外處務ニ關シテハ市役所處務規程ヲ準用ス

附 則

本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表時)

京都市兒童院牛乳供給規程 (昭和六年九月十四日) (市告示 第二六七號)

- 第一條 本院ニ於テ牛乳供給ノ要アリト認ムル乳幼児ニ對シテハ本規程ニ依リ牛乳ヲ供給ス
- 第二條 牛乳ハ全乳及調乳ノ二種トス
- 第三條 牛乳ノ代價ハ一合ニ付金五錢トス但シ牛乳供給ノ責力ナキ者ニ對シテハ無料其ノ責力乏シキ者ニ對シテハ半額ヲ以テ供給スルコトアルベシ
- 第四條 牛乳ノ供給ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨院長ニ申出テ代金ヲ拂込ミ牛乳供給券ノ交付ヲ受ケベシ
- 第五條 牛乳ハ一人一日ニ付七合以内ニ於テ毎日午前午後ニ分チテ之ヲ供給ス但シ時宜ニヨリ變更スルコトアルベシ
- 第六條 牛乳供給期間ハ一ヶ月以内トス但シ特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 左ノ場合ニ於テハ牛乳ノ供給ヲ廢止シ又ハ一時中止スルコトアルベシ
 - 一 乳幼児ノ榮養狀態ガ供給ノ必要ナキニ至リタルトキ
 - 一 供給ヲ受クル者本院ノ指示ヲ遵守セザルトキ
 - 一 供給上ノ都合ニ依ルトキ
- 第八條 牛乳ノ供給ヲ受クル者之ヲ中止シ又ハ廢止セントスルトキハ三日以前迄ニ其ノ旨院長ニ申出テ承認ヲ受ケベシ

本規定ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和二年六月十六日市規則第七號京都市保館規程ハ之ヲ廢止ス

京都市保館規程 (昭和十一年四月一日) (市告示 第一〇一號)

- 第一條 保館ニ於テハ三年以上六年未満又ハ六年ニ達シ就學スルニ至ル迄ノ幼兒ニ對シテ託兒保育ヲ爲ス
- 第二條 保館ニ於テハ十二年以上ノ女子ニ對シテ家事講習ヲ爲ス
- 第三條 保館ニ於ケル託兒保育並ニ家事講習ノ定員ハ之ヲ左ノ通トス但シ時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルベシ

館 別	託兒保育	家事講習
樂仁保館	一一〇	二〇
樂正保館	一八五	三五
錦林保館	八五	二〇
三條保館	一二五	二〇
壬生保館	一〇五	二〇
樂仁保館	四〇〇	四〇
改進保館	一七五	三〇

- 第四條 保館ニ相談役並ニ協同奉仕員ヲ置ク
- 第五條 託兒並ニ家事講習生ハ申込ニ依リ隨時之ヲ收容ス但シ申込者其ノ定員ヲ超過スル場合ニ於テハ特別ノ事由無キ限り相談役ニ醫

圖例規程

京都市保館規則 (昭和十一年四月一日) (市規則 第六號)

- 第一條 保館同ノ精神ニ基キ環境ノ改善生活ノ向上並ニ善隣關係ノ確立ヲ圖ル爲メ本市ニ保館ヲ置ク
- 第二條 保館ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ
 - 一 精神的教化改善ニ關スル事項
 - 一 託兒保育其ノ他兒童保護ニ關スル事項
 - 一 家事講習其ノ他生活改善ニ關スル事項
 - 一 授産其ノ他經濟的保護ニ關スル事項
 - 一 保健指導醫藥保護ニ關スル事項
 - 一 青少年教化指導ニ關スル事項
 - 一 休養娛樂ニ關スル事項
 - 一 其ノ他保館和ニ關スル事項
- 第三條 保館ハ公衆集會ノ用ニ供ス但シ市長ニ於テ適當ナラズト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第四條 保館ハ其ノ事業遂行上支障無キ限リ公益團體其ノ他本館事業ト其ノ目的ヲ同ジクスル團體ニ其ノ一部又ハ其ノ設備ヲ使用セシムルコトアルベシ
- 第五條 保館ハ年中無休トシ毎日午前七時ヨリ午後十時迄開館ス但シ時宜ニ依リ開館時間ヲ伸縮シ又ハ臨時休館スルコトアルベシ
- 第六條 託兒保育並ニ家事講習ニ關シテハ前項ノ規定ニ拘ラズ別ニ市長之ヲ定ム

本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

リ之ヲ定ム

- 第六條 託兒又ハ家事講習生ニシテ六月以上在籍又ハ修業セシ者ニ對シテハ在籍又ハ修業證書ヲ授與スルコトアルベシ
- 第七條 託兒保育並ニ家事講習時間及其ノ休業日ハ之ヲ左ノ通トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ若ハ變更スルコトアルベシ
 - 一 託兒保育時間 毎日午前七時ヨリ午後五時迄
 - 一 家事講習時間 毎日午後七時ヨリ午後十時迄但シ改進保館ハ毎日午後一時ヨリ午後四時迄
 - 一 休業日 日曜日
祝日、大祭日
氏神祭
八月十五日ヨリ八月十八日迄
十二月三十一日ヨリ翌年一月七日迄
- 第八條 左ニ掲グル者ハ入館ヲ拒絕シ又ハ退館セシムルコトアルベシ
 - 一 公安風俗ヲ紊シ又ハ紊スノ虞アル者
 - 一 他人ノ迷惑トナル者
 - 一 本館規則及之ニ基キテ爲ス命令ニ違背シ若ハ保員ノ指示ニ從ハザル者
 - 一 其ノ他本館管理上支障アリト認ムル者
- 第九條 保館建物其ノ他物件ヲ滅失又ハ毀損シタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スベシ
- 第十條 前項ノ賠償額ハ市長之ヲ定ム

一一三

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十年四月六日市告示第八七號京都市託兒所規程ハ之ヲ廢止ス

京都市保嬰館使用條例 (昭和十一年四月一日) (市條例第六號)

- 第一條 京都市保嬰館ヲ使用セントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受クベシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル左記ノ者ニ對シテハ使用料ヲ徵收ス
 - 一 託兒保育ヲ受ケントスル者
 - 一 家事講習ヲ受ケントスル者
 - 一 集會ニ使用セントスル者
- 第三條 使用料ハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム但シ市長必要アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルベシ
 - 一 託兒保育料 一人 一月 一圓以内
 - 一 家事講習料 一人 一月 五十圓以内
 - 一 集會料 一室
 - 一 日間 一圓以内
 - 一 夜間 二圓以内
 - 一 晝夜 二圓五十圓以内
- 第四條 特ニ費用ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ別ニ市長ノ定ムル料金ヲ徵收スルコトアルベシ
- 第五條 使用料ノ納付ニ關シテハ別ニ市長之ヲ定ム
- 第六條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ市長特別ノ事由アリト認ム

京都市保嬰館使用條例施行細則 (昭和十一年四月一日) (市告示第九九號)

- 第一條 保嬰館ニ於テ託兒保育並ニ家事講習ヲ受ケントスル者、本館ヲ集會ニ使用セントスル者又ハ本館ノ一部或ハ其ノ設備ヲ使用セントスル者ハ願書ヲ提出スベシ
- 第二條 保嬰館ノ使用料ハ之ヲ左ノ通定ム
 - 一 託兒保育料
 - 甲種 一人一月 一圓
 - 乙種 一人一月 七十錢
 - 丙種 一人一月 五十錢
 - 丁種 一人一月 三十五錢
 - 戊種 一人一月 二十五錢
 - 一 家事講習料
 - 甲種 一人一月 五十錢
 - 乙種 一人一月 三十錢
 - 一 集會料 一室
 - 日間 (午後八時ヨリ 午後六時迄) 五十錢
 - 夜間 (午後六時ヨリ 午後十時迄) 一圓
 - 晝夜 (午前八時ヨリ 午後十時迄) 一圓五十錢
- 第三條 託兒保育料並ニ家事講習料ハ託兒並ニ家事講習生ノ屬スル世帯ニ於ケル費用負擔ノ能力及家庭ノ事情ニ應ジ之ヲ定メ又ハ免除ス

- 第七條 左ノ場合ニ於テハ本館ノ使用ヲ拒絶シ又ハ使用承認ヲ取消スルコトアルベシ
 - 一 本條例及本市保嬰館規則並ニ之ニ基テ規定命令等ニ違背スル處アルトキ
 - 一 本館管理上不適當ト認ムルトキ
 - 一 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ
 - 第八條 集會ノ爲本館ノ使用承認ヲ受ケタル者又ハ本館ノ一部或ハ其ノ設備ノ使用承認ヲ受ケタル者ハ左ノ責任ズベシ
 - 一 善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ建物設備其ノ他物件ヲ管理シ且一般ノ取締ヲ爲スコト
 - 一 管理ニ係ル建物設備其ノ他物件ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ何人ノ所爲タルヲ問ハズ其ノ損害ヲ賠償スルコト
 - 第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十三年十一月一日市告示第四六八號京都市託兒所使用條例及昭和二年六月十六日市條例第一七號京都市保嬰館使用條例ハ之ヲ廢止ス

- 第四條 前條費用負擔ノ能力及家庭ノ事情ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依リ保嬰館相談役ニ諮詢シ之ヲ認定ス
- 第五條 同一世帯ニ屬スル幼兒二人以上ノ託兒保育ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ一人ヲ除キ他ノ幼兒ニ付託兒保育料ハ之ヲ減免スルコトアルベシ
- 第六條 託兒保育料並ニ家事講習料ハ左記第一號乃至第三號ノ一ニ該當スルトキハ半減シ第四號ニ該當スルトキハ免除ス
 - 一 其ノ月ニ於テ十五日以上連續缺席シタルトキ
 - 一 其ノ月ノ十六日以後ニ使用承認アリタルトキ
 - 一 其ノ月ノ十五日以前ニ退館シタルトキ
 - 一 全月缺席シタルトキ
- 第七條 集會料ハ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ免除スルコトアルベシ
 - 一 集會ニシテ本館事業ト其ノ目的ヲ關シタルトキ
 - 一 使用者ニシテ社會事業團體又ハ其ノ他公益ヲ目的トスル團體ナルトキ
 - 一 其ノ他市長ニ於テ適當ト認ムルトキ
- 第八條 使用料ノ減免ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シタル願書ヲ提出スベシ
- 第九條 託兒保育料及家事講習料ハ其ノ月分ヲ毎月二十五日迄ニ之ヲ納付スベシ
- 第十條 集會料ハ之ヲ納納スベシ
- 第十一條 本館ノ使用承認ヲ受ケタル者集會ノ期日其ノ他ノ條項ヲ變更セントスルトキハ其ノ旨申出テ之ヲ承認ヲ受クベシ

第十二條 託兒及家事講習生退籍セントスルトキハ其ノ旨申出ヅベシ

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年十一月一日市告示第四七〇號京都市託兒所使用條例施行細則及昭和七年六月二十三日市告示第二七二號京都市隣保館使用條例施行細則ハ之ヲ廢止ス

名稱變更ノ件

昭和十一年四月一日ヨリ京都市託兒所並ニ家事見習所ハ左記ノ通其ノ名稱ヲ變更ス

昭和十一年四月一日

京都市長 淺 山 富 之 助

記

京都市樂只隣保館	京都市樂只託兒所及京都市樂只家事見習所
京都市樂正隣保館	京都市樂正託兒所及京都市樂正家事見習所
京都市錦林隣保館	京都市錦林託兒所及京都市錦林家事見習所
京都市三條隣保館	京都市三條託兒所及京都市三條家事見習所
京都市壬生隣保館	京都市壬生託兒所及京都市壬生家事見習所
京都市崇仁隣保館	京都市崇仁託兒所、京都市崇仁家事見習所
京都市東七條隣保館	京都市東七條隣保館

社會課長代決事項ニ關スル件

(昭和十二年四月一日決裁)

左記事項ハ局長、部長及課長代決規程ノ改正ヲ相當トスルモ右改正ニ至ル迄當分ノ中社會課長ニ於テ之ヲ代決シ得ル權相定メラレ度此段及仰裁儀也

記

- 一 隣保館使用ニ關スル事項
- 一 隣保館使用料並ニ減免ニ關スル事項
- 一 隣保館ノ臨時休館及開館時間ノ變更ニ關スル事項
- 一 隣保館ニ於ケル託兒保育並ニ家事講習時間及休業日ノ變更ニ關スル事項
- 一 隣保館ニ於ケル時間外託兒受託ニ關スル事項
- 一 隣保館託兒並ニ家事講習生請給與ニ關スル事項
- 一 隣保館託兒並ニ家事講習生ノ在籍又ハ修業證書ニ關スル事項

恩賜社會事業基金規程

(昭和四年二月十五日) (市告示第八九號)

第一條 大體ニ際シ本市ニ下賜アリタル金十五萬圓ハ之ヲ恩賜社會事業基金トス

第二條 本基金ヨリ生ズル收入ハ之ヲ本市社會事業ノ費途ニ充ツ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

京都市慈善基金ニ關スル規程

(明治三十年四月二十八日市公告第二七號) (大正六年三月三日改 正)

第一條 京都市慈善基金ヨリ生ズル收入ハ之ヲ本市内ニ於ケル慈善救濟事業ノ費途ニ充ツ但シ支出ヲ要セサル金額ハ元資ニ編入スルモノトス

第二條 前條ノ支出方法ハ市會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

京都市社會的施設事業資金積立金ニ關スル規程

(大正十年四月二十五日市告示第一三五號) (昭和四年三月三日改 正)

第一條 京都市社會的施設事業資金ニ充ツル爲積立金ヲ爲スモノトス

第二條 前條ノ積立金及之ヨリ生ズル收入ハ本市社會事業費ニ充テ仍

其ノ殘餘アルトキハ之ヲ元資ニ編入スルモノトス

附 則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

住宅組合ニ關スル貸付資金設置ニ關スル件

(市會議決) (大正十二年三月二十一日) (市告示第六四號)

第一條 本市ハ住宅組合法ニ依リ設立シタル住宅組合ニ對シ住宅資金貸付ノ爲資金ヲ設置ス

第二條 前條ノ貸付資金ハ之ヲ特別會計トス

第三條 本會計ニ屬スル歳入豫算ニ超過ノ收入アルトキハ本資金ノ運用ニ依リテ生ズル收入金額ノ範圍内ニ於テ之ヲ元資ニ編入スルモノトス

京都市立授産場特別製品積立金規程

(市會議決) (昭和二年三月三十一日) (市告示第一〇〇號)

第一條 京都市立授産場ノ特別製作品ノ費途ニ充ツル爲京都市立授産場特別製品積立金ヲ設置ス

第二條 本積立金ハ左ノ收入又ハ編入金ヲ以テ之ヲ積立ツルモノトス

- 一 授産場製品賣拂代金ノ三分ノ一以内
- 二 本積立金ニ依リ製作シタル物品ノ賣拂代金
- 三 本積立金ヨリ生ズル收入
- 四 指定寄附金
- 五 歳入出豫算ヲ以テ定メタル編入金

第三條 本積立金ハ授産場ノ設備又ハ研究調査ノ費途ニ之ヲ支出スルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附ノ一 京都市市民共済會會則

第一章 總則

第一條 本會ヲ京都市市民共済會ト稱シ京都市ニ於ケル窮貧救助失業
保護其ノ他市民ノ福利増進ヲ計ルヲ以テ目的トス
第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルため左ノ事業ヲ行フ
一 窮貧救助ニ關スル事業

- イ 生計費補給 老幼、不具、痲疾、傷害等ニヨリ生計ノ途
ナキモノニ對シ一定額ノ生計費ヲ補給スルモノトス
- ロ 療養費補給 疾病、傷害ニヨリ療養ノ途ナキモノニ對シ
一定額ノ療養費ヲ補給スルモノトス
- ハ 養育費補給 孤兒、棄兒、遺兒、迷兒、孤兒院、養育院
等ニ託シ其ノ他適當ノ處置ヲトルニ當リ必要アルトキハ
一定額ノ養育費ヲ補給スルモノトス
- ニ 出産費給與 出産費ニ窮スルモノニ對シ必要ト認ムルト
キハ其ノ費用ノ一部又ハ全部ヲ給與スルモノトス
- ホ 葬儀費給與 葬儀費ニ窮スルモノニ對シ必要ト認ムルト
キハ其ノ費用ノ一部又ハ全部ヲ給與スルモノトス
- 二 失業保護ニ關スル事業
 - イ 宿泊及食事 市設ノ簡易宿泊所及簡易食堂ト聯絡ヲ執リ
失業者ニ對シ宿泊及食事上ノ便宜ヲ計ルモノトス
 - ロ 歸郷及就職旅費貸與 失業者ニシテ歸郷又ハ就職地ニ赴
カントスルモ旅費ナキモノニ對シ貸與若ハ一部ヲ貸與ス
ルモノトス

- ハ 賃貸立替 市設職業紹介所ニ於テ紹介シタル労働者ニ對
シ必要ト認ムルトキハ雇傭者ニ代リテ賃額ノ立替ヲナス
モノトス
- ニ 企業資金及職業用具ノ貸與 失業者ニ對シ生業上必要ア
リト認ムルトキハ相當ノ資金又ハ簡易ナル職業用具ヲ貸
與スルモノトス
- ホ 生計費貸與 失業又ハ轉業ニ依リ家計補給ノ必要アリト
認ムルトキハ適當ノ期間生計費ノ一部ヲ貸與スルモノトス
- ハ 職業ニ關スル講習、失業ヲ未然ニ防止シ又ハ職業轉換ニ
便ナラシムルため時宜ニ進スル實業的職業技能ノ短期講
習ヲナスモノトス
- ト 授産事業 授産事業ヲ起シ失業者又ハ求職者ニ對シ就業
ノ便宜ヲ計ルモノトス
- チ 少年職業指導 少年求職者ニ對シ適當ナル職業指導ヲナ
スモノトス
- リ 健康保護 失業者及其ノ家族中疾病ノため困難セルモノ
ニ對シ病院ノ診察其ノ他適當ノ保護ヲ與フルモノトス
- 三 職業教育ニ關スル事業
 - イ 宿泊及食事 雇傭者ニ對シ宿泊及食事上ノ便宜ヲ計ルモ
ノトス
 - ロ 生計費療養費ノ貸與并補給、雇傭者ニ對シ其ノ生計費療
養費ノ一部又ハ全部ヲ貸與又ハ補給スルモノトス
 - ハ 職務金品募集 一般ニ職務金品ヲ募集シテ雇傭者ニ
交付スルモノトス

四 其ノ他理事會ニ於テ必要ト認ムル事項

第三條 本會ハ事務所ヲ京都市役所社會課内ニ置ク

第二章 資 産

第四條 本會ノ事業ニ要スル資金ハ京都市ヨリ受ケル交付金本會ノ事
業ニ賛同セラルル篤志家ノ寄附金及其ノ利子并事業ヨリ生スル取
入ヲ以テ之ニ充當スルモノトス

第五條 本會ノ資金ハ確實ナル銀行ニ預入レ若ハ國債證券京都市公債
又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ利殖ヲ圖ルモノトス有價證券并預
金銀行ノ指定ニ關シテハ理事會ノ決議ニ依ル

第三章 役 員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 總裁 一名 副總裁 一名
- 理事長 一名 理事 若干名

第七條 總裁ハ京都市長ヲ副總裁ハ京都市助役中ヨリ之ヲ推舉ス

第八條 理事長ハ京都市社會課長ヲ以テ之ニ充ツ理事ハ京都市社會課
關係者中ヨリ之ヲ推舉ス

會計理事ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ選舉ス但シ任期ハ一年ト
ス

第九條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ總裁之ヲ推舉ス

第十條 本會ノ趣旨ニ賛同シ金壹百圓以上ヲ寄附シタルモノヲ贊助員
トス

第十一條 本會ニ主事其ノ他ノ有給職員ヲ置クコトヲ得

第四章 職 務 權 限

關係例規集

第十二條 總裁ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ之カ代理ヲナス

第十三條 理事長ハ總裁ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

第十四條 會計理事ハ金繰ノ出納保管其ノ他會計ニ關スル事務ヲ掌理
ス

第十五條 理事會ハ理事長及理事ヲ以テ組織シ定時又ハ臨時ニ理事長
之ヲ召集ス

第十六條 理事會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ

一 本期施行ニ關スル事項

二 豫算ニ關スル事項

三 其ノ他重要ナル會務ニ關スル事項

第十六條 理事會ハ理事長ヲ以テ議長トス

議長ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ
決スル所ニ依ル

第十八條 理事ハ理事長ノ指示ニヨリ會務ヲ處理ス

第十九條 重要ナル會務ハ顧問ニ諮リテ之ヲ決ス

第二十條 主事其ノ他有給職員ハ理事長又ハ理事ノ命ヲ受ケ會務ニ從
事ス

第二十一條 本會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第二十二條 理事長ハ會計年度終了前ニ於テ次年度ノ收支豫算ヲ作成
シ理事會ノ議ニ附スヘシ

第二十三條 理事長ハ會計年度終了ノ翌日ヨリ一ヶ月内ニ財産目録貸
借對照表其ノ年度ノ收支決算及事業報告書ヲ作成シ會計理事ノ承

關係例規集

認テ理事會ニ提出スヘシ

第二十四條 歲計ニ剩餘ヲ生シタルトキハ之ヲ次年度ニ繰越スモノトス

第六章 附 則

第二十五條 本則ハ理事會ニ於テ理事四分ノ三以上ノ同意アルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得ス

第二十六條 本會々務規則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十七條 本會設立後最初ニ就任シタル理事長ハ選擧ナク財産目錄貸借對照表及其ノ年度ノ經費ニ關スル收支豫算并事業計劃書ヲ作成シ理事會ノ議ニ附スヘシ

京都市市民共濟會信用共濟規程

第一條 本會ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ信用上ノ共濟ヲ行フ

前項ノ事務ハ京都市立ノ職業紹介所内ニ於テ之ヲ取扱フ

第二條 本共濟ニ加入シ得ル者ハ京都市立ノ職業紹介所ノ紹介ニ依リ本市内又ハ本市近郊ニ於テ就職セル者ニ限ル

第三條 本共濟ニ加入セントスル者ハ加入申込書ニ戸籍謄本身分證明書並ニ就職證明書ヲ添ヘテ申込ノ上本會理事長ノ承認ヲ得掛金ヲ納付スルモノトス

第四條 掛金ハ金五拾錢トス

第五條 既納ノ掛金ハ之ヲ返還セズ

第六條 加入者タルノ資格ハ掛金納付ノ日ヨリ之ヲ取得シ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ之ヲ喪失ス

- 一 一 該當スルニ至リタルトキ之ヲ喪失ス

一 掛金納付後滿一ケ年ニ達シタルトキ

二 加入當時ノ履修先ヲ退職シ又ハ休職トナリタルトキ

三 履修主ヨリ保證金支拂ノ請求アリタルトキ

第七條 第六條第一號ニ依リ資格喪失ノ場合ニ於テ引續キ加入セントスル者ハ更ニ掛金ヲ納付シ其ノ期間ヲ更新スルコトヲ得

前項ノ掛金ハ金參拾錢トス

第八條 第六條第二號ニ依リ資格喪失ノ者再ヒ京都市職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職シタル場合ハ更ニ掛金ヲ納付スルコトヲ得前加入後滿一ケ年ニ達スル迄其ノ資格ヲ取得スルコトヲ得

第九條 第六條第三號ニ依リ資格ヲ喪失シタル者ノ再加入申込ハ之ヲ受理セザルコトアルベシ

第十條 本會ハ加入者ガ加入期間中履修主ニ對シ財産上ノ損害ヲ與ヘタル場合金五拾圓ヲ限度トシ損害實額ニ依リ履修主ニ對シ保證金ノ支拂ヲ爲ス 但シ左ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 加入者ノ過失ニ基クトキ

二 就職後拾日迄ノ行爲ニ基クトキ

三 履修主ノ故意又ハ重大ナル過失ニ基クトキ

四 損害ニ對シ他ヨリ賠償アリタルトキ但シ其ノ賠償額ガ損害實額ヨリ少キ場合ハ其ノ差額ヲ支拂フ

第十一條 保證金支拂ノ請求ハ保證書ヲ添ヘ事由發生後三ヶ月以内若ハ之ヲ知リタル後十日以内ニ對シテ之ヲ爲スモノトス

前項ノ場合本會ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ事實ヲ調査シ又ハ之ガ證據物件ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第十二條 第十一條ノ期限ヲ超過シ又ハ調査若ハ證據物件ノ提出ヲ拒ミタル者ニ對シテハ保證金ノ全部又ハ一部ヲ支拂ハザルコトアルベシ

第十三條 保證金支拂後被寄金品等ノ還付ニ依リ損害實額ヲ超過スル利得アリタル場合ハ其ノ超過部分ニ付本會ヨリ返戻ヲ求ムルコトアルベシ

第十四條 加入證若ハ保證書ヲ亡失シタル場合ハ加入者及履修主ノ連署願出ニヨリ再交付ヲ爲ス

第十六條 加入者ニ對シテハ附錄第一號様式ノ加入證ヲ加入者ノ履修主ニ對シテハ附錄第二號様式ノ保證書ヲ交付ス

(附錄省略)

附の二 京都兒童保健協會之則

第一條 本會ハ京都兒童保健協會ト稱シ事務所ヲ京都市役所社會課内ニ置ク

第二條 本會ハ京都市ニ於ケル兒童保健ニ關スル事業並ニ施設ノ相互聯絡ヲ圖リ其ノ適正ナル發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルため左ノ事項ヲ行フ

- 一 各事業並ニ施設ノ相互聯絡
- 一 兒童保健事業ノ調査研究
- 一 兒童保健事業ノ確立
- 一 兒童保健ニ關スル知識ノ啓蒙普及
- 一 其他必要ナル事項

關係例規集

第四條 本會ハ兒童ノ健康相談、醫療保護其他保健ニ關係アル社會事業ヲ行フ團體ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 本會ニ幹事若干名(內常任幹事一名)ヲ置キ會務ヲ掌理ス但シ其ノ任期ヲ二ケ年トス

幹事ハ參加團體ノ互選トシ常任幹事ハ幹事ノ互選ニヨル

第六條 本會各年度事業計劃並其重要事項ハ參加各團體代表者會ノ決議ニヨリ之ヲ決定ス

第七條 本會ノ經費ハ參加團體ノ負擔金、寄附金、補助金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

社會課關係電話番號一覽

市(役所) (社會課)	表代	
	上	下
中央職業紹介所	西二四二〇二五	西二四二〇二五
七條職業紹介所	下三三〇四〇〇	下三三〇四〇〇
伏見職業紹介所	伏一四六二	伏一四六二
千本労働紹介所	下五三九一〇〇	下五三九一〇〇
東部労働紹介所	上六九〇〇	上六九〇〇
北部労働紹介所	西七三〇〇	西七三〇〇
兒童院	西六〇〇八	西六〇〇八
中央授産場	下四七七四	下四七七四

(時間外直通)

無料宿泊所	下七四七四
伏見公益質屋	伏一四六二(呼出)
中央簡易食堂	西二四〇五(呼出)
樂只隣保館	西四一一九(呼出)
養正隣保館	上四〇四一
錦林隣保館	上二〇六四(呼出)
三條隣保館	下二二八一(呼出)
壬生隣保館	西七七一〇
崇仁隣保館	下八二二〇
改進隣保館	伏七八九

昭和十一年五月二十八日 印刷
昭和十一年五月三十一日 發行
非賣品

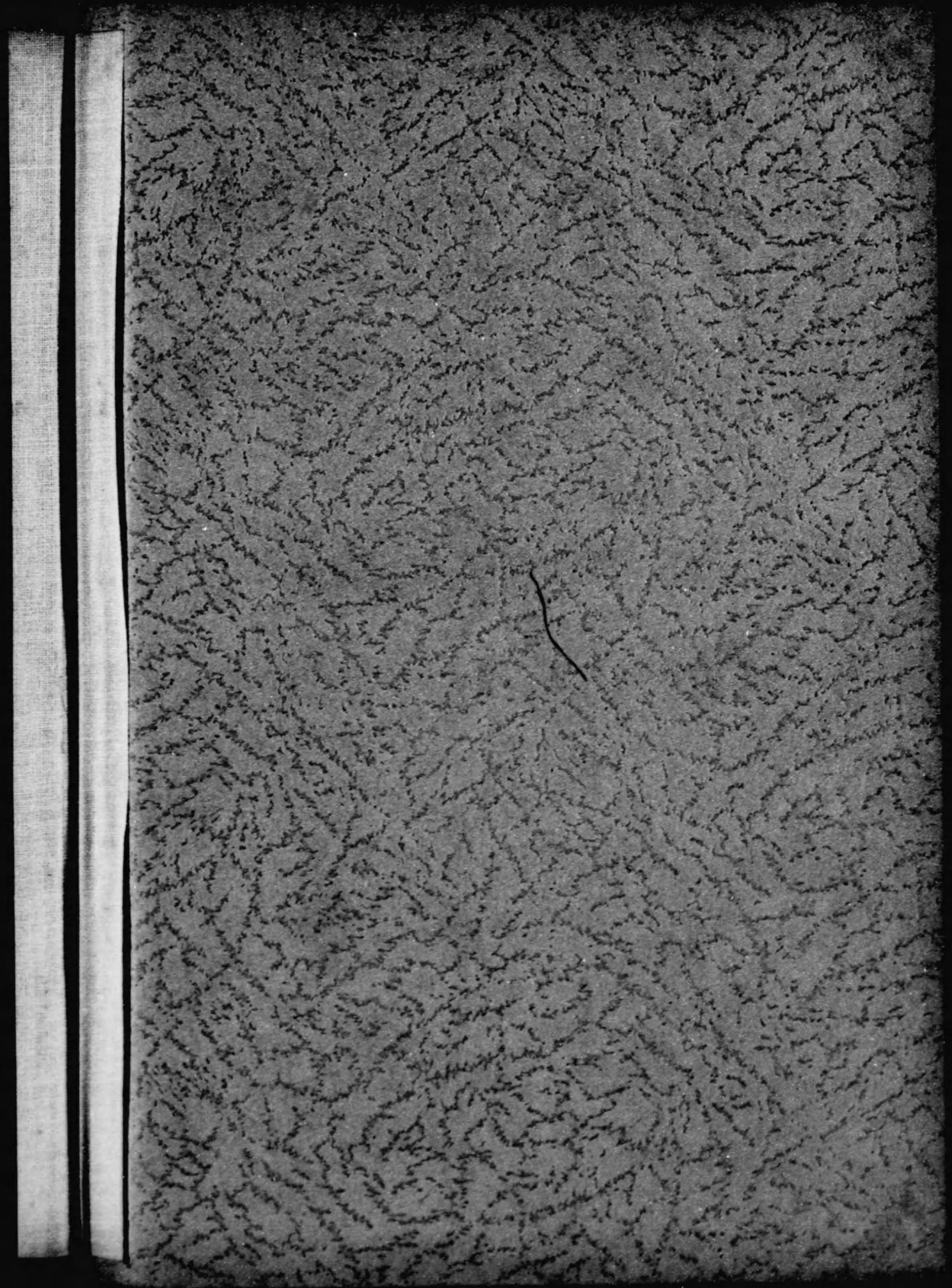
編輯兼 京都市社會課
發行者 右代表者 津葉見龍

印刷人 京都市寺町通今出川上ル
水上 德太郎

印刷所 京都市寺町今出川上ル
榮文堂印刷合名會社

發行者 京都市役所

45
530



1

